

熊谷市バリアフリー基本構想

令和4年3月

熊谷市

あいさつ

本市では、平成14年に「熊谷市交通バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通機関や道路等において、段差の解消や熊谷UDブロックの設置などにより、バリアフリー化を推進してまいりました。

さらに、平成26年には「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定し、全ての人がまちの中を自由に移動できるように、鉄道やバス、道路、信号機等に加え、多くの市民の皆様が利用される建築物や公園、駐車場などの総合的なバリアフリー化を図るとともに、高齢者や障がい者、子育て世代、妊産婦等を含む全ての人の存在を互いに理解し支え合う「心のバリアフリー」を積極的に推進してまいりました。



これらの取組により、バリアフリーのまちづくりは着実に進捗し、ソフト施策を含めて大きな成果を上げています。

本基本構想では、改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、バリアフリー化の推進に向けた新たな方針を示すとともに、重点整備地区に籠原駅周辺地区を加え、特定事業の更新を行いました。

今後とも、市民の皆様や関係機関の御協力をいただきながら、バリアフリー施策の継続的な推進に取り組んでまいります。

結びに、この度の改定にあたり御尽力いただきました「熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会」の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

熊谷市長 **小林 哲也**

目次

第1章 基本構想策定の背景と目的	1
1-1 熊谷市におけるこれまでの取組.....	1
1-2 改正バリアフリー法やガイドライン等への対応の必要性.....	2
1-3 上位関連計画や関連事業等との整合の必要性.....	3
1-4 改定の目的.....	4
1-5 バリアフリー法の概要.....	4
1-6 基本構想策定の方針.....	6
第2章 熊谷市の現状と課題	9
2-1 人口等の推移.....	9
2-2 アンケート調査等からみるバリアフリー化の必要性.....	10
2-3 旧基本構想の成果と課題.....	11
2-4 まちづくりの方向性.....	13
第3章 熊谷市におけるバリアフリー化の基本的な考え方	23
3-1 基本理念・目標.....	23
3-2 目標実現に向けた基本方針.....	25
3-3 バリアフリー化の進め方.....	26
第4章 重点整備地区のバリアフリー化に関する事項	29
4-1 重点整備地区の課題.....	29
4-2 各施設のバリアフリー方針.....	31
4-3 事業者間の連携.....	42
4-4 心と情報のバリアフリー.....	42
4-5 特定事業等の設定の考え方.....	43
第5章 地区別基本構想 <熊谷駅周辺重点整備地区>	45
5-1 重点整備地区の基本的な方針.....	45
5-2 生活関連施設の設定.....	47
5-3 生活関連経路の設定.....	49
5-4 重点整備地区の区域の設定.....	49
5-5 特定事業の内容.....	53
5-6 重点整備地区における今後の課題.....	99

第6章 地区別基本構想 <籠原駅周辺重点整備地区>	100
6-1 重点整備地区の基本的な方針	100
6-2 生活関連施設の設定	101
6-3 生活関連経路の設定	102
6-4 重点整備地区の区域の設定	102
6-5 特定事業の内容	104
6-6 重点整備地区における今後の課題	118
第7章 全市的なバリアフリー化に向けた取組	119
7-1 ソフト施策の実施	119
7-2 ハード施策の実施	123
第8章 基本構想の実現に向けて	124
8-1 特定事業計画の作成及び特定事業の実施	125
8-2 基本構想の推進・管理体制	126
8-3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進	127
附属資料	129

※本基本構想における「障害」「障がい」の表記については、固有名詞や法令等において「障害」と表記されているものを除き、「障がい」と表記することとしています。

本市のバリアフリーシンボルマーク
…心と心が通い合い、平坦な場所（バリアフリーが施された場所）で活動する様子が表現されています。



第1章 基本構想策定の背景と目的

1-1 熊谷市におけるこれまでの取組

我が国では近年、急速な高齢化と少子化による人口減少社会への対応が重要な課題となっています。また、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人々が生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動への参加や自己実現を支援するための施策が求められています。

本市では、急速に進行する高齢化社会に対応して、高齢者・身体障がい者等が支障なく行動できるまちづくりを推進することを目指し、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づく「熊谷市交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を平成14年3月に策定し、旅客施設及び車両、駅前広場、駅周辺の道路・信号機などのバリアフリー¹化を進めてきました。

また、公共施設をはじめとする建築物については、平成6年制定（平成14年改定）の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）や、平成7年制定（平成16年改定）の「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化を進めてきました。

このような中、高齢者・障がい者等をはじめとしたあらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められていることから、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が平成18年12月に施行されました。

本市では、交通バリアフリー基本構想について、目標年次を迎えたことを受け、その取組を評価するとともに、法体系の見直しや超高齢社会²への対応など社会情勢の変化等を踏まえ、平成26年3月にバリアフリー法に基づく「熊谷市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）に改定し、更なるバリアフリー化に向けて取組を進めてきたところです。

また、近年では、ラグビーワールドカップ2019の開催に向けて、駅前広場の改修やデジタルサイネージの設置、公共サインガイドラインの策定及び公共サインの整備など、ユニバーサルデザイン³に基づくまちづくりを進めています。

¹ バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去。

² 超高齢社会：総人口に対する65歳以上の人口の割合が21%を超える社会。

³ ユニバーサルデザイン：障がいの有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。

表 1 交通バリアフリー基本構想と旧基本構想の枠組み

項目	交通バリアフリー基本構想	旧基本構想
策定年月	・平成 14 年 3 月	・平成 26 年 3 月
根拠法	・交通バリアフリー法	・バリアフリー法
目標年次	・平成 22 年（一部平成 16 年）	・令和 2 年度
対象地区	・熊谷駅周辺重点整備地区 ⁴ ・籠原駅周辺重点整備地区	・熊谷駅周辺重点整備地区 ※籠原駅周辺は、土地区画整理事業の進捗がなかったため地区設定なし
対象施設	・特定旅客施設 ⁵ ・特定経路、準特定経路 ⁶	・生活関連施設 ⁷ ・生活関連経路 ⁸
対象事業	・公共交通（鉄道駅、路線バス） ・道路 ・交通安全（信号機等）	・公共交通（鉄道駅、路線バス） ・道路 ・交通安全（信号機等） ・建築物 ・路外駐車場 ⁹ ・都市公園 ・その他（公共サイン等）

1-2 改正バリアフリー法やガイドライン等への対応の必要性

旧基本構想策定後、平成 26 年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）、平成 28 年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした更なる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成 30 年 11 月一部施行・平成 31 年 4 月全部施行）。更に、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーの更なる取組の推進を図るため、同法の改正が行われています（令和 2 年 6 月一部施行・令和 3 年 4 月全部施行）（これらの改正後のバリアフリー法について、以下「改正バリアフリー法」という。）。

また、バリアフリー法に基づく整備基準や各種ガイドラインの改定等も進んでいます。令和 3 年 3 月の改定において、「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、バリアフリー設備を用いた役務の提供の義務付けに伴う基本的な考え方が追加され、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、車椅子利用者用便房の大きさの見直しや小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点が充実されました。また、道路の移動等円滑化整備ガイドラインの改定に向けても、有識者等による検討が進んでいます。

1-3 上位関連計画や関連事業等との整合の必要性

本市の最上位計画である「第2次熊谷市総合振興計画」では、快適で暮らしやすいまちの実現に向け、ユニバーサルデザインの見地からまちづくりを計画するとともに、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺や、公共施設のバリアフリー化を推進し、合わせて心のバリアフリーの普及・啓発を図ることとしています。また、駅構内や周辺のバリアフリー化、ノンステップバスの導入促進による便利で人にやさしい交通環境の整備等を推進することとしています。

また、本基本構想と並行して都市計画マスタープラン及び立地適正化計画が策定されることから、これら上位計画の目標や方針を踏まえるとともに、関連計画との整合を図り、バリアフリー推進に取り組む必要があります。

熊谷駅周辺重点整備地区においては、ラグビーワールドカップ 2019 の開催を契機に正面口駅前広場や道路のバリアフリー化、案内サインの整備等が進みました。また、令和3年8月には熊谷スポーツ文化公園内にラグビーチーム「埼玉パナソニックワイルドナイツ」の活動拠点となるさくらオーバルフォートが完成し、試合観戦などでは、市民だけでなく、市外からの来訪者や宿泊者の増加が見込まれます。

旧基本構想策定後、熊谷理療技術高等盲学校の閉校や熊谷点字図書館の移転、公共施設に関する事業計画の変更など、施設の立地状況が変化しており、現在の状況に合わせた生活関連施設の見直しも必要です。

籠原駅周辺重点整備地区においては、平成31年に北口駅前広場が完成するなど、土地区画整理事業による基盤整備がおおむね完了し、駅周辺の人口も増加傾向にあります。交通バリアフリー基本構想で事業を推進した公共交通、道路、信号機等に加え、建築物や都市公園等の更なるバリアフリー化の推進の必要性が高まっています。

⁴ 重点整備地区：バリアフリー法に基づく基本構想において、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市町村が定める地区。

⁵ 特定旅客施設：1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

⁶ 特定経路・準特定経路：交通バリアフリー基本構想において定める旅客施設と目的施設との間の経路。

⁷ 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

⁸ 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。

⁹ 路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

1-4 改定の目的

本市では、旧基本構想に基づき、まちの中から障壁をなくすためのバリアフリー化を進めるとともに、市民や各事業者の参加による整備状況の点検に取り組んできました。各事業は年々着実に進捗しており、旧基本構想に位置付けた特定事業¹⁰の完了率（継続事業も含む）は62%程度と、心のバリアフリー等のソフト施策を含めて成果を上げています。

旧基本構想の目標年次である令和2年度までの熊谷駅周辺重点整備地区における取組を評価するとともに、未完了・継続事業の着実な実施により、バリアフリーのネットワークを充実させ、誰もが歩いて回遊できる中心市街地として機能強化を図っていくことが求められています。

また、土地区画整理事業による基盤整備が進んでいる籠原駅周辺重点整備地区において、建築物や都市公園等を含め更なるバリアフリー化を推進する必要性が高まっています。

更に、本市の高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、令和3年4月1日現在で約30%となっており、今後も更に高齢化が進むものと思われます。また、障害者差別解消法や改正バリアフリー法の制定により、共生社会の実現や社会的障壁の除去に向けた動きがより一層高まっています。これらを踏まえ、高齢者や障がい者など全ての人々が暮らしやすいユニバーサルデザインの発想に基づくまちづくりを今後も計画的に進める必要があることから、「熊谷市バリアフリー基本構想」の改定を行います。

1-5 バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境整備を目指しており、移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目的としています。具体的には、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園の新設時における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。

平成30年、令和2年の同法の改正では、新たに基本理念が定められ、特定事業を定めずに地区のバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針制度が設けられたほか、心のバリアフリーに関する事業を「教育啓発特定事業」として基本構想に位置付けることができるようになりました。

その他、公共交通事業者による人的対応や維持管理といった「役務の提供」に関するソフト基準の設定や、バリアフリーに関する情報提供の強化、当事者参加により定期的に基本構想を評価・見直しする努力義務などに関する記載が追加されています。

¹⁰ 特定事業：バリアフリー基本構想に定める事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
紺字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

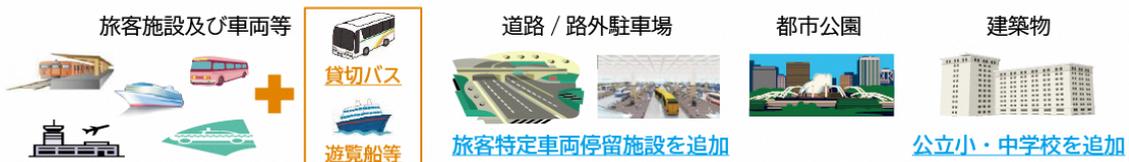
- 移動等円滑化の意義及び目標 ○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置 ○情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針** ○その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

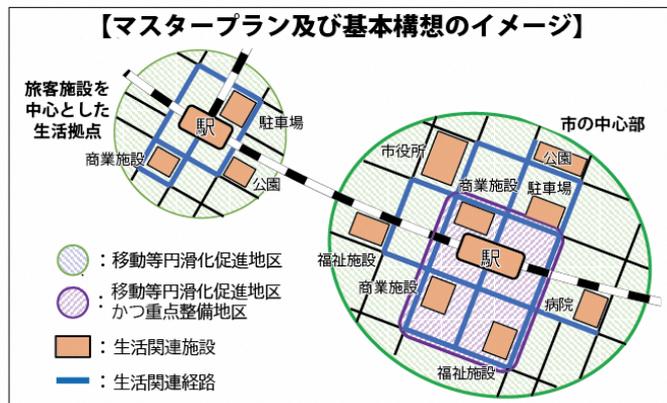
- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・**旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）**
 - ・**他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務**
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）**

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「**心のバリアフリー**」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要）
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**



6. 当事者による評価

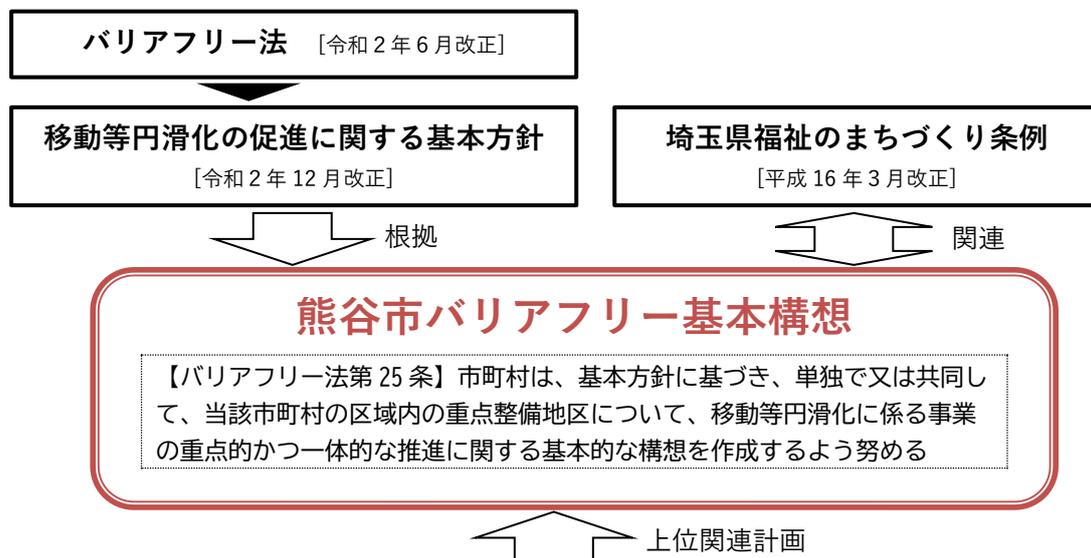
- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）**

図1 バリアフリー法の概要 資料：国土交通省資料を基に作成

1-6 基本構想策定の方針

(1) 基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法及び国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、「まちづくり埼玉プラン」(埼玉県)や「第2次熊谷市総合振興計画」等の上位関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するものです。



<p style="text-align: center;">第2次熊谷市総合振興計画 [平成30年3月策定]</p> <p>将来都市像の『子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷～輝く未来ハトライ～』に基づき、将来都市像(土地利用構造・都市構造)や拠点・ゾーン、8つの政策などが位置付けられています。</p>	<p style="text-align: center;">熊谷市都市計画マスタープラン [令和4年3月策定]</p> <p>総合振興計画の策定を受け、社会的動向や市の課題を踏まえ、長期的な視点からまちづくりの基本方針や地域ごとの整備・開発・保全に関する目標、課題及び方針などを示したものです。</p>
<p style="text-align: center;">熊谷市立地適正化計画 [令和4年3月策定]</p> <p>都市計画マスタープランの内容を踏まえ、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指し、居住機能や医療・福祉・商業等のさまざまな都市機能を誘導する区域・施策等を示したものです。</p>	<p style="text-align: center;">熊谷市地域公共交通網形成計画 [平成28年3月策定]</p> <p>人口減少及び少子高齢化に対応した本市の公共交通ネットワークのあり方を示しており、利用・乗継環境の改善や交通バリアフリーの推進等に関する事業が位置付けられています。</p>
<p style="text-align: center;">熊谷市公共施設等総合管理計画 [令和3年3月策定]</p> <p>公共施設等の更新費用や財源確保・捻出、老朽・未耐震施設の破損による危険等の防止や重複施設の統廃合などの課題に適切に対応していくための基本的な取組方針を定めたものです。</p>	<p style="text-align: center;">熊谷市個別施設計画 [令和2年3月策定]</p> <p>公共施設のマネジメントに関して、市民や施設利用者等の意見を伺った上で、具体的な施設の統廃合や再配置などの各施設の今後について、施設分野別の個別施設計画を示したものです。</p>
<p style="text-align: center;">第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画 [平成31年3月策定]</p> <p>地域福祉を推進するための基本指針を示したもので、基本施策において、外出支援の推進やユニバーサルデザインの普及に関する取組が位置付けられています。</p>	<p style="text-align: center;">熊谷市高齢社会対策基本計画 [令和3年3月策定]</p> <p>高齢者が健康で生きがいを持ち、適切なサービスが受けられる社会の実現に向けた方策を示しており、主要施策には「高齢者にやさしいまちづくりの推進」としてバリアフリー整備の促進等が位置付けられています。</p>
<p style="text-align: center;">第6期熊谷市障がい者支援計画 [令和3年3月策定]</p> <p>障がい者・障がい児施策の基本的方向や、達成すべき目標などを示しています。施策には心のバリアフリーの推進や生活空間、公共建築物のバリアフリー整備に関する取組等が位置付けられています。</p>	<p style="text-align: center;">まちづくり埼玉プラン(埼玉県) [平成30年3月策定]</p> <p>これからの都市計画の指針となるもので、コンパクトなまちの実現として、医療・福祉施設の充実や都市交通環境の整備により、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることとしています。</p>

図2 熊谷市バリアフリー基本構想の位置付け

(2) 目標年次

本基本構想の目標年次は、**令和13年度**に設定し、位置付けた事業等については目標年次までに達成することを目指します。

(3) 基本構想策定の進め方

基本構想の策定に当たっては、学識経験者や利用者（福祉団体等）、関係事業者（施設設置管理者、その他の事業者、庁内関係部署等）など様々な関係者の協力の下、熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会と事業者部会による体制を基本として、地域懇談会による意見交換や、関係事業者との協議・調整を図りながら検討を進めました。

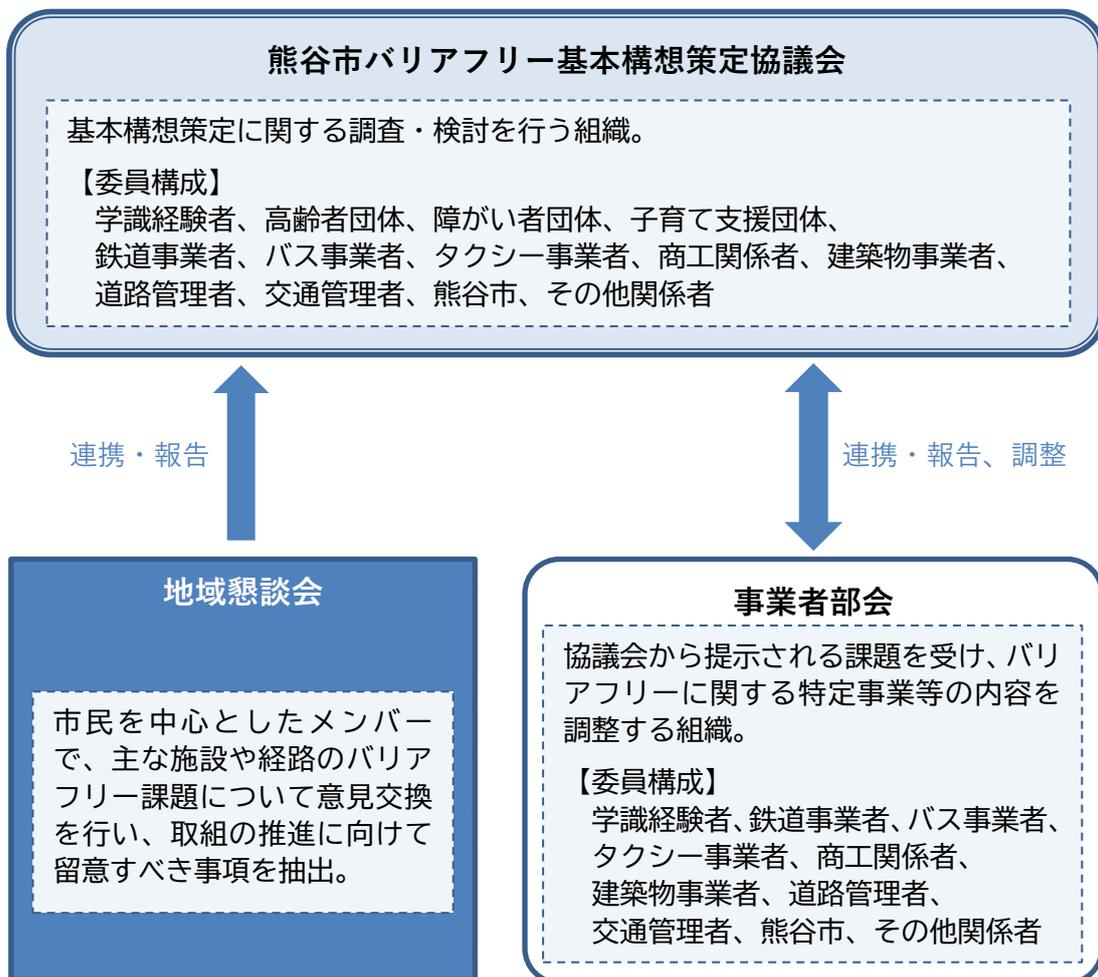


図 3 熊谷市バリアフリー基本構想の策定体制

基本構想策定の進め方は以下のとおりです。

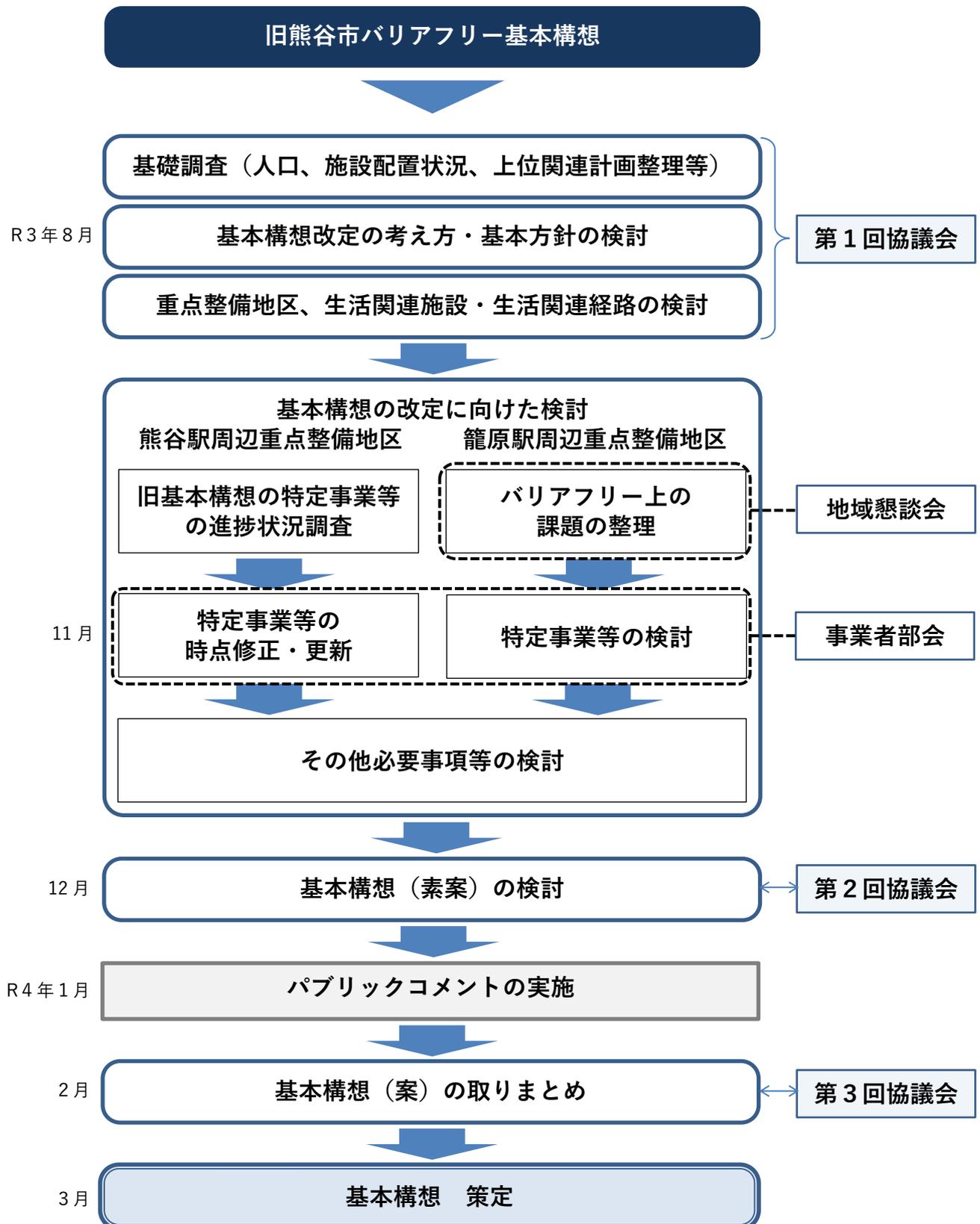


図4 基本構想策定の進め方

第2章 熊谷市の現状と課題

2-1 人口等の推移

<人口・高齢化率>

本市の人口は、令和3年4月1日現在で194,542人となっており、減少傾向で推移しています。一方、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は年々増加しており約30%となっています。また、外国人の人口は3,682人となっており、人口総数のおよそ2%を占めています。

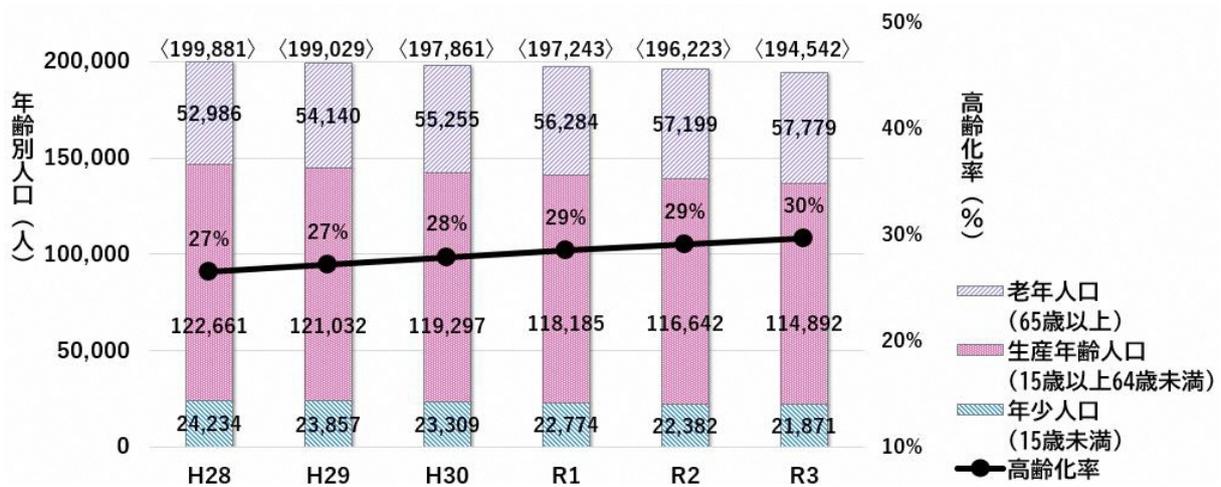


図5 熊谷市の年齢別人口と高齢化率（各年4月1日） 資料：熊谷市人口集計を基に作成

<障がい者数>

各障害者手帳所持者数は、令和2年度末で身体障害者手帳所持者数が5,976人、療育手帳所持者数（知的障がい者）が1,568人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1,522人となっており、身体障がい者は減少、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向にあります。

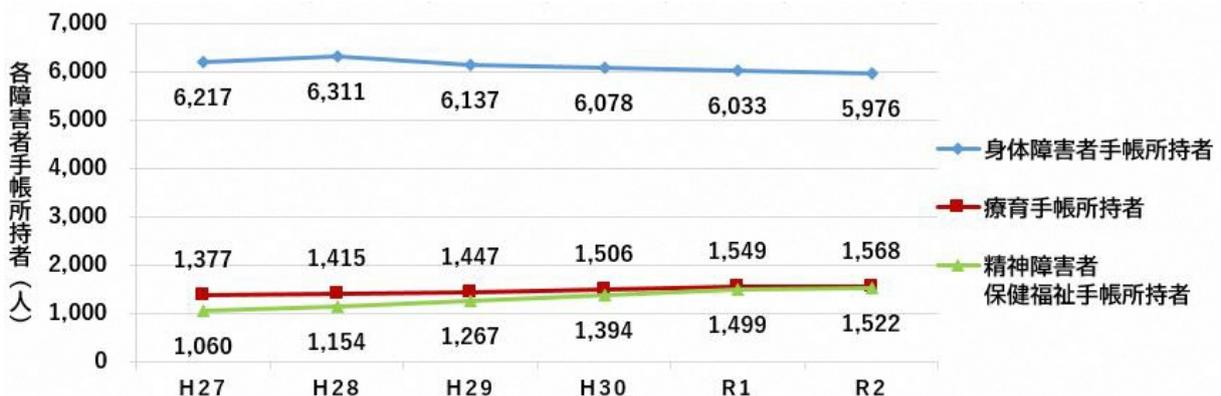


図6 熊谷市の各障害者手帳所持者数（各年度末）

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター・埼玉県立精神保健福祉センター資料を基に作成

2-2 アンケート調査等からみるバリアフリー化の必要性

本市が実施した各種調査の市民意見をみると、引き続きユニバーサルデザインの見地からまちづくりを進める必要性が示されています。

<令和2年度 まちづくり市民アンケート調査>

調査の概要

調査地域：熊谷市全域

調査対象：市内居住の満18歳以上の市内居住者（無作為） 3,000人

調査時期：令和3年2月

有効回収数：1,125票（回収率37.5%）

本調査は、熊谷市総合振興計画で位置付けているまちづくりに関して、その進み具合を測るための“ものさし”である成果指標について、現状を把握することを目的に実施されました。バリアフリーに関連する調査結果として以下のことが示されています。

- 「子どもが健やかに成長できる環境をつくる」といった施策は、約86%が、「高齢者が暮らしやすい環境をつくる」や「障がい者が暮らしやすい環境をつくる」といった施策は、約82%が重要であると感じている。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合は、目標値が32%であるのに対し、令和2年度は15.9%であるが、前年度より1.5%増加している。

<都市計画マスタープラン まちづくりワークショップ>

都市計画マスタープラン策定に当たり、市民の皆さんの意見を直接的に聞く方法として、令和2年9月に熊谷市立勤労会館にてワークショップを開催しました。30名が参加し、本市の魅力や課題、将来のまちの姿などについて、意見を出し合いました。バリアフリーに関連する意見としては、下記の内容が示されています。

- バリアフリーに関連する課題として、「不便が多い」や「中心部以外はベビーカーや車椅子では走りにくい（歩道整備が少ない）」、「福祉的な取組が必要」といった意見が挙げられた。
- 実現してほしい将来のまちの姿として、「生活弱者（子ども・高齢者）にやさしいまち（暮らしやすいまち）」や「高齢者に合わせたまちづくり」、「駅前整備（バリアフリー化）」といった意見が挙げられた。

2-3 旧基本構想の成果と課題

旧基本構想では、熊谷駅周辺重点整備地区において、平成32年（令和2年）度を目標年次として特定事業等を推進してきました。これまでの取組の成果と課題を以下に示します。

<中間評価（まち歩きワークショップ）>

平成29年11月には、障がい者や学識経験者、学生などの参加による特定事業の進捗状況の点検（まち歩きワークショップ）を行い、事業の中間評価を実施しました。

まち歩きワークショップでは、協議会委員への意見照会によって、旧基本構想の公共公益施設や民間の建築物、駅や駅前広場、歩道等、生活関連施設及び経路の絞り込みを行い、点検を行いました。

点検の結果、段差や上下移動など、バリアフリー化の基本的な部分に関する意見は少ない状況でした。一方で、設備の使い勝手や案内表示の分かりにくさ、看板等の設置による歩行空間の狭さや視覚障害者誘導用ブロック¹¹・UDブロック¹²の設置に関する事など、より細かい部分での意見が多く挙げられました。

これまでの取組によって徐々に重点整備地区全体としての整備水準が上がっているものの、未実施の事業に引き続き取り組むとともに、利用者の視点に立って改善を続けていくことの必要性が示されました。

<熊谷駅周辺重点整備地区における特定事業の実施状況>

令和2年度末時点での特定事業の完了率（継続事業も含む）は62%程度と年々着実に進捗しており、心のバリアフリー等のソフト施策を含めて成果を上げています。

未完了事業及び継続事業を引き続き推進するとともに、長期事業や検討中の事業の実現性について精査する必要があります。

表2 特定事業等の実施状況（令和2年度末時点）

分類	実施時期	項目数	完了数 (累計)	事業中 ・継続	完了の 割合	継続も含めた 実施の割合
全分類	短期	135	100	7	74%	79%
	中期	46	24	4	52%	61%
	長期	97	19	2	20%	22%
	継続	76	3	68	4%	93%
	検討中	43	13	7	30%	47%
	総計	397	159	88	40%	62%

¹¹ 視覚障害者誘導用ブロック：視覚障がい者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもった床材のこと。

¹² UDブロック（熊谷UDブロック）：車椅子使用者に必要な平坦性と視覚障がい者に必要な歩車道の判別性を兼ね備えた製品。車椅子のタイヤが通る部分にスロープ状の溝を2箇所設け、段差0cmと段差2cmを1つにした形状のもの。

第2章 熊谷市の現状と課題



列車接近情報の表示（JR 熊谷駅）



乗務員研修（バス）



案内板の整備（正面口駅前広場）



UDブロック・エスコートゾーン¹³の設置(北大通線)



オストメイト¹⁴対応設備の設置（イオン熊谷店）



EV内外のボタンに点字貼付（八木橋百貨店）



筆談具の設置（熊谷鎌倉町郵便局）



公共サイン整備（本町2丁目）



児童館のスロープ設置（荒川公園）

写真 1 完了事業の例

<心と情報のバリアフリー等のソフト施策の推進状況>

本市では、「どこでも、誰もが、移動（利用）しやすく、分かりやすい」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、市内の公共空間に設置される歩行者用の公共サインの統一性を図ることを目的とした公共サインガイドラインを平成30年3月に策定し、公共サインの整備を推進しています。

その他、市内の小中学生を対象とした心のバリアフリー教室の開催や、心のバリアフリー講師派遣事業、市有施設管理担当者への説明会やバリアフリーマップの作成など、障がいに対する理解の促進と、情報のバリアフリーに向けた取組を実施してきました。



写真 2 心のバリアフリー教室 実施風景

¹³ エスコートゾーン：視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障がい者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

¹⁴ オストメイト：様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人のこと。

2-4 まちづくりの方向性

上位関連計画に示されているまちづくりの方向性について、バリアフリーに関連し、連携・整合を図るべき内容を以下に整理しました。

<第2次熊谷市総合振興計画>

本計画は、市の将来都市像を描き、目標を達成するために必要な基本的施策の大綱を定め、市民と行政との協働により総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的としています。

将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷～輝く未来ヘトライ～」と定め、8つのリーディング・プロジェクトと8つの政策を位置付けています。

政策6の「快適で暮らしやすいまち」では、公共施設や公共交通のバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの普及・啓発に関する施策を位置付けています。

表 3 計画概要

第2次熊谷市総合振興計画			
策定年月	平成30年3月	目標年度	令和9年度
主な内容	<p>■将来都市像 『子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～輝く未来ヘトライ～』</p> <p>■施策の大綱</p> <p>3 人にやさしい思いやりのあるまち ⇒楽しく子育てできる環境、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉の考え方のもと、地域住民が連帯し、支え合い、助け合うことができるやさしい思いやりのあるまちをつくりまします。</p> <p>6 快適で暮らしやすいまち ⇒道路、公園、上下水道など県北最大の都市にふさわしい都市基盤の整備とその利便性を向上させるための公共交通網の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、景観に配慮した快適で暮らしやすいまちをつくりまします。</p> <p>■バリアフリー施策に関連する事項</p> <p>○政策6 快適で暮らしやすいまち</p> <p>施策1：安全で快適な魅力あるまちをつくる ⇒ユニバーサルデザインの見地からまちづくりを計画するとともに、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺、公共施設からバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。</p> <p>施策4：利便性の高い公共交通を推進する ⇒誰もが公共交通で市内及び市外へと移動できるように、ゆうゆうバスの再編に取り組むとともに、公共交通の相互連携を図ることで公共交通利用者の利便性を向上します。</p>		

<熊谷市都市計画マスタープラン>

本プランは、社会的動向や市の課題を踏まえ、長期的な視点からまちづくりの基本方針や地域ごとの整備・開発・保全に関する目標、課題及び方針などを示しています。

これまでは、旧熊谷市、旧大里町、旧妻沼町で策定した計画を都市計画マスタープランとしていましたが、市町村合併による都市構造の変化や社会情勢の変化、上位計画である総合振興計画等の改定等を踏まえ、新たな都市計画マスタープランを策定しました。

表 4 計画概要

熊谷市都市計画マスタープラン			
策定年月	令和4年3月	計画期間	令和4年度～令和23年度
主な内容	<p>■将来都市像 未来に向かって人や地域がまとまり・つながるまち くまがや</p> <p>■まちづくりの目標 目標① 「コンパクト・プラス・ネットワーク」化されたまち 目標② 自然の中でスポーツや文化に親しみ愛着の持てるまち 目標③ 快適で魅力ある緑あふれるまち 目標④ 安心して暮らせる安全なまち 目標⑤ ヒト・モノが集まり活力ある産業が育つまち</p> <p>■分野別の方針</p> <p>3 交通 ウ 誰もが移動しやすい交通環境の形成 ⇒バリアフリー・ユニバーサルデザインの展開 誰もが安心して移動できる歩行空間や分かりやすい案内表示とするため、ユニバーサルデザインを考慮したバリアフリー環境を確保します。</p> <p>4 水と緑 イ 水辺・緑の活用促進 ⇒公園等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化 バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間や休憩施設等の整備を推進します。</p>		

<熊谷市立地適正化計画>

本計画は、市のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランにおいて示された「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化していくための計画です。両計画の関連性を考慮し、一体的に策定しています。

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通によりこれらの各種施設にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現を目指し、本計画では、商業施設や医療施設などの誘導を図る区域及び施設の種類、居住を誘導する区域等を定めています。

表 5 計画概要

熊谷市立地適正化計画			
策定年月	令和4年3月	計画期間	令和4年度～令和23年度
主な内容	<p>■立地適正化計画のまちづくり方針</p> <p>○居住誘導・防災の方針 ⇒既存の都市基盤や生活利便性の高さを生かし、誰もが安全で快適に暮らせる住環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市基盤や生活利便性の高さを生かして、人口密度の維持や新たな居住の誘導を図ります。 ・災害リスクが低いエリアへ居住を誘導することにより、誰もが安全に暮らせる住環境づくりを図ります。なお、誘導に当たっては、リスクに応じたハード・ソフト対策をあわせて進めていきます。 <p>○都市機能誘導の方針 ⇒地域の特性に応じた都市機能の維持・充実による魅力やにぎわいのある拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の中心的な役割を担う都市拠点では、広域からの利用が想定される高次都市機能をはじめとした都市機能施設の維持・充実を図るとともに、官民連携での公共施設の集約化・再配置等による新たな交流の場を創出することにより、都市の魅力やにぎわいの向上を図ります。 ・地域の中心的な役割を担う拠点では、住み慣れた地域で暮らし続けられる住環境を形成するため、商業機能・医療機能・高齢者福祉機能など、日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実を図ります。 <p>○公共交通の方針 ⇒多様な移動手段による生活が可能な公共交通ネットワークの維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的公共交通の鉄道駅やバス停の周辺に都市機能施設や居住を誘導するとともに、自動車に過度に依存しない生活が可能な公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。 		

<熊谷市地域公共交通網形成計画>

本計画は、「熊谷市地域公共交通総合連携計画（平成 23 年 3 月策定）」を継承しつつ、複数の交通モードの連携、行田市域との連携も含めた広域性の検討、新交通システム等の視点を取り入れながら、人口減少及び少子高齢化に対応した本市の公共交通ネットワークのあり方について、秩父鉄道新駅設置及びラグビーワールドカップ 2019 開催という要素を加味して検討したものです。

事業としては、既存ゆうゆうバスの再編や、秩父鉄道新駅及び関連施設の整備推進、利用・乗継環境の改善、交通バリアフリーの促進などが位置付けられています。

表 6 計画概要

熊谷市地域公共交通網形成計画			
策定年月	平成 28 年 3 月	計画期間	平成 28 年度～令和 4 年度
主な内容	■地域公共交通に関する基本方針 ①公共交通が相互に連携した利便性の高い公共交通ネットワークの再編を目指す。 ②観光振興や中心市街地活性化など、まちづくりと一体となった公共交通サービスを目指す。 ③「地域が支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指す。		
	■数値目標 公共交通に満足している市民の割合 現状値（平成 26 年度）49.5% → 令和 4 年度 55%		
	乗継拠点・乗継ポイントでの待合空間の整備箇所数 現状値（平成 27 年度）1 箇所 → 令和 4 年度 6 箇所		
	外出困難度 現状値（平成 27 年度）33.5% → 令和 4 年度 21.5%		
	商業施設等との連携による利用促進活動の導入件数 現状値 — → 令和 4 年度 5 件		
	多言語表記等の整備箇所数 現状値 — → 令和 4 年度 2 箇所		
	利用促進イベントの実施 現状値 3 件 → 令和 4 年度 7 件		
	■バリアフリー施策に関連する事項 事業 4 交通バリアフリーの促進 今後も段階的にノンステップバス車両やリフト付き車両の導入支援を行い、バス車両のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、障がい者や高齢者、妊産婦など様々な方々にとって利用しやすい公共交通となるよう交通政策を検討する。		

<熊谷市公共施設等総合管理計画>

本計画は、公共施設等の更新費用や財源確保・捻出、老朽・未耐震施設の破損による危険等の防止や重複施設の統廃合などの課題に適切に対応していくための基本的な取組方針を定めるものです。

インフラ施設も含めた公共施設マネジメントの取組全体の統一性・一貫性を確保するために策定された、「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」及び「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画」を一体で見直し改定しています。

個別の実施方針・推進方針の1つとして「ユニバーサルデザイン化の推進方針」を掲げ、公共施設マネジメントの取組に当たり、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進することとしています。

表 7 計画概要

熊谷市公共施設等総合管理計画			
策定年月	令和3年3月	計画期間	令和2年度～令和41年度
主な内容	<p>■公共施設等の総経費に関する数値目標</p> <p>(1) 総経費を40年間で25～38%削減</p> <p>(2) 各個別施設計画における独自の数値目標を定めることもできる</p> <p>■公共施設等への投資に関する数値目標</p> <p>(1) 起債の目安としての将来負担比率0%以下</p> <p>普通会計における起債は、必要不可欠の投資に充てるため、将来負担比率0%以下という許容範囲内において、世代間の負担の公平性を図る視点を重視しつつ、実施するものとする。</p> <p>■個別の実施方針・推進方針</p> <p>6 ユニバーサルデザイン化の推進方針</p> <p>誰もが使いやすい公共施設等の環境を整備することにより、「心のバリアフリー」が達成された社会を実現するため、既存施設の改修、更新・統廃合等の機会を最大限に活かしてユニバーサルデザイン化を推進する。</p>		

<熊谷市個別施設計画>

本計画は、上位計画である「熊谷市公共施設等総合管理計画」の下、市民アンケートや市民ワークショップ等により市民や施設利用者等の意見を伺った上で、具体的な施設の統廃合や再配置などの各施設の今後について、施設分野別の個別施設計画を示したものです。

表 8 計画概要

熊谷市個別施設計画			
策定年月	令和2年3月	計画期間	令和2年度～令和11年度
主な内容	<p>■個別施設計画策定に当たっての基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機能の存続 廃止施設の機能を他の存続施設が引き継ぐ「機能移転」の考え方を多用し、施設機能を存続させるよう再編を行う。 2 専用部分の存続と共用部分の圧縮 施設本来の機能を担う専用部分の存続を優先し、共用部分は支障のない範囲で圧縮し、延床面積の削減を進める。 3 小規模施設の集約等 管理運営費のかかる小規模施設を優先的に集約等の対象とし、効率的な資源配分による市民サービス提供を行う。 4 老朽施設の早期除却 ライフサイクルコストの視点から、多額の修繕費・維持費がかかる老朽施設は速やかに更新等の統廃合の対象とする。 5 耐用年数の短縮化の検討 施設の躯体の残存価値に捉らわれ過ぎることなく、トータルで効率的となるような統廃合や更新を検討する。 6 耐震化の早急な達成 耐震性能の課題のある施設の耐震化を早急に進める。 		

<第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画>

本計画は、地域福祉を推進するため、本市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。また、同時に、市民やボランティア、NPO 法人等の民間団体が自主的に取り組む実践計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として定めるものでもあります。

基本施策の1つに「人にやさしいまちづくり」が定められており、外出支援の推進やユニバーサルデザインの普及に関する取組が位置付けられています。

表 9 計画概要

第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画			
策定年月	平成31年3月	計画期間	平成31年度～令和5年度
主な内容	<p>■基本理念 人から人へ 心つながる共生都市 くまがや ～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～</p> <p>■基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民参加による地域福祉の推進 2 地域ネットワークによる支え合いの構築 3 福祉サービスの適切な利用の推進 4 安全で安心できる生活環境の実現 <p>■バリアフリー施策に関連する事項</p> <p>4（4）人にやさしいまちづくり</p> <p>①外出支援の推進</p> <p>地域が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な交通手段の把握に努めましょう。 <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆうバスの運行に係る補助 ・移動支援事業 <p>社会福祉協議会が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業 ・車いす貸出事業 ・リフト付自動車運行事業 <p>②ユニバーサルデザインの普及</p> <p>地域が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道はだれもが安全に通行できるよう、看板や自転車などを置かないようにしましょう。 ・民間施設においてもユニバーサルデザインを導入するとともに、心のバリアフリーを目指しましょう。 <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校におけるユニバーサルデザインの推進 ・心のバリアフリー教室 <p>社会福祉協議会が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービス備品等の貸出事業 ・福祉体験教室 ・車いす貸出事業 		

<熊谷市高齢社会対策基本計画>

本計画は、社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、前回計画を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる社会づくりの実現を計画的に推進するために策定されました。

主要施策の中には、「高齢者にやさしいまちづくりの推進」としてバリアフリー整備の促進やユニバーサルデザインの導入に関する取組が位置付けられています。

表 10 計画概要

熊谷市高齢社会対策基本計画			
策定年月	令和3年3月	計画期間	令和3年度～令和5年度
主な内容	<p>■熊谷市が目指す高齢社会の将来像 『いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや』</p> <p>■基本理念 健康と生きがい／生涯現役／自立と選択／支え合い・連携</p> <p>■基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる －生きがい・交流づくりの推進－ 2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる －生活支援の推進－ 3 安全で快適に暮らせるまちをつくる －住宅・生活環境整備の推進－ <p>■バリアフリー施策に関連する事項</p> <p>3-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進</p> <p>(1) 人に優しい道路や公園等の整備 高齢者等が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保を図るため、引き続き、歩道の通行を阻害する放置自転車の撤去や、自転車通行環境整備等により、交通安全に配慮するなど交通環境の整備を進めます。また、公園については、健康遊具を設置する等、人に優しい環境整備を進めます。</p> <p>(3) 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入促進 既存の公共施設については、段差の解消やスロープ、手すりの設置などを進めます。また、公共施設の新築等に当たっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、実施していきます。</p>		

<第6期熊谷市障がい者支援計画>

本計画は、「熊谷市障がい者計画（第2次）」、「熊谷市障害福祉計画（第5期）」、「熊谷市障害児福祉計画（第1期）」の3計画を統合し、かつ現状の障がい者を取り巻く環境や関連する法制度の動向を踏まえ策定したものです。

本計画では、障がい者・障がい児施策の基本的方向や、達成すべき目標などを示しています。各施策の中には、「心のバリアフリーの推進」として障がい者への理解促進や福祉教育の充実に関する取組や、「みんなにやさしいまちづくり」として生活空間や公共施設のバリアフリー整備に関する取組等が位置付けられています。

表 11 計画概要

第6期熊谷市障がい者支援計画			
策定年月	令和3年3月	計画期間	令和3年度～令和5年度
主な内容	<p>■基本理念 『ともに生き、ともに暮らせるまちづくり』</p> <p>■基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心かようやさしいまちづくり 2 いきいき暮らすまちづくり 3 すこやかに育むまちづくり 4 生きがいのあるまちづくり 5 安心・安全なまちづくり <p>■バリアフリー施策に関連する事項</p> <p>1-2 心のバリアフリーの推進</p> <p>9. 交流環境の充実 集会施設のバリアフリー化等を支援し、障がいのある方との交流環境の充実に努めます。</p> <p>14. 心のバリアフリーの普及啓発 バリアフリー化をより効果的なものとし、配慮や手助けに関して理解を深めるため、障がい当事者が講師となり講義する「心のバリアフリー教室」を設定し、普及啓発を推進します。</p> <p>3-2 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援</p> <p>112. 学校施設のバリアフリー化の推進 市内の学校校舎階段の手すり、車いす用昇降車、多目的トイレ、スロープ等を設置し、学校施設の環境整備を進め、バリアフリー化の推進に努めます。</p> <p>5-1 みんなにやさしいまちづくり</p> <p>140. 住みやすいまちづくりの総合的推進 全ての市民に安全で快適なユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進します。</p> <p>142. 交通環境の整備 安全で歩きやすい歩行空間を確保するため、UDブロックの整備や自転車通行環境整備を行い、バリアフリー化を推進します。等</p> <p>5-2 移動しやすい環境の整備</p> <p>148. 人にやさしいバスの整備要請 障がいのある方のみならず、誰もが利用しやすいバスにするため、バス車両のバリアフリー化を推進し、わかりやすい案内表示装置や音声案内の導入などを関係機関に働きかけます。</p>		

<まちづくり埼玉プラン（埼玉県）>

本プランは、平成 20 年 3 月に策定された前プランを改定したものであり、埼玉県 5 か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」、埼玉県都市計画審議会からの提言「時代の潮流を見据えた『埼玉の都市計画の基本方向』」を踏まえ、これからの都市計画の指針となるもので、市町村にとっては、市町村都市計画マスタープランの策定やまちづくりの取組に際しての参考として活用するものです。

まちづくりの目標の1つとして「コンパクトなまちの実現」が位置付けられ、中心市街地において、医療・福祉施設の充実や都市交通環境の整備により、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることとしています。

表 12 計画概要

まちづくり埼玉プラン（埼玉県）			
策定年月	平成 30 年 3 月	計画期間	令和 10 年度
主な内容	<p>■将来都市像 『みどり輝く 生きがい創造都市』～暮らし続けるふるさと埼玉～ (1) 暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市 (2) 誰もがいきいきと働いている元気な都市 (3) 地域の営みが未来につながる都市</p> <p>■まちづくりの目標 1 コンパクトなまちの実現 2 地域の個性ある発展 3 都市と自然・田園との共生</p> <p>■バリアフリー施策に関連する事項 1 駅からはじまるまちづくり ・コンパクトな都市構造とするため、多くの人々が利用する駅周辺などに商業、教育、文化などの都市機能を適切に集積させた拠点づくりを進めます。 ・公的不動産の活用などにより都市機能を集積します。 ・公共交通拠点の整備や、路線バスとデマンド交通の組み合わせ、バスの定時走行性の確保などによる公共交通の利便性の向上を図ります。 ・シェアサイクルの導入などによる自転車の利用促進を図ります。 ・道路や公園などの公共空間を NPO や企業などが利活用することで、にぎわいのある都市空間の創出を進めます。 ・誰もが利用しやすい中心市街地とするため、重点的にバリアフリー化を進めます。</p>		

基本構想の策定に当たり、「人にやさしいユニバーサルデザインのまち」の実現に向けて、これら上位関連計画の目標や方針を踏まえるとともに、関連計画との整合を図り、一体的に計画を推進する必要があります。

第3章 熊谷市におけるバリアフリー化の基本的な考え方

3-1 基本理念・目標

旧基本構想の考え方を継承し、バリアフリー法や上位関連計画に掲げた理念等を踏まえ、本市のバリアフリーに関する基本理念及び目標を以下に設定します。

基本理念

心つながる 人にやさしいまち 熊谷
～ユニバーサルデザインのまちづくりの推進～

本市では、第2次熊谷市総合振興計画において、8つの政策のうちの1つとして「快適で暮らしやすいまち」を掲げ、人にやさしいまちづくりとして、熊谷駅・籠原駅周辺や公共施設のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの普及・啓発を位置付けています。

福祉施策としては、第3次熊谷市地域福祉計画において「人から人へ 心つながる共生都市 くまがや」を掲げ、全ての市民が地域福祉の担い手として、お互いが支え合い、助け合い、幸せを感じながら安心して暮らせる、心つながるまちづくり（共生都市）を目指しています。

また、バリアフリー法の理念を受け、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方を基本として、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」に向けたソフト対策や障がい理解啓発のより一層の推進が必要です。身体・知的・精神・発達障がい者への更なる配慮はもちろんのこと、けが人や子育て世代・妊産婦など一時的な移動制約者、外国人などの情報面での制約がある人など、多様な人々に配慮したバリアフリーの推進が求められています。

本市では、これらの上位関連計画やバリアフリー法の理念等に基づき、高齢者や障がい者、子育て世代、妊産婦等（以下「高齢者・障がい者・子育て世代等」という。）を含む全ての人に便利で快適な都市空間の構築など、ユニバーサルデザインの見地からハード・ソフト両面の総合的なまちづくりを展開するため、本市におけるバリアフリー推進の基本理念として「心つながる 人にやさしいまち 熊谷 ～ユニバーサルデザインのまちづくりの推進～」を設定します。

基本理念に掲げるユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化の推進に当たっては、移動のバリアフリー化、施設利用のバリアフリー化、心のバリアフリーが重要であるという認識の下、旧基本構想で掲げた以下の3つの目標を引き続き設定します。

目 標	
○ 誰もが楽しく行き交うまち	(移動)
○ 誰もが自由に利用しやすいまち	(利用)
○ 誰もが笑顔で迎え入れるまち	(心)

バリアフリー法では、道路や通路等の連続的な動線における移動円滑化の促進と、建築物等の施設における利用円滑化の促進に係るハード面の事業が中心に位置付けられています。

一方で、移動等円滑化の促進に関する基本方針では、国民の役割として「心のバリアフリー」を位置付けており、「高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる」としています。

本市においても引き続き「誰もが楽しく行き交うまち(移動)」、「誰もが自由に利用しやすいまち(利用)」、「誰もが笑顔で迎え入れるまち(心)」を目標として、基本理念に掲げるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

3-2 目標実現に向けた基本方針

先に掲げた目標実現に向けた基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 施設間の移動の連続性の確保や利便性の向上を図ります

施設間における移動の連続性の確保や利便性の向上を目指し、関係事業者が連携した一体的なバリアフリー化を推進します。

効率的に連続したバリアフリー環境を創出するため、バリアフリー法に基づく重点整備地区の設定を行い、公共交通機関や道路、信号機等、建築物、路外駐車場、都市公園においてバリアフリー化を図ります。

基本方針2 施設単体の整備レベルの底上げを図ります

高齢者・障がい者・子育て世代等を含む全ての人が安全・快適に利用できる施設整備を目指し、公共交通機関や道路、信号機等、建築物、路外駐車場、都市公園など、個々の施設におけるバリアフリー化を推進します。

重点整備地区では、民間施設を含む建築物や路外駐車場等のバリアフリー化も推進し、地区全体のバリアフリー水準の向上を図ります。

基本方針3 みんなが理解し支え合う仕組みをつくります

施設整備と合わせて、施設利用の手助けや利用者への理解促進など、より利用しやすい環境づくりを目指し、お互いを理解し支え合う気持ちを育むために、心と情報のバリアフリーを推進する仕組みをつくります。

事業者が実施する事業には、可能な限り心と情報のバリアフリーに関する事業を位置付けることとし、ハード・ソフト両面での一体的なバリアフリー化を推進します。

基本方針4 これまでの取組の成果を全市的に広げていきます

平成14年から続く基本構想の取組は大きな成果を結んできています。例えば熊谷UDブロックは市の歩道整備のスタンダードになり、市外でも採用されています。今後も基本構想の中で培われたノウハウを市全体の整備や取組に展開し、重点整備地区内外に関わらず、新規整備や更新などの機会を捉え、当事者意見を反映させた使いやすいバリアフリー整備を推進します。

3-3 バリアフリー化の進め方

基本理念・目標や基本方針にのっとったユニバーサルデザインの理念に基づくバリアフリー化の実現に向けて、本市におけるバリアフリー化の進め方を示します。

(1) 重点整備地区の設定によるバリアフリー化の重点的かつ一体的な推進

基本方針に掲げたように、施設間の移動の連続性の確保や利便性の向上を図り、各施設における具体的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー法に基づく重点整備地区を設定します。

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、重点整備地区を設定する際の要件として、おおむね3以上の生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること（配置要件）、そしてバリアフリー化のための事業の必要性が高く（課題要件）、事業による効果が期待される（効果要件）地区であることとされています。また、特定旅客施設（乗降客数5,000人/日）を含む地区の設定が特に求められるとされています。

■配置要件（施設の立地状況）

- 熊谷駅周辺
 - 都市計画マスタープランにおいて都市拠点（生活に必要な施設を集める地区）に位置付けられている
 - 中心市街地として公共施設、商業施設、医療施設など多様な市民利用施設が集積している
- 籠原駅周辺
 - 都市計画マスタープランで副都市拠点（生活に必要な施設を集める地区）に位置付けられている
 - 駅を中心に公共施設や商業施設、金融機関が複数立地している

■課題要件（事業実施の必要性）

- 熊谷駅周辺
 - 旧基本構想の特定事業の完了率（継続事業を含む）は62%程度であり、引き続き未完了・継続の特定事業の推進が必要である
 - ラグビーの試合観戦などでは、市民だけでなく、市外からの来訪者や宿泊者の増加が見込まれ、新たなニーズに対応した宿泊施設等のバリアフリー化の推進が必要である
- 籠原駅周辺
 - 交通バリアフリー基本構想以降、新たに対象として加えられた建築物、都市公園等のバリアフリー化の推進が必要である
 - 土地区画整理事業の進捗と合わせたバリアフリー化の推進が必要である

■効果要件（事業実施の効果）

- 熊谷駅周辺
 - JR 熊谷駅平均乗降客数 60,128 人/日（令和元年度）、秩父鉄道熊谷駅平均乗降客数 10,910 人/日（令和元年度）と、2つの特定旅客施設を有している
 - 市内で最も人口が集積し、徒歩圏内に多様な都市機能が集まっていることから、バリアフリーのネットワークを充実させ、誰もが歩いて回遊できる中心市街地として安心して暮らせる集約型の都市構造の実現に向け、一体的かつ効果的な事業の推進が求められている
- 籠原駅周辺
 - JR 籠原駅平均乗降客数 29,840 人/日（令和元年度）と、JR 熊谷駅に次いで利用者の多い特定旅客施設を有している
 - 土地区画整理事業に合わせ市街地整備が進み、人口集積の受け皿として期待されていることから、今後の整備についてもバリアフリーに配慮した施設の整備が求められている

上記から分かるように、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺における建築物や都市公園等の更なるバリアフリー化の推進の必要性（配置要件・課題要件）は高く、関連計画と一体的に推進することによる効果（効果要件）も見込まれることから、これらをバリアフリー法に基づく重点整備地区として指定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

重点整備地区の区域は、旧基本構想及び交通バリアフリー基本構想で定めた範囲を基に、生活関連施設の配置状況や立地適正化計画で定める都市機能誘導区域等を考慮して設定します。

(2) 全市的なバリアフリー化の推進

重点整備地区のバリアフリー化の推進に加え、ハード・ソフト両面から全市的なバリアフリー水準の向上を図ります。

先に掲げた基本方針に基づき、ハード面においては個々の施設におけるバリアフリー化を図り、ソフト面においては心と情報のバリアフリーの観点から市民・事業者・行政機関等の多様な主体への働きかけを展開します。

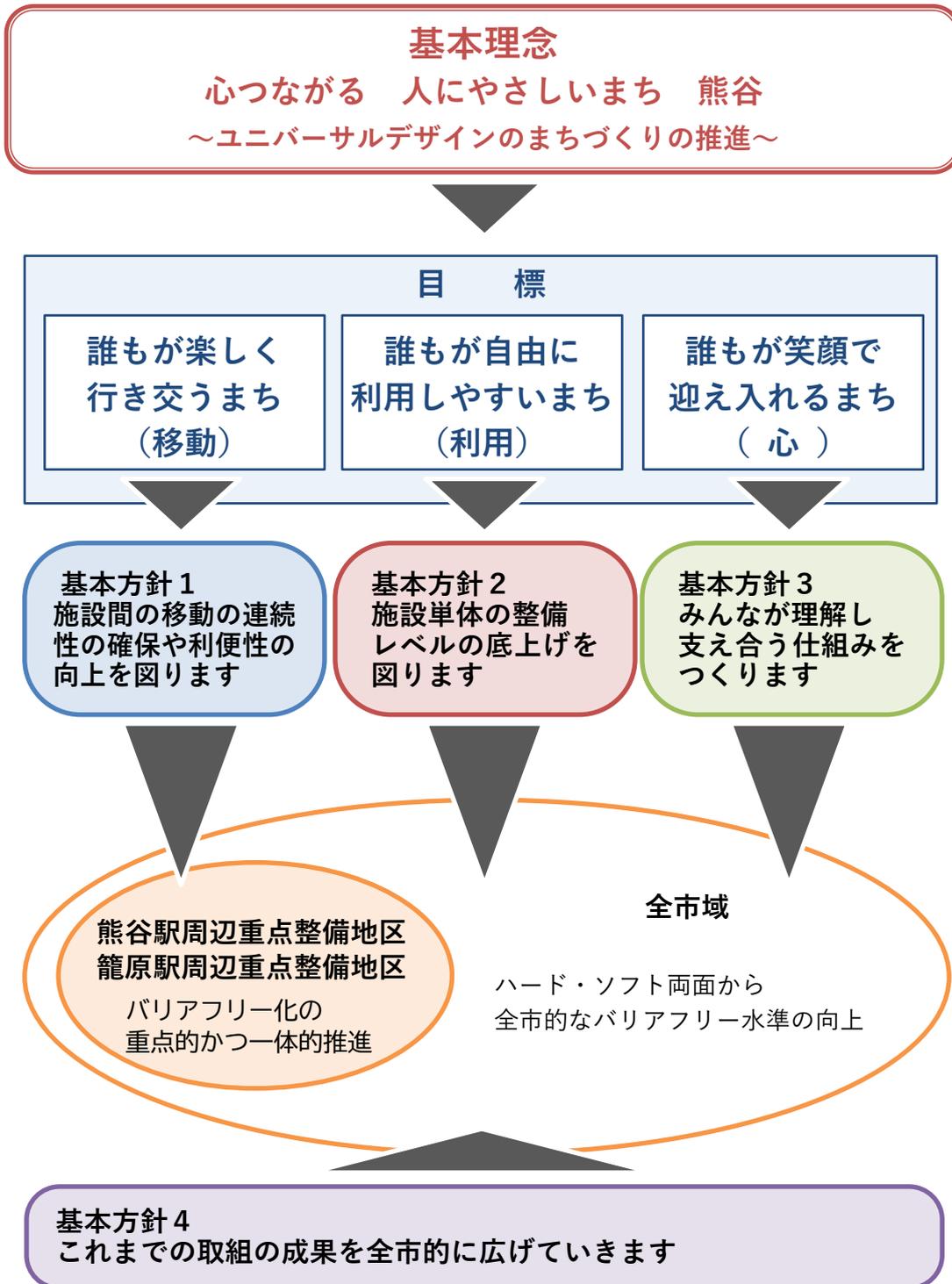


図 7 バリアフリー化の基本的な考え方

第4章 重点整備地区の バリアフリー化に関する事項

4-1 重点整備地区の課題

基本構想の改定に当たり、地域懇談会を開催し、新たにバリアフリー化の対象として追加される施設等（道路、建築物、都市公園等）の課題を抽出しました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を考慮し、まち歩きは行わず、動画や写真を活用し生活関連施設・生活関連経路の現状を把握するとともに、意見交換を中心とした会議形式で開催しました。

表 13 地域懇談会の開催概要

日 時	令和3年10月11日(月)13時～17時		
会 場	大里行政センター第2会議室		
参 加 者	学識経験者：2名 利用者代表：8名 事務局：5名（合計15名） うちWEB参加5名		
当日の流れ	1. 開会及び説明 2. 動画視聴・意見交換（熊谷駅周辺重点整備地区） 3. 動画視聴・意見交換（籠原駅周辺重点整備地区） 4. 閉会		
対象施設	熊谷駅周辺 重点整備地区	旧基本構想 策定後に 整備した 施設・経路等	<ul style="list-style-type: none"> ● 正面口駅前広場 ● 東口駅前広場 ● 北大通線 ● 国道17号（沿道金融機関等） ● 南口駅前広場（公衆便所）
		改定に合わせ 新たに追加を 検討している 施設等	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉県立熊谷図書館
	籠原駅周辺 重点整備地区	改定に合わせ 新たに追加を 検討している 施設・経路等	<ul style="list-style-type: none"> ● 北口駅前広場 ● 南口駅前広場 ● 籠原駅自由通路 ● 埼玉縣信用金庫籠原支店・籠原南支店 ● 籠原駅北口線～国道17号 ● 籠原駅前郵便局 ● 埼玉りそな銀行籠原支店 ● ショッピングモール～籠原駅南口線 ● 群馬銀行籠原南出張所 ● 熊谷市立籠原体育館 ● 籠原中央公園 ● 籠原南大通線～（市）40918号線 ● 熊谷文化創造館さくらめいと

<地域懇談会での主な意見>

●意見・指摘事項（△：課題として指摘された点 ☆：その他の意見）

<p>歩道について △舗装のブロックに様々な色が用いられ、劣化により浮き上がっているものもある。フラットで雨でも水はけが良く、ラグビーロードのような色に整備することで、誰もが歩きやすい歩道になる。 △熊谷UDブロックの劣化や視覚障害者誘導用ブロックの汚れなど、維持管理面にも留意が必要である。</p>
<p>信号機について △音響式信号機は、夜間になると音声が消えるため、横断歩道の進行方向が分からなくなって困る。</p>
<p>トイレについて △市内の施設のトイレには、介助者が荷物を置くもしくは掛ける設備がないため、荷物をひっかけるフックなどを整備してほしい。 △妊娠中の人には急に立ち上がることは危険である。一般のトイレにもバランスを崩したときなどに使える手すりがあるとよい。 △オストメイトやユニバーサルシートが設置されているトイレが少ない。大型のベッドが必要な人がいるということを知ってほしい。 △大型車椅子使用者の親の立場では、自分がトイレに行きたい場合にも車椅子使用者用トイレを利用する必要がある。大型車椅子が入れないトイレしかない場合、親もトイレに行けずに困る。 △男性トイレにも乳幼児用設備を設置するなど、男女平等・男女共同参画の視点から設備の充実を図ってほしい。 △多機能トイレへのピクトグラム表示について、ヘルプマークを入れた形で表示するよう、市内で統一してほしい。見た目では分からない障がい者も多機能トイレを使うことへの理解を広めてほしい。</p>
<p>駐車場について △車椅子使用者が福祉車両からスロープを用いて乗降する場合、駐車ますにスロープを伸ばすスペースがないため、車道にはみ出す必要があり、通行の妨げになるとともに危険を伴う。福祉車両（スロープ車）での車椅子の昇降が安全に行えるスペースを確保してほしい。 ☆パーキング・パーミット制度を熊谷市は導入しないのか。</p>
<p>金融機関について △ATMについて、視覚障がいへの配慮（点字や電話での音声対応）はあるものの、聴覚障がいへの配慮はあまりないため、配慮方法について考えてほしい。</p>
<p>情報提供について △耳が聞こえない人に対する情報保障の方法を考えてほしい。</p>
<p>人的対応の充実・心のバリアフリーについて △タクシー・バスが降車場から離れて停車するなどの問題が起きている。高齢者、障がい者がどのようなことに困っており、どのような対応が必要であるかという情報を、障がい者週間だけでなく日常的に多様な手法・媒体で提供する必要がある。 △事業者には、高齢者・障がい者・子育て世代等がどうすれば快適に過ごすことができるか考える機会を持ってほしい。それを促す資料も必要である。 △障がい当事者もそれぞれ自分の人生を楽しみ、よくするために努力している。多様な人が生活し、困っている人がいることに一人ひとりが意識を向けてもらえるように働きかけが必要である。</p>
<p>施設の新設・改修について ☆施設の新設・改修時には、デザインを重視するだけでなく、ユニバーサルデザインの視点や要素を反映してほしい。 ☆障がい当事者の意見を取り入れる機会がほしい。</p>
<p>まちあるきワークショップ（現地確認）について ☆天候によってバリアフリーでない場所も見えるため、悪天候時（雨の日等）にも確認できるとよい。 ☆通路幅などは人がいない状態では広く見えても、椅子に人が座っていたりすると実際には通行しにくいことがある。普段利用する際の状況を想定しながら、バリアフリーの課題について判断することが重要である。</p>
<p>その他 △カームダウン・クールダウンスペースがあるとよい。 △ユニバーサルデザイン自動販売機がもっと普及するとよい。 △市役所は、市内公共施設や民間施設の手本となる設備を整える必要がある。</p>

4-2 各施設のバリアフリー方針

各施設のバリアフリー化（事業の実施）に当たっては、移動等円滑化基準やガイドライン、条例等に留意した整備を推進するとともに、旧基本構想で実施したまちあるきワークショップや、改定に当たり実施した地域懇談会等での市民意見等を基に整理した生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化に関する考え方（バリアフリー方針）に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

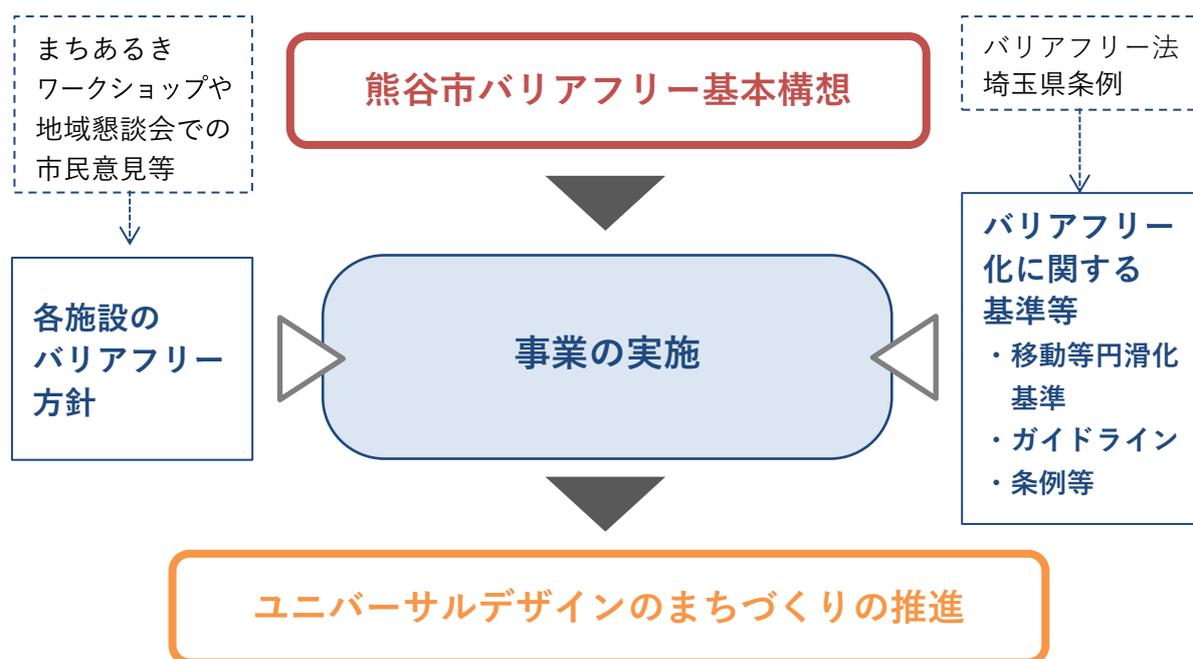


図8 バリアフリー化（事業の実施）推進の考え方

表 14 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など 作成(改正)年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成24年3月改正	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【旅客施設編】	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【車両等編】	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【役務編】	国土交通省 令和3年3月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改正
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
条例等	公共交通、道路、建築物、駐車場、公園等	埼玉県福祉のまちづくり条例	埼玉県 平成16年3月改正
		埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則	埼玉県 令和3年7月改正
	道路	埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例	埼玉県 令和3年7月改正
		熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	熊谷市 令和3年6月改正
	交通安全	埼玉県高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	埼玉県 令和3年4月改正
	建築物	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	埼玉県 令和3年3月改正
	公園	埼玉県都市公園条例	埼玉県 平成31年3月改正
		熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	熊谷市 平成25年3月

(1) 公共交通のバリアフリー化

公共交通移動等円滑化基準の主な内容

▶鉄道

駅の出入口からホームへ通ずる経路についてエレベーター・スロープによる高低差の解消（移動等円滑化された経路）、プラットホームにおける視覚障がい者等の転落防止設備（ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等）の設置、高齢者・障がい者等の円滑な利用に適した構造のエレベーター・トイレ・券売機等の設置、乗車券等販売所・案内所への筆談具の設置及び設置を示す案内の表示等

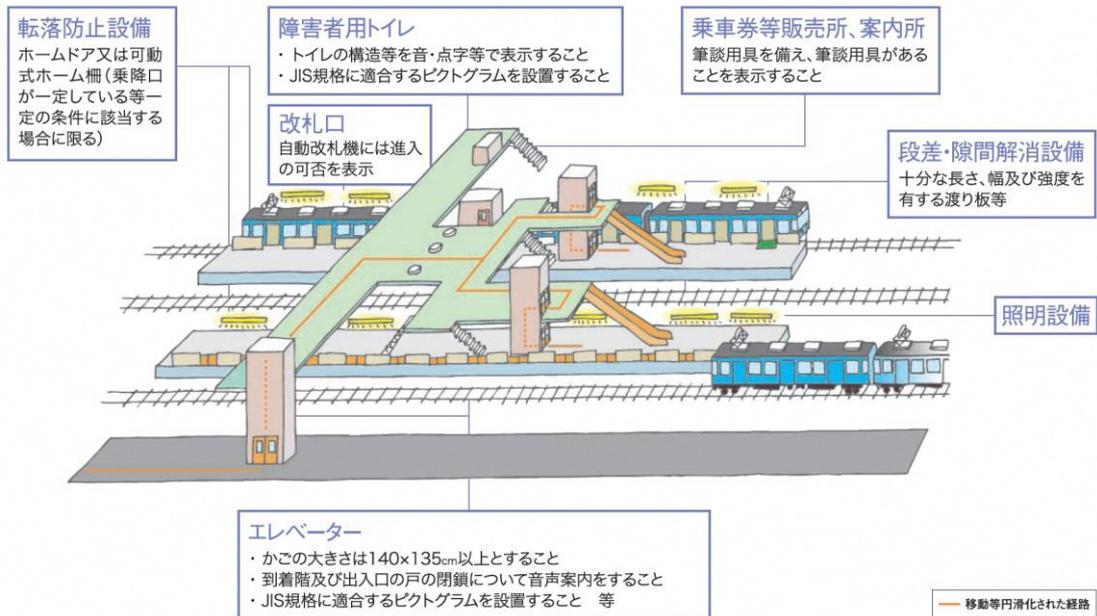


図 9 バリアフリー化基準項目例（鉄軌道駅） 出典：バリアフリー新法の解説

▶バス

低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入、筆談具の設置及び設置を示す案内の表示等

▶タクシー

車椅子等対応車や回転シート車など福祉タクシー車両の導入等

鉄道駅については、JR 熊谷駅（在来線・新幹線）、秩父鉄道熊谷駅において基本的なバリアフリー化は実施され、プラットホームへの内方線付き点状ブロックの整備も完了しています。引き続き、案内情報や役務の提供の充実など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

鉄道

- ◇ 文字や音声情報による案内設備の充実を図ります。
- ◇ 券売機などは、更新に合わせて、より使いやすい設備の導入を図ります。
- ◇ プラットホームでは、可動式ホーム柵の設置等の安全対策を進めます。
- ◇ バリアフリー化された設備が適切に利用できるよう維持管理に努めるとともに、必要に応じて高齢者、障がい者等への人的対応を行います。

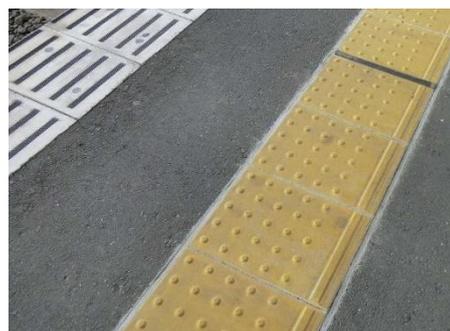


写真 3 内方線付き点状ブロック

バスについては、路線バス及びゆうゆうバスにおけるノンステップバスの導入を継続して進めるとともに、バス停留所における屋根の設置など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

バス

- ◇ ノンステップバスの導入を進めます。
- ◇ バス停留所における屋根やベンチの設置を進めます。
- ◇ バス停留所への正着¹⁵やニーリング¹⁶の実施を徹底するとともに、研修等を通じてバリアフリーに関する理解促進に取り組み、更なるサービスの向上に努めます。

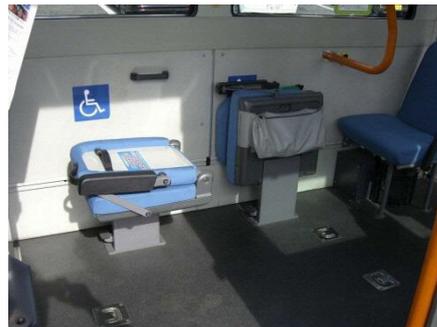


写真 4 ノンステップバス(ゆうゆうバス 直実号)

タクシーについては、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）車両の導入を継続的に進めるとともに、子育て支援の充実など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

タクシー

- ◇ 福祉タクシー¹⁷（ユニバーサルデザインタクシー¹⁸を含む）や子育て支援タクシー¹⁹の導入を進めます。
- ◇ 高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な配慮や対応に関する研修を実施するなど、接遇の向上に努めます。



写真 5 ユニバーサルデザインタクシー（妻沼南小学校での乗車体験）

¹⁵ 正着：バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

¹⁶ ニーリング：バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け乗降しやすくする機能。

¹⁷ 福祉タクシー：身体障がい者や介護の必要な高齢者の移動のために、車椅子やベッドのまま乗降車できる装備などのあるタクシー車両。

¹⁸ ユニバーサルデザインタクシー：健康な方はもちろん、車椅子使用者、ベビーカー利用の家族、高齢者、妊産婦など「誰もが利用しやすいタクシー」のこと。

¹⁹ 子育て支援タクシー：子ども連れの利用を中心として、妊産婦の通院や、子どもの通塾等に気軽に利用できるタクシーのこと。

(2) 道路のバリアフリー化

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び道路移動等円滑化基準の主な内容

幅の広い歩道の設置、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、案内標識の設置、立体横断施設へのエレベーターの設置、バスに乗りやすい歩道の高さの確保、ベンチなどの休憩施設の設置等

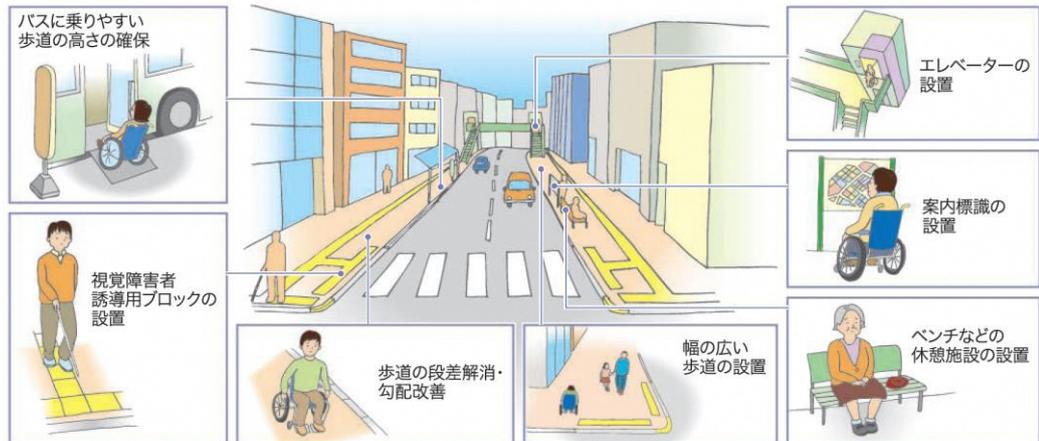


図 10 バリアフリー化基準項目例 (道路) 出典：バリアフリー新法の解説

市街地内の骨格的な道路には歩道等が設置されており、セミフラット化等のバリアフリー化も進んでいますが、熊谷 UD ブロックの適切な設置や自転車通行空間整備の推進など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

歩道のある道路 (歩車分離型道路)

◇ セミフラット構造を基本とした歩道の整備を進めます (バス停留所を設置する場合はマウントアップ構造とする)。

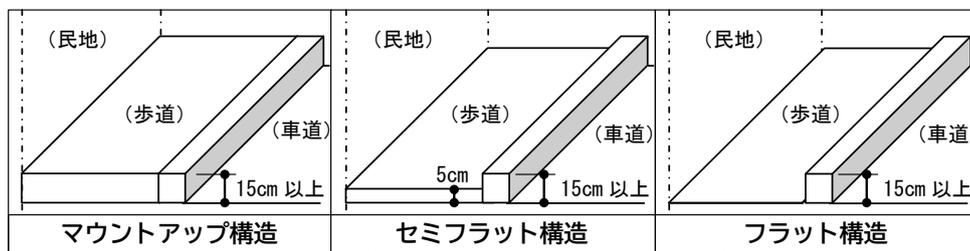


図 11 歩道の構造イメージ

- ◇ 視覚障害者誘導用ブロックの整備を進めます。
- ◇ 車止めを設ける場合は、車椅子使用者等に配慮した配置とします。
- ◇ 設置位置や向きに配慮した熊谷 UD ブロックの整備を進めます。

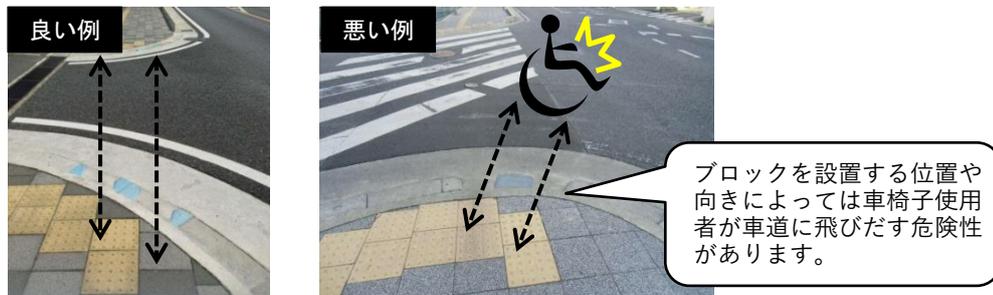


写真 6 熊谷 UD ブロック

- ◇ 歩行者や自転車が安全・安心に通行できるように自転車通行空間の整備を進めます。
- ◇ 所定の機能が発揮できるように適切な維持管理・補修を行います。
- ◇ 違法駐車や不法占用物の指導・撤去を行います。

【色彩】

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。周囲の路面が黄色又はそれに近い色合いのものについては、視覚障害者誘導用ブロックを黄色として、周囲の路面を黄色との輝度²⁰比が大きい色とする。経年劣化による汚れや色あせも想定し、長期的に視認性を確保できる色彩を採用する。

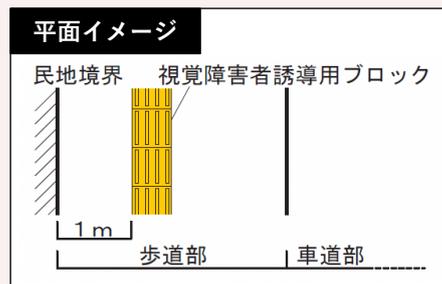
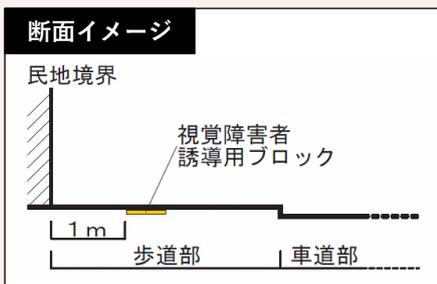


【形状・寸法】

- 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法は、JIS T9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）に合わせたものを使用する。

【設置位置】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は、民地境界より1m（※）を原則とする。



※道路構造令による最低有効幅員2mの歩道では、ほぼ中央に視覚障害者誘導用ブロックを設置することとし、有効幅員3m以上の歩道（自転車歩行者道を含む）では、自転車の通行スペースを車道側にとり、あくまでも民地側の2mについては歩行者を優先するものとする。

- 視覚障害者誘導用ブロック上には障害物を設けない。歩道上に道路占用物などの障害物等やマンホール等がある場合は、マンホールにより誘導が途切れないことや障害物等を避けるために急激に屈折させないように配慮する。



図 12 熊谷市視覚障害者誘導用ブロックの設置基準

²⁰ 輝度：ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したもの。単位は cd/m²。

骨格となる道路は歩道が設置されていますが、街区内の生活関連施設にアクセスする歩道のない道路等については、路肩のカラー舗装化など、以下に掲げる取組を推進します。

歩道のない道路（歩車一体型道路）

- ◇ 車道幅員の縮小等により、歩行空間の確保に努めます。
- ◇ 道路占有物の配置見直しや路肩のカラー舗装化等により、安全な歩行空間の確保を図ります。
- ◇ 安全な歩行空間を確保するため路肩駐車等の取締りに努めます。



写真 7 路肩のカラー舗装化

熊谷駅正面口や籠原駅北口の駅前広場は、整備によりバリアフリー化及び交通結節機能の強化が図られました。引き続き、その他の駅前広場についても、バスやタクシー等の乗換えや一般車乗降の円滑化など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

駅前広場

- ◇ 公共交通機関等の乗換えが円滑かつ便利に行えるように交通結節機能の強化を図ります。
- ◇ 文字や音声情報による案内設備の充実を図ります。
- ◇ 適切な場所に休憩施設等を配置します。

(3) 信号機等のバリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準の主な内容

音響機能、歩行者用青時間延長機能又は残り時間表示機能を付加した信号機の設置、歩車分離方式の設置、反射材料を用いるなど見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の設置、エスコートゾーンの設置等



図 13 音響式信号機 写真 8 エスコートゾーン

信号機等については、旧基本構想で位置付けた生活関連経路での音響式信号機等の整備が進められていますが、引き続き以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

- ◇ 音響式信号機、高齢者等感応式信号機、残り時間表示式信号機などバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置を計画的に進めます。
- ◇ 高度化 PICS²¹ 対応型信号機など、夜間でも信号の色を確認することができる信号機の設置を進めます。
- ◇ 安全な歩行空間を確保するため歩道や歩道のない道路での路肩における違法駐車取締りに努めます。

(4) 建築物のバリアフリー化

建築物移動等円滑化基準の主な内容

出入口・廊下等の段差解消、車椅子使用者と人がすれ違う廊下の幅の確保、車椅子使用者等が利用できるトイレ・駐車場の設置、目の不自由な方も利用しやすいエレベーターの設置等

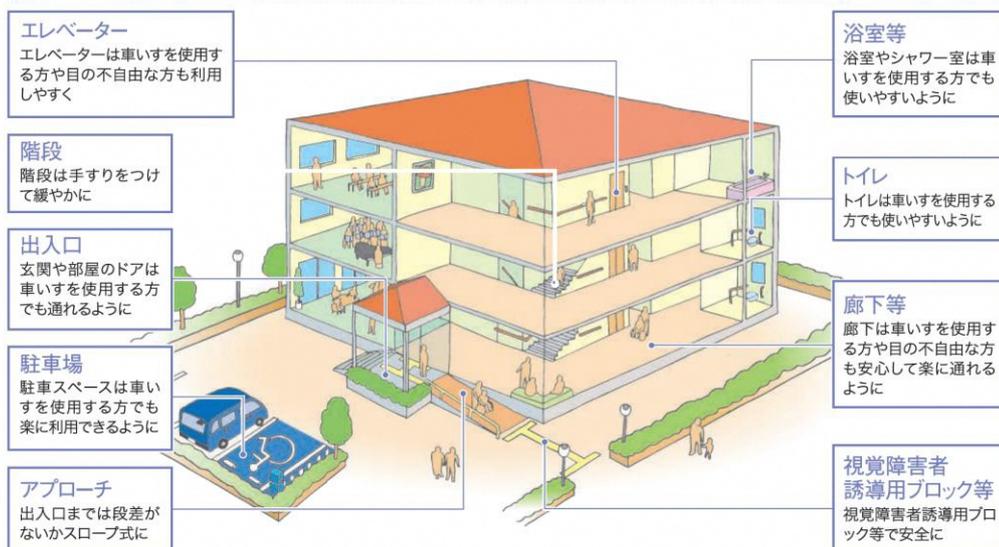


図 14 バリアフリー化基準項目例（建築物） 出典：バリアフリー新法の解説

²¹ 高度化 PICS：スマートフォン等に歩行者信号の状態を送信するとともに、スマートフォン等から青信号の延長要求ができるシステムであり、歩行者支援情報通信システム（PICS：Pedestrian Information and Communication Systems）を高度化したもの。

建築物については、旧基本構想で定めた共通の配慮事項に加え、改定に当たり実施した地域懇談会等の意見を反映して内容を充実させ、本配慮事項に基づくバリアフリー化を推進します。

◇ 下表の建築物共通で配慮すべき事項に基づき、バリアフリー化を推進します。

表 15 建築物（駐車場合む）共通の配慮事項

項目	施設共通の配慮事項
出入口・敷地内通路	◎●敷地境界（道路等と建物敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない
	◎●車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅、通路幅を確保する（出入口 80 cm以上、敷地内通路 120 cm以上）
建物内通路	◎主要な通路には段差を設けない
	◎主要な通路において車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120 cm以上）
上下移動	◎2階以上の建物にはエレベーターを設置する
	◎エレベーターは車椅子使用者等が利用しやすい構造とする（出入口幅、奥行き、鏡設置等に配慮）
	◎エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備を設ける
	◎階段は段差が識別しやすいように配慮する（段鼻の強調等）
トイレ	◎車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレを設置する（大型車椅子や介助者同伴でも利用できる広さ、荷物台やフックの設置、押しやすいボタン等）
	◎オストメイト対応設備を設置する
	◇車椅子使用者用トイレに大型ベッド（ユニバーサルシート）を設置する
	◇床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置に非常用ボタンを設置する
	*車椅子使用者用トイレ（多機能トイレ）にピクトグラムを表示する場合は、内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークを掲示する
	◇男女トイレそれぞれにベビーチェアやおむつ交換台、着替え台を設置する（一般トイレ）
駐車場	◎●車椅子使用者用駐車施設を設ける（1以上）
	◇福祉タクシー車両など後部で乗降する車両の利用においても十分なスペースを確保した駐車施設を設ける
	◎●車椅子使用者用駐車施設の位置などが分かりやすいように案内サインを設置する
窓口・受付	◇車椅子使用者等が利用しやすい構造の机やカウンターを設置する（高さ、蹴込み等に配慮）
ATM 金融機関のみ該当	◇車椅子使用者等に対応した ATM の設置（高さ、蹴込み、画面の見やすさ、カード挿入口の位置等に配慮）
案内	◎◇建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）の位置を示す案内を設置する（表示位置、色、大きさ等に配慮）
	◎◇建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）では、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備を設置する
人的対応・心のバリアフリー	*窓口・受付等に手話通訳ができる係員を配置する、又は筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置する
	*高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育を実施する

◎は建築物移動等円滑化基準に基づく整備内容/●は路外駐車場移動等円滑化基準に基づく整備内容 /○は建築物移動等円滑化誘導基準に基づく整備内容/◇は建築設計標準で望ましいとされる整備内容/
*はその他市民意見等を踏まえて設定した整備内容

(5) 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場移動等円滑化基準の主な内容

車椅子使用者用駐車施設の1以上の設置、車椅子使用者用駐車施設が分かる看板・路面表示、出入口から車椅子使用者用駐車施設まで円滑に利用できる経路の確保等

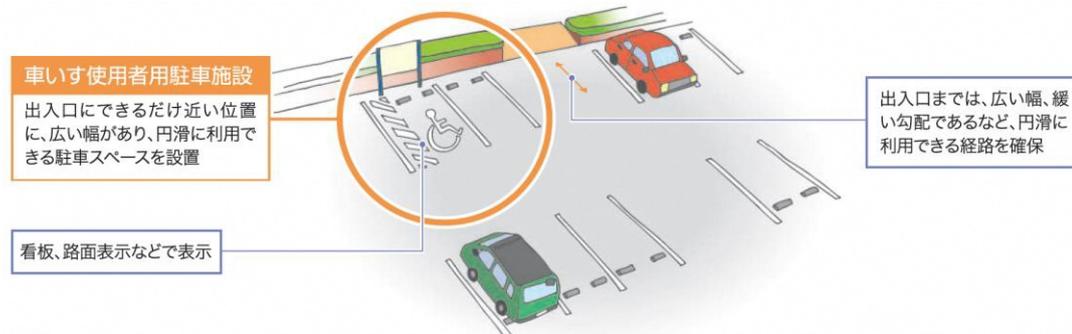


図 15 バリアフリー化基準項目例（路外駐車場） 出典：バリアフリー新法の解説

パーク・アンド・ライドとして駅周辺の駐車場を利用している市民も多く、移動等円滑化基準への適合について努力義務の対象となる路外駐車場も多く立地しています。車椅子使用者用駐車施設の設置など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

- ◇ 建築物共通で配慮すべき事項のうち、駐車場に該当する部分については、これを踏襲して、バリアフリー化を推進します。
- ◇ 車椅子使用者用駐車施設から施設出入口まで円滑に移動できる通路の確保に努めます。
- ◇ 車椅子使用者用駐車施設の不適切な利用を防ぐための利用マナー啓発を推進します。

(6) 都市公園のバリアフリー化

熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例及び都市公園移動等円滑化基準の主な内容

園路・広場の出入口の段差解消、園路の段差解消・勾配改善、主要な公園施設への接続の確保、車椅子使用者が利用できるトイレ・駐車場・水飲場の設置等

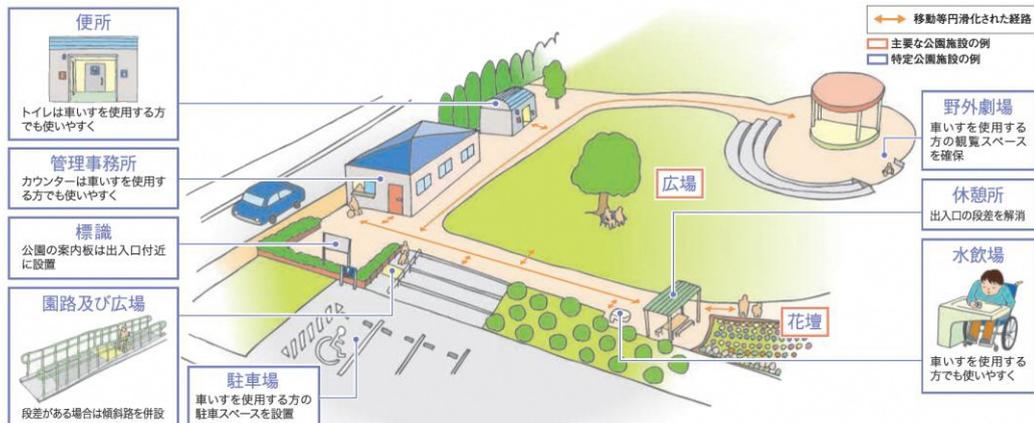


図 16 バリアフリー化基準項目例（都市公園）出典：バリアフリー新法の解説

熊谷駅周辺には、市民の憩いの場となる都市公園が複数立地しています。旧基本構想で定めた共通の配慮事項に加え、改定に当たり実施した地域懇談会等の意見を反映して内容を充実させ、本配慮事項に基づくバリアフリー化を推進します。

◇ 下表の都市公園共通で配慮すべき事項に基づき、バリアフリー化を推進します。

表 16 都市公園共通の配慮事項

項目	施設共通の配慮事項
出入口	◎敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない
	◎車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（出入口 90 cm以上）
園路	◎主要な園路は平坦で固く締まっていて滑りにくい路面とする
	◎主要な園路には段差を設けない
	◎主要な園路は車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120 cm以上）
トイレ	◎車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレを設置する（大型車椅子や介助者同伴でも利用できる広さ、荷物台やフックの設置、押しやすいボタン等）
休憩施設	◇ベンチを設置する
	◎車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲場を設置する
案内	◇園内の施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内表示を設置する

◎は都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの標準的な整備内容
◇は都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの望ましい整備内容

(7) その他

工事中におけるバリアフリー対応も課題として指摘されており、以下に掲げるバリアフリー対策に努めます。

◇ 工事に関する情報提供や、工事中のバリアフリー対策に努めます。

4-3 事業者間の連携

施設単体でバリアフリー整備が進められても連続的なバリアフリー化は図られません。地区内の回遊性をより向上させるためには、バリアが生じやすい管理境界部においても関係する事業者間で共通認識を持ち、連携を図りながらバリアフリー整備に取り組んでいく必要があります。

以下の点については、特に留意して整備を進めていきます。

- ◇ 熊谷市公共サインガイドラインに基づき、生活関連施設と生活関連経路の統一的な案内表示の設置を進めます。
- ◇ 視覚障害者誘導用ブロックの連続的な設置に努めます。
(道路⇄旅客施設・建築物・都市公園、道路⇄バス停留所 等)
- ◇ 管理境界部で生じる段差の解消に努めます。

4-4 心と情報のバリアフリー

より利用しやすい環境をつくるためには、施設整備と合わせて、高齢者・障がい者・子育て世代等の様々な行動の特性や困りごとを理解し、利用を妨げないように配慮し、適切に情報提供をすること、必要に応じた手助けをすることなど、支え合う気持ちを育み、伝えていく必要があります。

本市では、心と情報のバリアフリーに関する取組を積極的に推進していきます。

心のバリアフリー

- ◇ 高齢者・障がい者・子育て世代等の移動や施設利用の手助けを促進し、妨げとなる行為を減らすため、市民や施設管理者等の「心のバリアフリー」を推進します。
- ◇ 心のバリアフリーに関するパンフレットを作成・配布するなど、市民・事業者向けの普及・啓発活動を行います。
- ◇ 事業者研修の実施により、利用者への接遇向上に努めます。
- ◇ 小中学校等における心のバリアフリーに関する教育の充実にも努めます。
- ◇ 施設管理者が社員等の研修時に活用できるバリアフリー支援方策（講師の派遣やバリアフリー教室等のプログラム提供等）について検討します。
- ◇ 自転車利用マナー向上の啓発や放置自転車対策に取り組めます。

情報のバリアフリー

- ◇ 筆談や手話通訳対応等のコミュニケーション支援の充実やバリアフリー情報の充実に向けた「情報バリアフリー」を推進します。
- ◇ 誰にでも分かりやすく情報が伝わり、市との連絡や手続等が円滑に行えるよう情報の入手・伝達手段の補完や充実を図ります。
- ◇ 高齢者、障がい者、外国人などでも分かりやすいピクトグラムを活用した案内表示を設置します。
- ◇ 各施設のバリアフリー状況を広く市民に伝えます。

4-5 特定事業等の設定の考え方

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両等のバリアフリー化を具体化するためのものです。

旧基本構想では、熊谷駅周辺重点整備地区において、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、その他の事業を設定しています。このうち、「未完了」あるいは「継続実施」の事業は、現状における事業の実現性について精査した上で、原則として引き続き特定事業等に設定します。また、新規に追加する施設については、各施設のバリアフリー方針に示した「施設共通の配慮事項」に基づき施設ごとにバリアフリーのセルフチェックを実施し、該当する課題について特定事業を設定します。

また、籠原駅周辺重点整備地区では、地域懇談会や協議会などで指摘された課題のうち、対応が可能なものについては特定事業に設定しています。また、各施設のバリアフリー方針に示した「施設共通の配慮事項」に基づき施設ごとにバリアフリーのセルフチェックを実施し、該当する課題について特定事業を設定します。

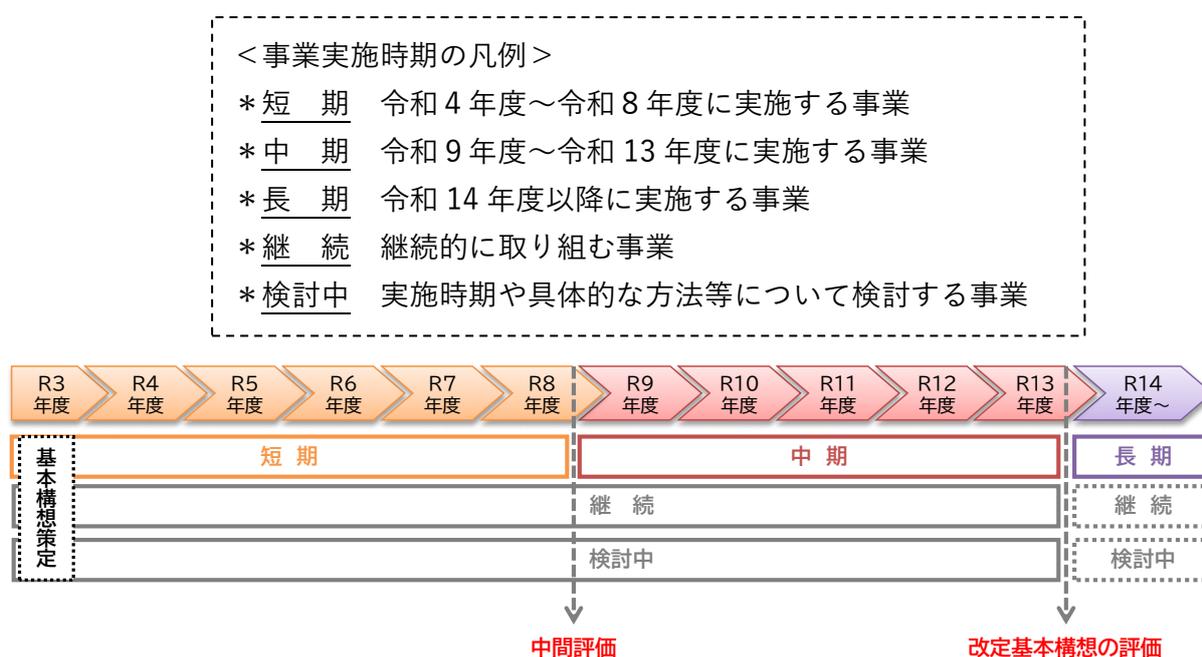


図 17 事業実施時期と目標年次までの流れ

なお、各施設の特定事業内容と合わせて、施設のバリアフリー化に関する現状や今後の方針を「施設の現状等」の欄に整理しています。建築物と路外駐車場については、次ページの凡例に基づき「主なバリアフリー施設等の状況」を示します。

表 17 主なバリアフリー施設等の状況の凡例

主なバリアフリー施設等の状況 凡例	
敷地内通路	 : スロープあり  : 段差なし  : 視覚障害者誘導用ブロックあり — : 通路なし 段差あり : 段差あり
建物内通路	 : スロープあり  : 段差なし  : 視覚障害者誘導用ブロックあり — : 通路なし 段差あり : 段差あり
上下移動	 : エレベーターあり  : エスカレーターあり  : 階段昇降機あり  : 階段あり — : 上下移動なし（平面構造の建物）
トイレ	 : トイレあり  : 車椅子用トイレあり  : オストメイト対応  : 乳幼児用設備（ベビーチェア・ベビーベッド）あり — : トイレなし
その他	 : 車椅子使用者用駐車施設あり  : 授乳室あり  : 手話対応可  : コミュニケーション支援ボード・筆談対応可 — : 特になし

第5章 地区別基本構想

〈熊谷駅周辺重点整備地区〉

5-1 重点整備地区の基本的な方針

熊谷駅周辺重点整備地区は、市の中央エリアに位置し、熊谷駅を中心に都市機能が集約された都市拠点です。中心市街地活性化基本計画等において区域が位置付けられ、本市の中心市街地として回遊性を高める取組が計画的に進められています。また、ラグビーワールドカップ2019に合わせて正面口駅前広場整備やラグビーロードへの案内サイン整備等が行われました。ソフト面では、平成28年に立正大学との連携によりバリアフリーマップ「あのくま」を作成し、訪日外国人おもてなし事業として英語での情報発信や飲食店のメニューの英語化などの取組を行っています。

これまでの取組の効果を高めるため、既存の対象施設についてはバリアフリー化を継続的に行う必要があります。加えて、交通バリアフリー基本構想からの課題である筑波交差点のバリアフリー化など、長期的課題への対応も必要となります。

また、これまで対象施設に加えてこなかった宿泊施設や公民館、スーパーマーケット、路外駐車場等、不特定多数の利用が見込まれる施設を対象施設に加えることで、重点整備地区内の一体的なバリアフリー化をより推進していく必要があります。

ハード面のバリアフリー化が進む一方、ソフト面においては、放置自転車が視覚障害者誘導用ブロック上に放置されるなどのマナーの問題や、高齢者・障がい者・子育て世代等への接遇向上が課題であり、ハード面と合わせて一体的に取り組んでいく必要があります。

これらのバリアフリー化を一体的に図ることで、熊谷駅周辺における誰もが利用しやすい回遊性の高いまちづくりの実現を目指します。

表 18 熊谷駅周辺重点整備地区のバリアフリー化の方針

- **多様な市民や来訪者の利用施設における更なるバリアフリー化の推進**
 - 熊谷駅周辺重点整備地区には、熊谷駅などの旅客施設や、市役所等の公共・公益施設、文化センター等の文化・文教施設、障害福祉会館等の福祉施設、医療施設、商業施設、金融機関、宿泊施設等の多様な施設が集積しています。これらの施設について、バリアフリー法に基づく生活関連施設として、施設のバリアフリー化を推進します。
- **旧基本構想からの課題対応や適切な維持管理に向けたバリアフリー化の推進**
 - 熊谷駅を中心として施設までの経路を生活関連経路に設定するとともに、熊谷駅周辺における回遊性向上を図るため、都市再生整備計画等における経路指定を踏まえたネットワークを設定し、旧基本構想からの課題対応や適切な維持管理に向けたバリアフリー化を推進します。
- **心と情報のバリアフリーに向けた具体的取組の推進**
 - 重点整備地区内における心と情報のバリアフリーを推進するため、関係事業者における施設利用の適正化や研修・コミュニケーション支援に係る取組について具体的に位置付けていきます。

5-2 生活関連施設の設定

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を「相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等、地域の実情を勘案して選定することが必要である。」としています。

熊谷駅周辺重点整備地区では、旧基本構想で設定した生活関連施設を基本とし、施設の現状に合わせて追加・削除を行います。

表 19 生活関連施設の設定方針

① 旧基本構想で生活関連施設に位置付けられた施設

- 旧基本構想で生活関連施設に位置付けられた施設は、現在も高齢者・障がい者・子育て世代等の相当数が利用すると見込まれることから、引き続き設定します。

② 重点整備地区内の宿泊施設

- ラグビーの試合観戦などでニーズが高まる宿泊施設のうち、バリアフリー化された客室の設置が義務付けられる客室 50 室以上の施設を生活関連施設に設定します。

③ その他、生活関連施設に相当する施設

- 埼玉県立熊谷図書館は、旧基本構想策定時に廃止予定であったため生活関連施設に位置付けていませんでしたが、現時点で予定が未確定であり、高齢者・障がい者・子育て世代等の相当数が利用すると見込まれることから、生活関連施設に設定します。
- 地域開放や避難所として市民の利用機会がある学校及び公民館やスーパーマーケット、路外駐車場等、不特定多数の利用が見込まれる一定規模以上の施設を生活関連施設に設定します。

なお、生活関連施設は、ネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化され当面は事業実施の必要がない施設などについても、生活関連施設を結ぶ生活関連経路の配置も考慮して設定します。

表 20 生活関連施設一覧

		施設名	事業者	旧基本構想からの 変更点
鉄道駅		JR熊谷駅	東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	
		秩父鉄道熊谷駅	秩父鉄道(株)	
		秩父鉄道上熊谷駅	秩父鉄道(株)	追加
建築物	公共・ 公益施設	熊谷市役所	熊谷市	
		熊谷保健センター	熊谷市	
		熊谷郵便局・ゆうちょ銀行熊谷店	日本郵便(株)・(株)ゆうちょ銀行	
		埼玉県熊谷地方庁舎	埼玉県北部地域振興センター	
		熊谷税務署	国税庁関東信越国税局	
		日本年金機構熊谷年金事務所	日本年金機構	
		さいたま地方法務局熊谷支局	法務局	
		さいたま地方裁判所熊谷支部	裁判所	
		熊谷筑波町郵便局	日本郵便(株)	
		熊谷万平郵便局	日本郵便(株)	
		熊谷鎌倉町郵便局	日本郵便(株)	
		熊谷公共職業安定所ハローワーク	埼玉労働局	
		埼玉県熊谷児童相談所	埼玉県	
	金融機関	三井住友銀行熊谷支店	(株)三井住友銀行	
		みずほ銀行熊谷支店	(株)みずほ銀行	
		埼玉りそな銀行熊谷支店	(株)埼玉りそな銀行	
		足利銀行熊谷支店	(株)足利銀行	
		埼玉縣信用金庫本店営業部	埼玉縣信用金庫	
		武蔵野銀行熊谷支店	(株)武蔵野銀行	
		群馬銀行熊谷支店	(株)群馬銀行	
		八十二銀行熊谷支店	(株)八十二銀行	
		第四北越銀行熊谷支店	(株)第四北越銀行	
		東和銀行熊谷支店	(株)東和銀行	
		商工組合中央金庫熊谷支店	(株)商工組合中央金庫	
		中央労働金庫熊谷支店	中央労働金庫	
		熊谷商工信用組合本店	熊谷商工信用組合	
	文化・ 文教施設	熊谷市立文化センター	熊谷市	
		熊谷市立コミュニティセンター	熊谷市	
		熊谷市中央公民館	熊谷市	追加
		熊谷市熊谷東公民館	熊谷市	追加
		熊谷市荒川公民館	熊谷市	追加
		熊谷市立桜木小学校	熊谷市	追加
		埼玉県立熊谷女子高等学校	埼玉県	追加
		熊谷市立市民体育館	熊谷市	
		高城神社	高城神社	
		熊谷寺	熊谷寺	
		埼玉県立熊谷図書館	埼玉県	追加
	北部地域振興交流拠点施設(仮称)	熊谷市		
	福祉施設	熊谷市立障害福祉会館	熊谷市	
	医療施設	熊谷総合病院	社会医療法人熊谷総合病院	事業者の変更
		藤間病院	医療法人藤和会	
	商業施設	八木橋百貨店	(株)八木橋	
		イオン熊谷店	イオンリテール(株)	
		ショッピングセンターニッソーモール	双日商業開発(株)	事業者の変更
		アズ熊谷	高崎ターミナルビル(株)	
		ティアラ 21	(株)ティアラ 21	
		バルク熊谷銀座店	(株)バルク	追加
宿泊施設	スマイルホテル熊谷	(株)ホスピタリティオペレーションズ	追加	
	東横 INN 熊谷駅北口	(株)東横イン	追加	
	キングアンバサダーホテル熊谷	和数奇ホテルズ&リゾーツ(株)	追加	
	マロウドイン熊谷	東都自動車(株)	追加	
	R & Bホテル熊谷駅前	ワシントンホテル(株)	追加	
	ホテルサンルート熊谷駅前	(株)相鉄ホテルマネジメント	追加	
	ホテルグランワイズ熊谷駅前	アパホテル(株)	追加	
熊谷ロイヤルホテルすずき	(有)すずき	追加		

	施設名	事業者	旧基本構想からの 変更点
駐車場	熊谷市営本町駐車場	熊谷市	
	熊谷駅南口駐車場・日貸駐車場	秩父鉄道(株)	
	アップルパーク NOHAGI 熊谷銀座第一駐車場	(株)アップルパーク	
	タイムズイオン熊谷店	イオンリテール(株)・タイムズ24(株)	
	熊谷駅時間制駐車場	高崎ターミナルビル(株)	追加
	タイムズカルパ	タイムズ24(株)	追加
	タイムズニットモール(平面)	タイムズ24(株)	追加
	熊谷総合病院第2専用 大和屋オーク南口駐車場	タイムズ24(株) 大和屋(株)	追加 追加
都市公園	中央公園	熊谷市	
	荒川公園	熊谷市	
	万平公園	熊谷市	
	東公園	熊谷市	
	宮町公園	熊谷市	
	星溪園	熊谷市	

5-3 生活関連経路の設定

バリアフリー法の定義を勘案し、「生活関連施設相互間の経路」を生活関連経路に位置付けます。

熊谷駅周辺重点整備地区は、生活関連施設の更新に伴い、経路の見直しを行います。なお、熊谷理療技術高等盲学校の閉校に伴い、当該施設への経路であった生活関連経路は削除します。

表 21 生活関連経路の設定方針

● 旧基本構想における生活関連経路

- 旧基本構想における生活関連経路は、引き続き生活関連施設相互間を結び、歩行空間ネットワークを形成する必要性が高いことから、引き続き設定します。

● 生活関連施設相互を結ぶ経路

- 新たに設定した生活関連施設への経路について、既存の生活関連経路から派生する形で新たに生活関連経路に設定します。

5-4 重点整備地区の区域の設定

熊谷駅周辺重点整備地区の範囲は、3-3で示した重点整備地区の設定の考え方を踏まえ、生活関連施設が立地する旧基本構想の重点整備地区の範囲を基本とし、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域の範囲を追加します。また、施設の廃止・移転等の状況を反映し、地区範囲の追加・削除を行います。

次ページに、熊谷駅周辺重点整備地区の重点整備地区図を示します。(面積:約180ha)

熊谷駅周辺重点整備地区図

鉄道駅

- JR熊谷駅
- 秩父鉄道熊谷駅
- 秩父鉄道上熊谷駅

公共・公益施設

- ① 熊谷市役所
- ② 熊谷保健センター
- ③ 熊谷郵便局・ゆうちょ銀行熊谷店
- ④ 埼玉県熊谷地方庁舎
- ⑤ 熊谷税務署
- ⑥ 日本年金機構熊谷年金事務所
- ⑦ さいたま地方法務局熊谷支局
- ⑧ さいたま地方裁判所熊谷支部
- ⑨ 熊谷筑波町郵便局
- ⑩ 熊谷万平郵便局
- ⑪ 熊谷鎌倉町郵便局
- ⑫ 熊谷公共職業安定所ハローワーク
- ⑬ 埼玉県熊谷児童相談所

金融機関

- ① 三井住友銀行熊谷支店
- ② みずほ銀行熊谷支店
- ③ 埼玉りそな銀行熊谷支店
- ④ 足利銀行熊谷支店
- ⑤ 埼玉縣信用金庫本店営業部
- ⑥ 武蔵野銀行熊谷支店
- ⑦ 群馬銀行熊谷支店
- ⑧ 八十二銀行熊谷支店
- ⑨ 第四北越銀行熊谷支店
- ⑩ 東和銀行熊谷支店
- ⑪ 商工組合中央金庫熊谷支店
- ⑫ 中央労働金庫熊谷支店
- ⑬ 熊谷商工信用組合本店

文化・文教施設

- ① 熊谷市立文化センター
- ② 熊谷市立コミュニティセンター
- ③ 熊谷市中央公民館
- ④ 熊谷市熊谷東公民館
- ⑤ 熊谷市荒川公民館
- ⑥ 熊谷市立桜木小学校
- ⑦ 埼玉県立熊谷女子高等学校
- ⑧ 熊谷市立市民体育館
- ⑨ 高城神社
- ⑩ 熊谷寺
- ⑪ 埼玉県立熊谷図書館
- ⑫ 北部地域振興交流拠点施設（仮称）

福祉施設

- ① 熊谷市立障害福祉会館

医療施設

- ① 熊谷総合病院
- ② 藤間病院

商業施設

- ① 八木橋百貨店
- ② イオン熊谷店
- ③ ショッピングセンターニットモール
- ④ アズ熊谷
- ⑤ ティアラ21
- ⑥ ベルク熊谷銀座店

宿泊施設

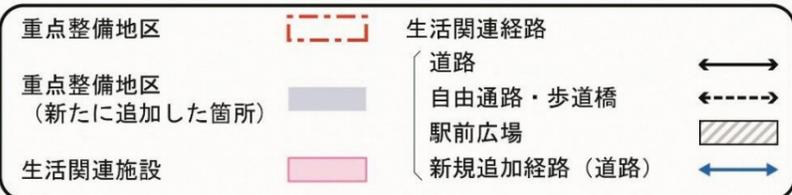
- △ スマイルホテル熊谷
- △ 東横INN熊谷駅北口
- △ キングアンバサダーホテル熊谷
- △ マロウドイン熊谷
- △ R&Bホテル熊谷駅前
- △ ホテルサンルート熊谷駅前
- △ ホテルグランワイズ熊谷駅前
- △ 熊谷ロイヤルホテルすずき

駐車場

- ▲ 熊谷市営本町駐車場
- ▲ 熊谷駅南口・日貸駐車場
- ▲ アップルパークNOHAGI 熊谷銀座第一駐車場
- ▲ タイムズイオン熊谷店
- ▲ 熊谷駅時間制駐車場
- ▲ タイムズカルパ
- ▲ タイムズニットモール(平面)
- ▲ 熊谷総合病院第2専用
- ▲ 大和屋オーク南口駐車場

都市公園

- ① 中央公園
- ② 荒川公園
- ③ 万平公園
- ④ 東公園
- ⑤ 宮町公園
- ⑥ 星溪園



生活関連経路		(青字は新規追加経路)	
番号	路線名	番号	路線名
1・33	国道17号	20	東口駅前広場
2	(主)熊谷停車場線	24	(市)50342号線
3	(都)福祉センター通線	25・40	(市)50344号線
4	(都)3・2・1市役所通線	26	(市)50359号線
5	(都)3・4・3北大通線	27	(市)50365号線
6	(都)3・3・7星川通線	28	(市)60037号線
7	(市)80035号線	29	(市)80034号線(弥生町通り)
8	(市)80541号線	30	国道407号
9	(都)3・4・46熊谷駅東口線	31	(市)50347号線
10	(都)3・4・31佐谷田線	32	(市)50355号線
11・34	(市)80005号線(鎌倉町通り)	35-36-37	都市再生整備計画「歴史・文化資源ネットワーク」
12	(都)3・5・9南駅通線	38	ティアラ21～ニットモール連絡歩道橋
13	(市)80115号線	41	(市)80075号線
14・39	(都)3・6・8荒川通線	42	(市)80154号線
15	(一)太田熊谷線	43	(市)80005号線
16	(一)熊谷羽生線	44	(市)80089号線
17	熊谷駅自由通路	45	(市)80119号線
18	正面駅前広場		
19	南口駅前広場		

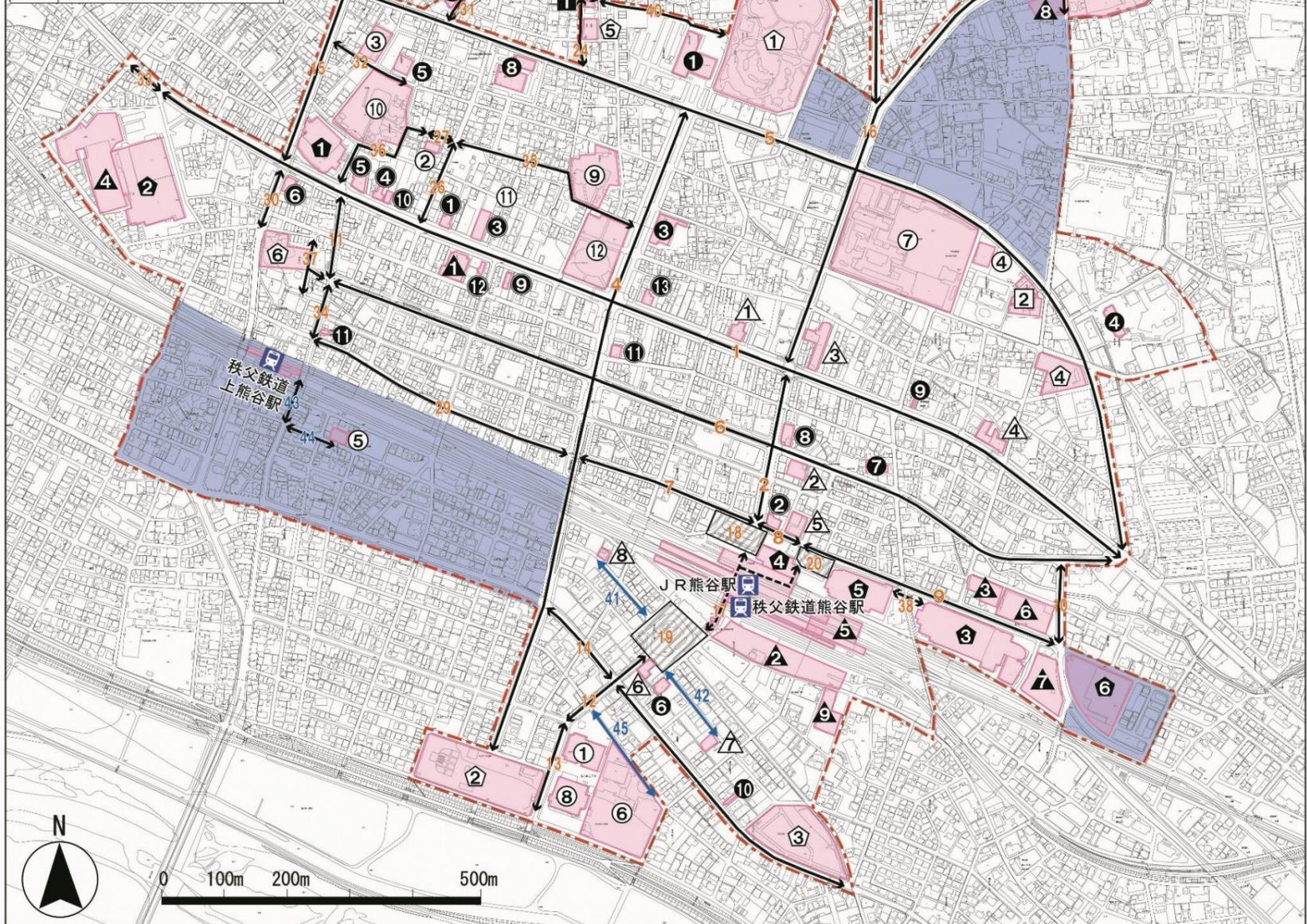


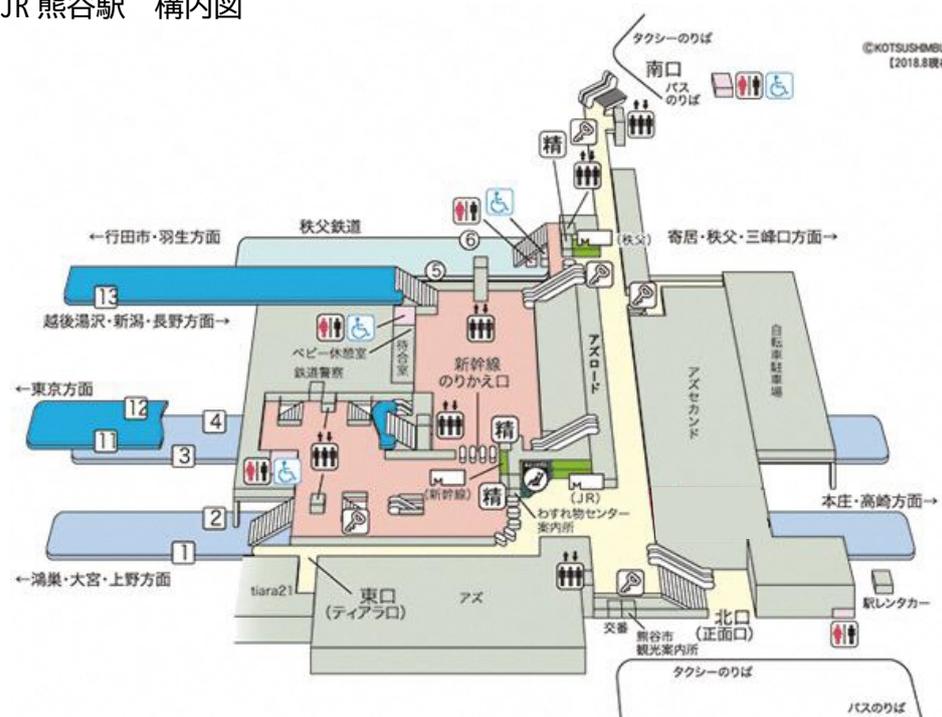
図18 熊谷駅周辺重点整備地区図

5-5 特定事業の内容

※重点整備地区内において生活関連施設に設定された施設の中には、既にバリアフリー対応が完了しているなど、特定事業の設定がない施設もあります。

(1) 公共交通特定事業

JR 熊谷駅

施設名	JR 熊谷駅		事業主体	東日本旅客鉄道(株)高崎支社
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想で位置付けた特定事業はおおむね完了しています。 ・バリアフリー法に基づきエレベーターや車椅子使用者用トイレ、ホームからの転落事故を防ぐための内方線付き点状ブロックは整備済みです。 ・聴覚障がいの方への対応として、各窓口に筆談対応ボードを設置しています。 ・誰もが使いやすい券売機の設置や案内表示の改善など、高齢者や障がい者等が利用しやすい駅づくりを進めます（原則として移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を実施）。 ・JR 熊谷駅 構内図 			
	 <p>出典：JR おでかけネット ホームページ（一部修正）</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	券売機	車椅子使用者の利用に配慮し、券売機下部の蹴込みの改善検討		中期
	案内	案内表示等の改善（“南口”や“北口”の文字拡大、案内の追加等）		検討中
備考	役務の提供	バリアフリー化された設備の適切な維持管理		継続
		高齢者、障がい者等への人的対応の実施		継続
備考	—			

秩父鉄道熊谷駅

施設名	秩父鉄道熊谷駅		事業主体	秩父鉄道(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想で位置付けた特定事業はおおむね完了しています。 ・バリアフリー法に基づきエレベーターや車椅子利用者用トイレ、ホームからの転落事故を防ぐための内方線付き点状ブロックは整備済みです。 ・令和元年度に床面の舗装のがたつきや割れの補修を実施しました。 ・ICカード乗車券システムの導入を検討しています。 ・今後は分かりやすい情報提供や社員による人的対応を行います。 ・秩父鉄道熊谷駅 構内図 <p>出典：JR おでかけネット ホームページ（一部修正）</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	案内	必要な情報の優先度を考慮した分かりやすい情報提供		短期
	役務の提供	バリアフリー化された設備の適切な維持管理 高齢者、障がい者等への人的対応の実施		継続
備考	—			

秩父鉄道上熊谷駅

施設名	秩父鉄道上熊谷駅		事業主体	秩父鉄道(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカード乗車券システムの導入を検討しています。 ・ハード面の改修は難しい面も多いものの、できる範囲の対応を実施します。また、今後は分かりやすい情報提供や社員による人的対応を積極的に行います。 			
事業	項目	事業内容		実施時期
	役務の提供・心のバリアフリー	バリアフリー化された設備の適切な維持管理		継続
		高齢者、障がい者等への人的対応の実施		継続
		多様な利用者への適切な対応について、社員の教育を実施		継続
備考	—			

国際十王交通 路線バス

対象	国際十王交通 路線バス		事業主体	国際十王交通(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想策定よりノンステップバスを18台（平成26年度～平成30年度）導入しており、引き続き導入を進めます。 ・今後も心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 ・国際十王交通 路線図（重点整備地区周辺）  <p>バス路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バス停名 バス停 ● バス停名 起点終点バス停 ○ バス停名 施設への最寄バス停 ● バス停名 乗り継ぎバス停 ⊕ バス停名 片方向バス停 — 国際十王交通 — 朝日自動車 — 矢島タクシーシャトル500 — 深谷観光バス <p>参考：熊谷市ホームページ</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	車両	ノンステップバスを車両の入替えに合わせて順次導入		継続
	バス停留所	乗降の障害となる縁石やガードレールの撤去の働きかけ		継続
	南口駅前広場	バス乗降場の案内表示の改善	長期	
		バス乗降場におけるベンチの増設（※）	長期	
	役務の提供・心のバリアフリー	バス停留所への正着やニーリングの実施	継続	
		乗務員（運転士）の研修等の実施	継続	
備考	※南口駅前広場のバス乗降場におけるベンチの増設については、関係者と協議の上、対応を検討します。			

朝日自動車 路線バス

対象	朝日自動車 路線バス		事業主体	朝日自動車(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・全車両ノンステップバスでの運行となっています。 ・全車両に筆談具を設置しています。 ・一部停留所において行先多言語対応を実施しています。 ・今後は人にやさしい路線バスを目指し、乗務員への心のバリアフリーの周知及び指導の徹底を図ります。 ・朝日自動車 路線図（重点整備地区周辺）  <p style="text-align: right;">バス路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バス停名 バス停 ● バス停名 起点終点バス停 ○ バス停名 施設への最寄バス停 ● バス停名 乗り継ぎバス停 ④ バス停名 片方向バス停 — 国際十王交通 — 朝日自動車 — 矢島タクシーシャトル500 — 深谷観光バス <p style="text-align: right;">参考：熊谷市ホームページ</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	車両	ノンステップバスを車両の入替えに合わせて順次導入		継続
	案内	分かりやすい案内表示等の検討（時刻表の拡大等）		継続
	役務の提供・心のバリアフリー	バス停留所への正着や二ーリングの実施 乗務員（運転士）の研修等の実施		継続
備考	—			

市内循環バス（ゆうゆうバス）

対象	市内循環バス（ゆうゆうバス）			事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、全ての車両がノンステップバスとなっています。 ・平成 30 年度に熊谷駅南口にバス接近情報を表示する屋外表示機を設置しました。 ・市内循環バス 路線図（重点整備地区周辺）  <p style="text-align: right;">熊谷市ゆうゆうバス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○バス停名 バス停 <li style="width: 50%;">○(バス停名) 主要バス停 <li style="width: 50%;">○バス停名 施設への最寄バス停 <li style="width: 50%;">○(バス停名) 起点終点バス停 <li style="width: 50%;">●バス停名 乗り継ぎバス停 <li style="width: 50%;"> <li style="width: 50%;">さくら号 <li style="width: 50%;">ひまわり号 <li style="width: 50%;">グライダー号 <li style="width: 50%;">ほたる号 <li style="width: 50%;">グライダーワゴン <li style="width: 50%;">直実号 <li style="width: 50%;">ムサシトミヨ号 <li style="width: 50%;">くまびあ号 <p style="text-align: right;">参考：熊谷市ホームページ</p>				
事業	項目	事業内容			実施時期
	車両	ノンステップバスを車両の入替えに合わせて順次導入			継続
	案内	分かりやすい案内表示等の検討（時刻表の拡大等）			継続
	役務の提供・心のバリアフリー	バス停留所への正着や二ーリングの実施			継続
	乗務員（運転士）の研修等の実施			継続	
備考	—				

タクシー

対象	タクシー			事業主体	熊谷地区構内営業タクシー協議会
事業	項目	事業内容			実施時期
	車両	福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）や子育て支援タクシーの導入			長期
	心のバリアフリー	高齢者や障がい者、子育て世代等への適切な配慮や対応に関する研修の実施			継続
	歩道への正着について乗務員への啓発			継続	
備考	—				

(2) 道路特定事業

国道

経路番号 経路名	1・33 国道17号	事業主体	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	UDブロック	歩道端部に熊谷UDブロックを設置		継続
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		継続
		バス停留所への視覚障害者誘導用ブロックの設置		継続
	筑波交差点	歩道橋の改修又は撤去、交差点改良(※)		検討中
案内	各道路管理者の協力による、見やすく分かりやすい案内標識・表示等の設置検討		長期	
備考	※筑波交差点における歩道橋の改修又は撤去、交差点改良については、交差点に集中する交通の分散や合意形成等の条件が整った段階で、関係機関と対応を検討します。 ・熊谷市の事業として平成29年度に公共サインガイドラインを策定し、平成30年度に熊谷駅周辺に歩行者系サインを設置しました。			

県道

経路番号 経路名	2 (主)熊谷停車場線	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		長期
備考	—			
経路番号 経路名	15 (一)太田熊谷線	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所 熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		検討中
	案内	公共サインの視覚障がい者対応(点字の設置)		継続
公共サインの維持修繕		継続		
備考	—			
経路番号 経路名	16 (一)熊谷羽生線	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		検討中
備考	—			
経路番号 経路名	全て 生活関連経路共通	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	案内	各道路管理者の協力による、見やすく分かりやすい案内標識・表示等の設置検討		継続
備考	—			

市道等

経路番号 経路名	3 (都)熊谷西環状線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	
備考	・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了		
経路番号 経路名	4 (都)3・2・1 市役所通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	
備考	・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了		
経路番号 経路名	5 (都)3・4・3 北大通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進	
備考	—		
経路番号 経路名	6 (都)3・3・7 星川通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	
	歩道	歩道の整備	
	維持管理	歩道上の不法占用の指導	
備考	—		
経路番号 経路名	7 (市)80035 号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	
	維持管理	歩道上の不法占用の指導	
備考	—		
経路番号 経路名	8 駅正面口～東口 (市)80541 号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	
備考	—		
経路番号 経路名	9 (都)3・4・46 熊谷駅東口線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	
	案内	駐輪場への案内板の設置	
	維持管理	放置自転車に対する指導・撤去	
歩道上の不法占用の指導			
備考	—		

第5章 地区別基本構想〈熊谷駅周辺重点整備地区〉

経路番号 経路名	11・34 (市)80005号線(鎌倉町通り)	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	維持管理	歩道上の不法占用の指導	継続
備考	—		
経路番号 経路名	14・39 (都)3・6・8荒川通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	横断勾配の点検及び改良	検討中
		溝幅の細かいグレーチングへの改良	中期
		歩道空間の安全点検、危険箇所の改良	継続
備考	—		
経路番号 経路名	17 熊谷駅自由通路	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	自由通路	主要通路からエレベーターへの視覚障害者誘導用ブロックの連続設置(※1)	検討中
		アズイースト内の1～2階と2～3階の階段間への視覚障害者誘導用ブロックの設置(※2)	検討中
		JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックの整備	検討中
		アズイーストエレベーター前の歩道の横断勾配の点検及び改良	検討中
備考	※1 東日本旅客鉄道(株)の管轄も含めて協議の上、対応を検討します。また、大規模改修の実施に合わせて設置を検討します。 ※2 高崎ターミナルビル(株)と協議の上、対応を検討します。		
経路番号 経路名	18 正面口駅前広場	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続
		放置自転車に対する指導・撤去	継続
備考	・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了		
経路番号 経路名	19 南口駅前広場	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	屋根の連続設置	検討中
	バス乗降場	駅自由通路からバス乗降場までの視覚障害者誘導用ブロックの連続設置	検討中
		バス停ベンチの増設	検討中
		歩道部の改良(マウントアップ構造)	検討中
	案内	バス乗降場の案内表示の改善	検討中
備考	—		

経路番号 経路名	20 東口駅前広場	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	案内	熊谷駅の改札口から東口(ティアラ口)までの案内表示の整備		検討中
	維持管理	放置自転車に対する指導・撤去		継続
備考	—			
経路番号 経路名	25・40 (市)50344号線	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	視覚障害者誘導用ブロックの設置(※)		検討中
備考	※視覚障害者誘導用ブロックがない区間は、設置に向けて大規模な整備が必要になるため、箱田通りとの交差点の交通安全対策を含めて、実施時期や具体的方法を検討します。			
経路番号 経路名	26 (市)50359号線	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施		継続
備考	・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了			
経路番号 経路名	27 (市)50365号線	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩車共存道路	歩行系ネットワークの整備(都市再生整備計画事業)		検討中
備考	—			
経路番号 経路名	29 (市)80034号線(弥生町通り)	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施		継続
備考	・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了			
経路番号 経路名	35・36・37 [都市再生整備計画] 歴史・文化資源ネットワーク	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩車共存道路	歩行系ネットワークの整備(都市再生整備計画事業)		検討中
備考	—			
経路番号 経路名	38 ティアラ21～ ニッターモール連絡歩道橋	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施		継続
備考	・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了			

第5章 地区別基本構想〈熊谷駅周辺重点整備地区〉

経路番号 経路名	41 (市)80075号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩行空間	路肩のカラー舗装化等、安全な歩行空間の確保	長期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続
備考	—		
経路番号 経路名	42・45 (市)80154号線、(市)80119号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩行空間	路肩のカラー舗装化等、安全な歩行空間の確保	長期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続
備考	—		
経路番号 経路名	43 (市)80005号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	設置位置や向きに配慮した熊谷UDブロックの設置	長期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続
備考	—		
経路番号 経路名	44 (市)80089号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	安全な歩行空間の確保	長期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続
備考	—		
経路番号 経路名	全て 生活関連経路共通	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	各道路管理者の協力による、見やすく分かりやすい案内標識・表示等の設置検討	継続
備考	・平成29年度に公共サインガイドラインを策定し、平成30年度に駅周辺への歩行者系サインを設置。		

(3) 交通安全特定事業

施設名	信号機等	事業主体	公安委員会（熊谷警察署）	
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等に対応した信号機等の改良は、生活関連経路のほぼ全箇所ですべて完了しています。 ・市民意見を踏まえ音響式信号機の音量調整、内蔵タイマーの補正や、押しボタン式信号機のボタンの位置の点検・改良などを実施しました。 ・今後は、高度化 PICS 対応型信号機の導入や高齢者等感応式、残り時間表示、歩車分離式信号機など、更なる信号機の改良等を行うとともに、違法駐車等の排除及び取締りを継続的に実施していきます。 			
事業	項目	事業内容		実施時期
	信号機	信号機の新設及び改良（音響機能、青時間延長、残り時間表示機能、高度化 PICS 対応等の付加）		継続
	案内	見やすく分かりやすい標識・標示の整備		継続
	道路	道路管理者と連携したコミュニティ道路等の形成事業の検討		継続
		エスコートゾーンの老朽度確認、再整備		継続
	筑波交差点	平面横断する歩行者への指導		継続
	心のバリアフリー	歩道上の違法駐車に対する警告・指導取締りの強化		継続
関係機関と連携した違法駐車排除の広報・啓発活動の推進		継続		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波交差点における歩道橋の改修又は撤去、交差点改良については、交差点に集中する交通の分散や合意形成等の条件が整った段階で、関係機関と対応を検討します。 			

(4) 建築物特定事業

熊谷市役所

施設名	熊谷市役所 本庁舎	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> 施設建築年 昭和48年 平成26年度着工の耐震化工事でトイレや駐車場、案内表示などについて可能な限りバリアフリー化を行いました。実施できなかった特定事業は市役所建て替え時等に検討を行います。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：    </p> <p>その他：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	全体	建て替えに合わせた施設全体のバリアフリー化	長期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	—		

熊谷保健センター

施設名	熊谷保健センター	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> 施設建築年 平成2年 本施設は、子育て支援・保健拠点施設整備事業において令和8年に蚕業試験場跡地ひろば（重点整備地区外）に移転予定です。新施設の整備に当たっては、現施設での利用上の課題等を確認し、市民意見を踏まえた施設となるよう留意するとともに、現施設閉鎖までの間は、心のバリアフリーや人的対応を中心にソフト的なバリアフリー対策を行います。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>建物内通路：  上下移動： </p> <p>トイレ：   その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	—		

熊谷郵便局・ゆうちょ銀行熊谷店

施設名	熊谷郵便局 ゆうちょ銀行熊谷店	事業主体	日本郵便(株) (株)ゆうちょ銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和60年 ・エレベーター内外のボタンの点字表示や筆談具設置などの取組を実施しました。 ・車椅子の方が利用しやすい環境づくりと心のバリアフリー実践のための社員教育を引き続き進めます。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：   建物内通路：</p> <p>上下移動：  その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	ATM	車椅子使用者に対応したATMの適切な維持管理	継続
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

埼玉県熊谷地方庁舎

施設名	埼玉県熊谷地方庁舎	事業主体	埼玉県北部地域振興センター
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和46年 ・令和元年に県立熊谷点字図書館が移転しました。 ・継続的に心のバリアフリーに関する研修を実施しています。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：     その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	出入口・敷地内通路	玄関フロアの視覚障害者誘導用ブロックの更新	短期
	駐車場	車椅子使用者用駐車場のカラー舗装の塗り替え	短期
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続	
備考	—		

熊谷税務署

施設名	熊谷税務署	事業主体	国税庁関東信越国税局
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和42年 ・出入口や建物内通路、トイレ等において一定のバリアフリー化が図られていますが、設置面積等の理由から設備面での新たなバリアフリー整備は困難な状況です。 ・筆談具の設置及び耳マークの掲示や視覚障害者誘導用ブロックの設置（玄関ホール）、などの取組を実施しました。今後も心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：    その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	—		

日本年金機構熊谷年金事務所

施設名	日本年金機構熊谷年金事務所	事業主体	日本年金機構
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成13年 ・筆談等に使用する小型のホワイトボードを設置し、筆談等による支援を行っています。 ・継続的に心のバリアフリーに関する研修を実施しています。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：  建物内通路：</p> <p>上下移動：  トイレ：    その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	敷地内通路	通行の支障となる敷地境界（道路等と建物敷地）の段差・勾配の解消	長期
	トイレ	オストメイト対応設備の設置	長期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	—		

さいたま地方法務局熊谷支局

施設名	さいたま地方法務局熊谷支局	事業主体	法務局
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設にエレベーターは設置されていませんが、構造上設置が困難なため、2階窓口に用件のある来庁者のうち、階段にて2階に上がることが困難な方については、1階窓口で対応することとしています。 ・これまでに庁舎案内図の改良や筆談具の設置及び耳マークの掲示などの取組を実施しました。今後も心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路：</p> <p>上下移動： トイレ：    その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	—		

熊谷筑波町郵便局

施設名	熊谷筑波町郵便局	事業主体	日本郵便(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成6年 ・平成25年度に筆談ボードを設置しました。 ・継続的に心のバリアフリーに関する研修を実施しています。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路： 建物内通路：</p> <p>上下移動：— トイレ：— その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

熊谷万平郵便局

施設名	熊谷万平郵便局	事業主体	日本郵便(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成13年 ・高齢者・障がい者・子育て世代等が利用しやすい施設となるよう心のバリアフリーに取り組んでいます。 ・車椅子で来局されるお客さまには、書類記入時にローテーブルを御利用いただいています。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路：—</p> <p>上下移動：— トイレ：— その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

熊谷鎌倉町郵便局

施設名	熊谷鎌倉町郵便局	事業主体	日本郵便(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成7年 ・筆談具の設置や自動ドアの開閉時間の調整などの取組を実施しました。 ・ハード面の改修は難しい面も多いものの、できる範囲の対応を実施します。 ・現在も多くの車椅子利用者にご利用いただいております、引き続き社員の意識啓発も含めて心のバリアフリーに積極的に取り組んでいきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路：—</p> <p>上下移動：— トイレ：— その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	駐車場	車椅子利用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置	検討中
	人的対応・心のバリアフリー	社員による高齢者、障がい者等への積極的な声かけ、案内の実施	継続
備考	—		

熊谷公共職業安定所ハローワーク

施設名	熊谷公共職業安定所ハローワーク	事業主体	埼玉労働局
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成22年 ・敷地内には視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。 ・今後も心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：   トイレ：   その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施検討	継続
備考	—		

みずほ銀行熊谷支店

施設名	みずほ銀行熊谷支店	事業主体	株みずほ銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和46年 ・車椅子利用者用駐車場の整備やスロープの設置、呼出しインターホンの設置やバリアフリー設備・対応可能なサービスに関する案内サインの設置などの取組を実施しました。今後も心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：   トイレ：  </p> <p>その他：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

埼玉りそな銀行熊谷支店

施設名	埼玉りそな銀行熊谷支店	事業主体	(株)埼玉りそな銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成30年（新築移転） ・店舗の新築移転に合わせてバリアフリー化を行いました。 ・全社員が認知症サポーター養成講座を受講しており、引き続き心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;"> 主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります </p> <p>敷地内通路：   建物内通路：</p> <p>上下移動：  トイレ：— その他：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

足利銀行熊谷支店

施設名	足利銀行熊谷支店	事業主体	(株)足利銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 令和2年 ・店舗の建て替えに合わせてバリアフリー化を行いました。 ・今後は、心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;"> 主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります </p> <p>敷地内通路：  建物内通路：</p> <p>上下移動： トイレ：— その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

埼玉縣信用金庫本店営業部

施設名	埼玉縣信用金庫本店営業部	事業主体	埼玉縣信用金庫
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成30年（新築移転） ・店舗の新築移転に合わせてバリアフリー化を行いました。 ・今後は、心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p>		
	<p>敷地内通路：   建物内通路：  </p> <p>上下移動：－ トイレ：－ その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	人的対応・心のバリアフリー	ロビー担当による案内や施設利用時におけるサポート等の実施	継続
		窓口・受付等に手話通訳ができる係員の配置、又は筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置	継続
		高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

武蔵野銀行熊谷支店

施設名	武蔵野銀行熊谷支店	事業主体	(株)武蔵野銀行
施設の現状等	・施設建築年 昭和45年 ・現在は建物の構造上バリアフリー化が困難なところもありますが、将来的な大規模改修に合わせて対応していきます。		
	主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります		
	敷地内通路：段差あり 建物内通路：  上下移動：   トイレ：   その他： 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	敷地内通路	店舗及びATMコーナー出入口の段差解消	長期
	エレベーター	車椅子使用者等が利用しやすい構造のエレベーターの設置（出入口幅、鏡設置等に配慮）	長期
		エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	階段	段差が識別しやすいように配慮（段鼻の強調等）	長期
	トイレ	車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレの設置	長期
		オストメイト対応設備の設置	長期
		ベビーチェアやおむつ交換台の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置	長期
案内	建物内の主要箇所の位置を示す案内サインの設置	長期	
	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期	
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

群馬銀行熊谷支店

施設名	群馬銀行熊谷支店	事業主体	(株)群馬銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成 15 年 ・ローカウンターの一部を車椅子使用者等が利用しやすい記帳台に改装しました。 ・貸出用車椅子やタブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスなど、施設利用者を支援する設備の導入に努めています。 ・今後は、心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p>※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：— トイレ：— その他：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	ATM	車椅子使用者に対応した ATM の設置	長期
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

八十二銀行熊谷支店

施設名	八十二銀行熊谷支店	事業主体	(株)八十二銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和 52 年 ・障害者差別解消法施行に伴い「耳マーク」を窓口に掲示しました。 ・今後は、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 		
	<p>※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路：</p> <p>上下移動：— トイレ：— その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

第四北越銀行熊谷支店

施設名	第四北越銀行熊谷支店		事業主体	(株)第四北越銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和41年 ・車椅子使用者用トイレの整備や駐車場入口部へのスロープ設置などの取組を実施しました。 ・施設が老朽化しており、物理的に対応が困難な面がありますが、将来的な建て替えに合わせてバリアフリー化を図っていきます。 			
	主なバリアフリー施設等の状況 <small>※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</small>		敷地内通路：段差あり 建物内通路：段差あり 上下移動：－ トイレ：－ その他：－	
事業	項目	事業内容		実施時期
	ATM	車椅子使用者に対応したATMの設置		検討中
	案内	建物内の主要箇所の位置を示す案内サインの設置		検討中
		建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置		検討中
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施		継続	
備考	－			

東和銀行熊谷支店

施設名	東和銀行熊谷支店		事業主体	(株)東和銀行
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和38年 ・施設が老朽化しており、物理的に対応が困難な面がありますが、建物入口(国道17号側)にはスロープを設置しております。 ・将来的な建て替え等に合わせてバリアフリー化を図っていきます。 			
	主なバリアフリー施設等の状況 <small>※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</small>		敷地内通路：  建物内通路：段差あり 上下移動：－ トイレ：－ その他： 	
事業	項目	事業内容		実施時期
	トイレ	車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレの設置		検討中
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置		検討中
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施検討		継続
備考	－			

商工組合中央金庫熊谷支店

施設名	商工組合中央金庫熊谷支店	事業主体	(株)商工組合中央金庫
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和54年 ・敷地境界の段差解消（スロープの設置）や入口から ATM までの視覚障害者誘導用ブロックの更新、車椅子使用者に対応した ATM の設置、建物内の主要箇所の位置を示す案内板の設置や車椅子、筆談具の設置などの取組を実施しました。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：段差あり 建物内通路：段差あり</p> <p>上下移動：— トイレ： その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	トイレ	車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレの設置	長期
		オストメイト対応設備の設置	長期
		ベビーチェアやおむつ交換台の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
	窓口・受付	車椅子使用者等が利用しやすい構造の机やカウンターの設置	長期
案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期	
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

中央労働金庫熊谷支店

施設名	中央労働金庫熊谷支店	事業主体	中央労働金庫
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成25年 ・平成25年2月に新築し、バリアフリーに対応した構造となっています。 ・今後は、心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路： 建物内通路：</p> <p>上下移動：  トイレ：  </p> <p>その他：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

熊谷商工信用組合本店

施設名	熊谷商工信用組合本店	事業主体	熊谷商工信用組合
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成24年 ・スロープ等の設置により通路の段差が解消されています。 ・ユニバーサルデザイン対応のATMや窓口等へのコミュニケーションボード、拡大鏡、杖立て等の設置を行いました。 		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路：</p> <p>上下移動：  トイレ：   その他： </p> </div>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施検討	継続
備考	—		

熊谷市立文化センター

施設名	熊谷市立文化センター	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 図書館棟 昭和54年・文化会館棟 昭和56年 ・平成29年度に実施した耐震工事に合わせ、車椅子使用者用トイレや一般トイレ改修、照明の増設や授乳室の整備などの取組を実施しました。 ・今後は、上記の改修工事に対応できなかった長期的課題について検討するとともに、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に職員教育を実施していきます。 		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：   その他： </p> </div>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	トイレ	車椅子使用者用トイレ（図書館側）内に目隠し用のカーテンを設置	短期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	短期
	窓口・受付	車椅子使用者等が利用しやすい構造の机やカウンターの設置	長期
	駐車場	溝幅の細かいグレーチングへの改善	短期
	案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続	
備考	—		

熊谷市立コミュニティセンター

施設名	熊谷市立コミュニティセンター	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和56年 ・車椅子利用者用トイレや一般トイレの改修、案内板の設置などの取組を実施しました。 ・建築後33年経過し老朽化した施設ですが、できる限りバリアフリー化を進めていきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：   その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	トイレ	車椅子利用者用トイレに目隠し用のカーテンを設置	短期
	案内	施設周辺から出入口までの誘導サインを設置	短期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	・手話通訳 平日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）		

熊谷市中央公民館

施設名	熊谷市中央公民館	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和40年 ・除却予定であるため現施設のバリアフリー化は予定していません。 ・今後は、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に職員教育を実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	人的対応・心のバリアフリー	窓口・受付等に手話通訳ができる職員の配置、又は筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置	継続
		高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	—		

熊谷市熊谷東公民館

施設名	熊谷市熊谷東公民館	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成25年 ・平成25年に建設された、鉄筋コンクリート造4階建ての施設です。1階から3階が熊谷市消防本部中央消防署で、4階が熊谷東公民館で構成される複合施設です。 ・今後は、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に職員教育を実施していきます。 		
	主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります		
	敷地内通路：   建物内通路：   上下移動：   トイレ：   		
事業	項目	事業内容	実施時期
	人的対応・心のバリアフリー	窓口・受付等に手話通訳ができる職員の配置、又は筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置 高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続 継続
備考	—		

熊谷市荒川公民館

施設名	熊谷市荒川公民館	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和62年 ・昭和28年に設立された公民館です。現在の建物は昭和62年に建設された、鉄筋コンクリート造3階建ての施設です。 ・今後は、施設の改修等に合わせ対応可能な事業よりバリアフリー化に取り組みます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	エレベーター	車椅子使用者等が利用しやすい構造のエレベーターの設置（出入口幅、奥行き、鏡設置等に配慮）	長期
		エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	階段	段差が識別しやすいように配慮（段鼻の強調等）	長期
	車椅子使用者用トイレ	オストメイト対応設備の設置	長期
		大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置 床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置	長期	
	福祉タクシー車両など後部で乗降する車両の利用においても十分なスペースを確保した駐車施設の設置	長期	
備考	—		

熊谷市立市民体育館

施設名	熊谷市立市民体育館	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和42年 ・平成14年4月に大規模改修を実施し、それに合わせてバリアフリー整備を行いました。平成28年には車椅子使用者用駐車場の青色塗装を行いました。 ・今後は、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に職員教育を実施するとともに、バリアフリー設備の維持管理に努めていきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：     その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続
備考	・新市民体育館整備事業により、周辺再整備も含めて検討予定		

埼玉県立熊谷図書館

施設名	埼玉県立熊谷図書館	事業主体	埼玉県立熊谷図書館	
施設の現状等	・施設建築年 昭和45年 ・施設の老朽化が著しいため、今後の方針は未定ですが、対応可能な事業よりバリアフリー化に取り組みます。			
	主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります			
敷地内通路：    建物内通路：    上下移動：  トイレ：      その他：   				
事業	項目	事業内容	実施時期	
	建物内通路	車椅子でも快適に利用できる施設内通路幅を確保（本棚の配置の再検討・整備など）	継続	
	エレベーター	多様な利用者に配慮したエレベーターの設置	長期	
	階段	手すりへの点字の設置		短期
		手すりの改良（水平部分まで延伸、端部を壁側に巻き込む等）		短期
	車椅子使用者用トイレ	可動式手すりの設置		短期
		荷物台の設置		短期
		大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置		短期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置		短期
	一般トイレ	内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示		短期
男女トイレそれぞれへのベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置			長期	
人的対応	便房への手すりの設置		短期	
	車椅子利用者等をローカウンターへ案内するなど、適切な支援を実施		継続	
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施		継続	
備考	—			

熊谷市立障害福祉会館

施設名	熊谷市立障害福祉会館	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和51年 ・階段の段鼻の強調や車椅子使用者用トイレへのオストメイト対応設備の設置等、可能な範囲でバリアフリー化を実施しました。 ・その他の対応については、引き続き指定管理者と連携して検討しますが、基本的には建て替えと合わせて実施する予定です。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：   その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	出入口・敷地内通路(※)	出入口付近の舗装整備	長期
		勾配部が直線的で緩やかなスロープへの改善	長期
		階段へ向かう方向への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	長期
	エレベーター	大型エレベーターへの改善	長期
	車椅子使用者用トイレ	縦型手すりの位置の改善	長期
		車椅子でひざ下が入るスペースを確保した洗面台の設置	長期
		自動扉の設置	長期
	一般トイレ	洋式トイレの増設	長期
		ベビーチェアやおむつ交換台の設置	長期
案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期	
	適切な大きさと分かりやすい施設看板への改善	長期	
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続	
備考	※出入口付近の改善は市道50343号線の計画と連携して実施する必要がある。 ・(仮称)第1中央生涯活動センター整備に合わせて機能移転し、当該施設は廃止する予定となっている。		

熊谷総合病院

施設名	熊谷総合病院	事業主体	社会医療法人熊谷総合病院
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 令和2年 ・新病院棟の整備に合わせ、バリアフリー化の取組を実施しました。 ・今後は、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施してきます。 		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路： 建物内通路：</p> <p>上下移動：  トイレ：    その他：</p> </div>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

藤間病院

施設名	藤間病院	事業主体	医療法人藤和会					
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和38年 ・エレベーターへの点字表示や車椅子利用者用駐車場の案内表示、院内案内の充実など、可能な範囲でバリアフリー化の取組を行いました。 ・大規模なバリアフリー整備については、構造面・費用面の検討が必要なため、新設・新築時に対応を検討します。 							
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 主なバリアフリー施設等の状況 </td> <td style="text-align: right; font-size: small;"> ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 敷地内通路：段差あり 建物内通路：  </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 上下移動：  トイレ：   その他： </td> </tr> </table>			主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります	敷地内通路：段差あり 建物内通路：  		上下移動：   トイレ：    その他： 
主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります							
敷地内通路：段差あり 建物内通路：  								
上下移動：   トイレ：    その他： 								
事業	項目	事業内容	実施時期					
	出入口・敷地内通路	南側駐車場の入口と道路の間の段差の解消（スロープの設置）	長期					
		車椅子利用者等が通るのに十分な出入口幅、通路幅の確保	長期					
	エレベーター	エレベーター内外に車椅子使用者が利用できる高さのボタンを設置	長期					
	車椅子利用者用トイレ	オストメイト対応設備の設置	長期					
		ハンドドライヤーを車椅子使用者が利用できる高さに設置	長期					
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期					
	一般トイレ	ベビーチェアやおむつ交換台の設置	長期					
	窓口・受付	車椅子利用者等が利用しやすい構造の受付カウンターや記入台の設置	長期					
	案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期					
人的対応・心のバリアフリー	手話のできる社員養成及び筆談具の設置	長期						
	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続						
備考	・長期の事業内容については、新設時に対応を検討します。							

八木橋百貨店

施設名	八木橋百貨店	事業主体	(株)八木橋
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和46年(平成元年増床) ・エレベーターの改修や手話ができる社員の教育などの取組を実施しました。 ・引き続き未完了の事業の推進に向けて検討するとともに、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：  建物内通路：</p> <p>上下移動：   トイレ：   </p> <p>その他：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	敷地内通路	通行の支障となる敷地境界(道路等と建物敷地)の段差・勾配の解消	継続
	階段	段差が識別しやすいように配慮(段鼻の強調等)	長期
	車椅子使用者用トイレ	オストメイト対応設備の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の傾斜の解消	長期
	案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期
		出入口の支柱への注意喚起を促す案内の表示	継続
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

イオン熊谷店

施設名	イオン熊谷店	事業主体	イオンリテール(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成12年 ・車椅子利用者用トイレや一般トイレの改修、サービスカウンターにローカウンターを設置するなどの取組を実施しました。 ・引き続き未完了の事業の推進に向けて検討するとともに、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路：  </p> <p>上下移動：    トイレ：     その他：  </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	出入口・敷地内通路	適切な駐輪スペースの確保及び通路の有効幅員の確保	長期
	駐車場	車椅子利用者用駐車施設の増設	長期
		車椅子利用者用駐車施設と歩道の段差の解消	長期
		福祉タクシー車両など後部で乗降する車両での利用においても十分なスペースを確保した車椅子利用者用駐車施設に改善	長期
	ATM	車椅子利用者に対応した ATM の設置	長期
	案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期
人的対応・心のバリアフリー	窓口・受付等に手話通訳ができる係員の配置、又は筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置	長期	
	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	・駐車場における事業内容は、関係者と調整の上、対応を検討します。		

ショッピングセンターニットモール

施設名	ショッピングセンター ニットモール	事業主体	双日商業開発(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和54年 ・車椅子使用者用トイレへのカーテンの設置や駐車場の白線の更新、筆談具・コミュニケーションボードの設置などの取組を行いました。 ・引き続き未完了の事業の推進に向けて検討するとともに、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：   建物内通路： </p> <p>上下移動：   トイレ：    その他： </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	敷地内通路	通行の支障となる敷地境界（道路等と建物敷地）の段差・勾配の解消	長期
		車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅、通路幅の確保	長期
	エレベーター	車椅子対応以外のエレベーター内における鏡の設置	短期
		エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	階段	段差が識別しやすいように配慮（段鼻の強調等）	長期
	車椅子使用者用トイレ	可動式手すりの設置	長期
		適切な高さの便器を設置	長期
	窓口・受付	車椅子使用者等が利用しやすい構造の机やカウンターの設置	長期
	ATM	車椅子使用者に対応したATMの設置	検討中
案内	建物内の主要箇所における視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期	
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の事業内容については、大規模な施設改修や設備更新時期に合わせて対応を検討します。 		

アズ熊谷

施設名	アズ熊谷	事業主体	高崎ターミナルビル(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和62年 ・開業から30年が経過し、老朽化した設備の取り替えを行う中でバリアフリー化の取組を進めてきました。また、お客様にやさしい店づくりを目指し、改装に合わせてバリアフリー法や移動等円滑化基準等に基づき改善を図っています。今後も、経営状況を勘案し、中長期的観点で積極的に改善に取り組んでいきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：   トイレ：    その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	出入口	出入口の段差部に滑り止めを設置	短期
	授乳室	授乳室の角などにクッション材の設置	短期
		衝撃を吸収する床材の設置	長期
		授乳室の配置の再検討	長期
その他	非常用階段避難車の設置	短期	
備考	—		

ティアラ21

施設名	ティアラ21	事業主体	(株)ティアラ21
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成16年 ・当施設は、バリアフリー法(旧ハートビル法)における認定建築物です。 ・引き続き未完了の事業の推進に向けて検討するとともに、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路：</p> <p>上下移動：   トイレ：    その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	エレベーター	エレベーターにおける音声案内の設置(※)	長期
	トイレ	オストメイト対応設備の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
	駐車場	車椅子使用者でも使用しやすい構造の精算機を設置	長期
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ※全7機のエレベーターの内、非常用の1機のみが音声案内未設置となっています。 ・長期の事業内容については、将来的な設備更新時期に合わせて対応を検討します。 		

ベルク熊谷銀座店

施設名	ベルク熊谷銀座店	事業主体	(株)ベルク
施設の現状等	・心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。		
	主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります		
敷地内通路：   建物内通路： 			
上下移動：   トイレ：     その他： 			
事業	項目	事業内容	実施時期
	人的対応・心のバリアフリー	窓口・受付等に手話通訳ができる係員の配置、又は筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置 高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	長期 継続
備考	—		

スマイルホテル熊谷

施設名	スマイルホテル熊谷	事業主体	(株)ホスピタリティオペレーションズ
施設の現状等	・施設建築年 昭和60年 ・通路の段差を解消し、車椅子使用者等の通行に十分な幅を確保しています。 ・今後は、トイレ等のバリアフリー化について施設の改修に合わせ検討します。		
	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります 敷地内通路：   建物内通路：   上下移動：   トイレ：   その他：—		
事業	項目	事業内容	実施時期
	エレベーター	車椅子使用者等が利用しやすい構造への改善（出入口幅、奥行き、鏡設置等に配慮）	長期
		エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	階段	階段は段差が識別しやすいように配慮（段鼻の強調等）	長期
	車椅子使用者用トイレ	車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレの設置（大型車椅子や介助者同伴でも利用できる広さ、荷物台やフックの設置、押しやすいボタン等）	長期
		オストメイト対応設備の設置	長期
		大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
		内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示	長期
	一般トイレ	男女トイレそれぞれへのベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置	長期
		便房の適切な位置への手すりの設置	長期
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置	長期
		福祉タクシー車両など後部で乗降する車両の利用においても十分なスペースを確保した駐車施設の設置	長期
案内	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）の位置を示す案内の設置	長期	
	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）での、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期	
人的対応・心のバリアフリー	受付カウンターが利用できない車椅子使用者等への適切な対応の実施	継続	
	筆談等による聴覚障がい者への適切な対応の実施	継続	
	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

東横 INN 熊谷駅北口

施設名	東横 INN 熊谷駅北口	事業主体	(株)東横イン	
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 令和元年 ・バリアフリールームや車椅子利用者用トイレ、エレベーター等のバリアフリー設備が設置されています。 ・今後は、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 			
	<p style="text-align: center;"> 主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります </p> <hr/> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：  </p> <p>その他：バリアフリールーム</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	上下移動	段差が識別しやすいように配慮（段鼻の強調等）		長期
	人的対応・心のバリアフリー	筆談による対応の実施		継続
備考	—		高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
	—			

キングアンバサダーホテル熊谷

施設名	キングアンバサダーホテル熊谷	事業主体	和数奇ホテルズ&リゾーツ(株)
施設の現状等	・施設建築年 昭和60年 ・通路の段差を解消し、車椅子使用者等の通行に十分な幅を確保しています。 ・今後は、トイレ等のバリアフリー化について施設の改修に合わせ検討します。		
	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります 敷地内通路：   建物内通路：   上下移動：   トイレ：    その他：—		
事業	項目	事業内容	実施時期
	エレベーター	車椅子使用者等が利用しやすい構造への改善（出入口幅、奥行き、鏡設置等に配慮）	長期
		エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	階段	階段は段差が識別しやすいように配慮（段鼻の強調等）	長期
	車椅子使用者用トイレ	車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレの設置（大型車椅子や介助者同伴でも利用できる広さ、荷物台やフックの設置、押しやすいボタン等）	長期
		オストメイト対応設備の設置	長期
		大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
		内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示	長期
	一般トイレ	男女トイレそれぞれへのベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置	長期
		便房の適切な位置への手すりの設置	長期
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置	長期
		福祉タクシー車両など後部で乗降する車両の利用においても十分なスペースを確保した駐車施設の設置	長期
案内	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）の位置を示す案内の設置	長期	
	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）での、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期	
人的対応・心のバリアフリー	受付カウンターが利用できない車椅子使用者等への適切な対応の実施	継続	
	筆談等による聴覚障がい者への適切な対応の実施	継続	
	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

マロウドイン熊谷

施設名	マロウドイン熊谷	事業主体	東都自動車株式会社
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和61年 ・通路の段差を解消し、車椅子使用者等の通行に十分な幅を確保しています。 ・今後は、エレベーターやトイレ等のバリアフリー化について、施設の改修に合わせ検討します。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：  その他：—</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	エレベーター	車椅子使用者等が利用しやすい構造のエレベーターの設置（出入口幅、奥行き、鏡設置等に配慮）	長期
		エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	車椅子使用者用トイレ	車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレの設置（大型車椅子や介助者同伴でも利用できる広さ、荷物台やフックの設置、押しやすいボタン等）	長期
		オストメイト対応設備の設置	長期
		大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置に非常用ボタンを設置	長期
	一般トイレ	内部設備の内容やヘルプマークなどのピクトグラムの表示	長期
		男女トイレそれぞれにベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置	長期
	駐車場	便房の適切な位置に手すりを設置	長期
		車椅子使用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置	長期
	案内	福祉タクシー車両など後部で乗降する車両の利用においても十分なスペースを確保した駐車施設の設置	長期
		建物内の主要箇所の位置を示す案内サインの改善	継続
人的対応・心のバリアフリー	建物内の主要箇所における、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の改善	継続	
	筆談等による対応の実施	継続	
備考	—	高齢者や障がい者、子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続

R&B ホテル熊谷駅前

施設名	R&B ホテル熊谷駅前	事業主体	ワシントンホテル(株)
施設の現状等	・施設建築年 平成13年 ・通路の段差を解消し、車椅子使用者等の通行に十分な幅を確保しています。 ・今後は、トイレ等のバリアフリー化について施設の改修に合わせ検討します。		
	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります 敷地内通路：   建物内通路：   上下移動：  トイレ：    その他：—		
事業	項目	事業内容	実施時期
	車椅子使用者用トイレ	オストメイト対応設備の設置	長期
		大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	長期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期
		内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示	長期
	一般トイレ	男女トイレそれぞれへのベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置	長期
		便房の適切な位置への手すりの設置	長期
人的対応・心のバリアフリー	受付カウンターが利用できない車椅子使用者等への適切な対応の実施	継続	
	筆談等による聴覚障がい者への適切な対応の実施	継続	
	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続	
備考	—		

ホテルサンルート熊谷駅前

施設名	ホテルサンルート熊谷駅前	事業主体	(株)相鉄ホテルマネジメント
施設の現状等	・通路の段差を解消し、車椅子使用者等の通行に十分な幅を確保しています。 ・今後は、トイレ等のバリアフリー化について施設の改修に合わせ検討します。		
	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります 敷地内通路：   建物内通路：   上下移動：  トイレ：    その他：—		
事業	項目	事業内容	実施時期
	人的対応・心のバリアフリー	受付カウンターが利用できない車椅子使用者等への適切な対応の実施	継続
		筆談等による聴覚障がい者への適切な対応の実施	継続
		高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

ホテルグランワイズ熊谷駅前

施設名	ホテルグランワイズ熊谷駅前	事業主体	アパホテル(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・通路の段差を解消し、車椅子使用者等の通行に十分な幅を確保しています。 ・今後は、トイレ等のバリアフリー化について施設の改修に合わせ検討します。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動： トイレ：   その他：—</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	人的対応・心のバリアフリー	受付カウンターが利用できない車椅子使用者等への適切な対応の実施	継続
		筆談等による聴覚障がい者への適切な対応の実施	継続
高年齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続		
備考	—		

熊谷ロイヤルホテルすずき

施設名	熊谷ロイヤルホテルすずき	事業主体	(有)すずき
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 <u>平成28年(改修)</u> ・バリアフリールームや車椅子使用者用トイレ、エレベーター等のバリアフリー設備が設置されています。 ・今後は、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：  </p> <p>その他：バリアフリールーム</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高年齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	—		

(5) 路外駐車場特定事業

熊谷市営本町駐車場

施設名	熊谷市営本町駐車場	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成9年 ・案内表示等により、エレベーターや出入口へ安全に誘導します。 ・コミュニケーション支援ボードを設置しました。 ・引き続き未完了の事業の推進に向けて検討するとともに、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  建物内通路： </p> <p>上下移動：  トイレ：   その他：</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	エレベーター	エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	中期
	階段	段差が識別しやすいように段鼻を強調	中期
	トイレ	オストメイト対応設備の設置	中期
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	中期
	案内	利用料金の案内や場内案内サイン、誘導表示舗装の設置	中期
心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続	
備考	・旧基本構想において未完了の特定事業については、将来的な設備更新時期に合わせた対応を検討します。		

熊谷駅南口駐車場・日貸駐車場

施設名	熊谷駅南口駐車場・日貸駐車場	事業主体	秩父鉄道(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用駐車施設の設置及び設置を示す案内サインの設置を行いました。(南口駐車場) 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：  トイレ：— その他：—</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	車椅子利用者用駐車施設の位置を示す案内サインの設置(日貸駐車場)	長期
備考	—		

タイムズイオン熊谷店

施設名	タイムズイオン熊谷店	事業主体	イオンリテール(株)・タイムズ 24(株)
施設の現状等	・車椅子利用者用駐車施設は設置されていますが、更なる利便性の向上に向けて検討を進めていきます。		
	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります 敷地内通路：段差あり トイレ：－ その他： 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	駐車場	車椅子利用者用駐車施設の増設	長期
		車椅子利用者用駐車施設と歩道の段差の解消	長期
		福祉タクシー車両など後部で乗降する車両での利用においても十分なスペースを確保した車椅子利用者用駐車施設に改善	長期
備考	—		

熊谷総合病院第2専用

施設名	熊谷総合病院第2専用	事業主体	タイムズ 24(株)
施設の現状等	・車椅子利用者用駐車施設は設置されていますが、更なる利便性の向上に向けて検討を進めていきます。		
	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります 敷地内通路：段差あり トイレ：－ その他： 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	車椅子利用者用駐車施設の位置を示す案内サインの設置	長期
備考	—		

(6) 都市公園特定事業

中央公園

施設名	中央公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な出入口や園路のバリアフリー化は図られています。 ・案内板の改良や照明の改修などの取組を実施しました。 ・今後は、車椅子利用者用トイレの利用方法等について検討します。 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	トイレ	スロープ設置などによるトイレ前の段差の解消	検討中
		車椅子利用者用トイレの設置	検討中
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化センターの構造やスペース等を考慮し、トイレの利用方法について総合的に検討します。 		

荒川公園

施設名	荒川公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な出入口のバリアフリー化は図られています。 ・ベンチの交換や増設、児童館のスロープ設置などを実施しました。 ・今後は、主要な園路の舗装整備等について施設更新に合わせ検討します。 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	園路	平坦で固く締まっいて滑りにくい路面への改善	検討中
		主要出入口からトイレまでの園路に視覚障害者誘導用ブロックの設置	検討中
		グランド出入口の段差解消	検討中
		十分な幅員の確保（120 cm以上）	検討中
水飲場	水飲場周辺の床面の改善	検討中	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・新市民体育館整備事業の検討に合わせ、施設更新に向けた具体的な検討を行うことが考えられる。 		

万平公園

施設名	万平公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な出入口や園路のバリアフリー化は図られています。 ・車椅子利用者用トイレ等の整備、平成 25 年度に園内の広場及び遊具等の再整備を実施しています。 ・平成 27 年度には公園名称表示を設置しました。 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	無し		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了 		

東公園

施設名	東公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な出入口や園路はバリアフリー化されています。また、車椅子利用者用トイレが整備され、園内のバリアフリー整備はおおむね完了しています。 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	無し		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了 		

宮町公園

施設名	宮町公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	・主要な出入口や園路はバリアフリー化されています。また、車椅子利用者用トイレが整備され、園内のバリアフリー整備はおおむね完了しています。		
事業	項目	事業内容	実施時期
	無し		
備考	・旧基本構想で位置付けられた特定事業は全て完了		

星溪園

施設名	星溪園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な出入口のバリアフリー化は図られています。 ・屋外トイレを車椅子の方が利用できるように改修しました。 ・今後は、熊谷市指定文化財名勝の価値を損ねることがない範囲内でバリアフリー整備を検討します。 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	園路	主要な園路における平坦で固く締まっいて滑りにくい路面への改善（※1）	長期
		主要な園路における段差への注意喚起（※2）	短期
	休憩施設	ベンチの増設（※1）	長期
		行事に合わせた仮設のベンチ等の休憩施設の設置	継続
案内	園内施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内を設置（リーフレット作成等を含めた検討）	継続	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市指定文化財名勝であることから、文化的価値を構成する回遊式庭園、池、樹木、砂利、石造物等の環境維持を前提としたバリアフリー化対策が必要となります。 ※1 主要な園路における平坦で固く締まっいて滑りにくい路面への改善やベンチの増設については、美観の維持を前提とした上でどのような対応方法があるか検討します。 ※2 樹木や砂利によって主要な園路に段差が生じていますが、美観の構成要素であることから、段差への注意喚起の方法について検討します。 		

(7) その他の事業

対象	公共サイン	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に熊谷市公共サインガイドラインを策定しました。 ・「どこでも、誰もが、移動（利用）しやすく、わかりやすい」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、市内の公共空間に設置される歩行者用の公共サインの統一を図っていきます。 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	公共サイン	重点整備地区内の公共サイン整備	継続
備考	—		

5-6 重点整備地区における今後の課題

(1) 安全な歩行者・自転車通行空間の確保

自転車の歩道通行により、視覚障がい者の白杖の折損事故や背後からの通行が予測しにくい聴覚障がい者との接触の危険性などがこれまでも指摘されています。バリアフリー化を推進する重点整備地区内の生活関連経路においては、歩行者と自転車がともに安全に通行できるような歩行者・自転車通行空間を確保する必要があります。

(2) 地域の活動と連携した歩きたくなる歩行空間の形成

熊谷駅周辺重点整備地区では地域住民やまちづくり会社、民間企業・団体などが連携して中心市街地の活性化に取り組んでおり、星川周辺などでは、歩行者中心の道路空間形成に向けた検討が進められています。このような取組の中で、ユニバーサルデザインの観点からの検討も進め、誰もが歩きやすく楽しめる歩行空間を形成することが期待されます。

(3) 筑波交差点のバリアフリー化に向けた検討

熊谷停車場線と国道17号が交わる筑波交差点は、交通バリアフリー基本構想策定時から、平面横断を含めたバリアフリー化の検討が長期的な課題となっています。引き続き、自動車の交通状況の変化等を確認しつつ、具体的な課題解決に向けて関係者による協議を進める必要があります。

(4) まちづくりの動きに合わせ、当事者意見を反映した施設整備等の推進

現在、重点整備地区内では、(仮称)第1中央生涯活動センターや新市民体育館の整備に向けた検討が行われています。この中で、ユニバーサルデザインに配慮し、周辺道路等と一体的な整備が図られるよう関係者による調整を行うとともに、高齢者、障がい者等の意見を取り入れる機会を設け、より利用しやすい施設となるよう配慮することが求められます。

第6章 地区別基本構想

〈籠原駅周辺重点整備地区〉

6-1 重点整備地区の基本的な方針

籠原駅周辺重点整備地区は、JR 高崎線の主要な始発駅である籠原駅を中心に市街地が広がっており、本市の副都市拠点となっています。籠原駅南側の籠原中央第二土地区画整理事業が完了し、北側の籠原中央第一土地区画整理事業についても道路・公園等の基盤整備については完了しており、誰もが快適、安心、安全に利用できる駅前広場や歩行空間が整備されています。

交通バリアフリー基本構想では、鉄道やバス、道路、信号機等のバリアフリー化を位置付け、土地区画整理事業等と合わせて推進してきました。更に、暮らしやすいまちづくりに向けて、今後は、バリアフリー法で対象施設に加わった建築物や都市公園等のバリアフリー化についても積極的に推進する必要があります。

また、土地区画整理事業等で生まれた新しいまちでのマナー啓発や、商店主等の接遇向上、バリアフリー情報の提供など、まちづくりの一環として心と情報のバリアフリーについて、ハード面と合わせて一体的に取り組んでいく必要があります。

これらのバリアフリー化を一体的に図ることで、籠原駅周辺における誰もが利用しやすいにぎわいのあるまちづくりの実現を目指します。

表 22 籠原駅周辺重点整備地区のバリアフリー化の方針

- **バリアフリー法に基づく生活関連施設のバリアフリー化の推進**
 - 籠原駅周辺重点整備地区には、公共施設や金融機関、宿泊施設、都市公園等が複数立地しており、これらの施設について、バリアフリー法に基づき生活関連施設の指定を行い、施設のバリアフリー化を推進します。
- **土地区画整理事業等の成果を生かしたバリアフリー化の推進**
 - 籠原駅周辺の市民利用施設までの経路を生活関連経路に設定し、道路と施設の一体的なバリアフリー化を推進します。
- **心と情報のバリアフリーに向けた具体的取組の推進**
 - 熊谷駅周辺重点整備地区と同様に、重点整備地区内における心と情報のバリアフリーを推進するため、関係事業者における施設利用の適正化や研修・コミュニケーション支援に係る取組について具体的に位置付けていきます。

6-2 生活関連施設の設定

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を「相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等、地域の実情を勘案して選定することが必要である。」としています。

籠原駅周辺重点整備地区では、交通バリアフリー基本構想で主要施設に位置付けられた施設に加え、熊谷駅周辺における生活関連施設の設定状況を参考に、以下の設定方針に基づき新たに生活関連施設を設定します。

表 23 生活関連施設の設定方針

- | |
|---|
| <p>① 交通バリアフリー基本構想で主要施設に位置付けられた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 交通バリアフリー基本構想では、交通バリアフリー法第2条第7項及び「移動円滑化の促進に関する基本方針」の定義を勘案し、「特定旅客施設から徒歩圏（おおむね500m～1km以内の範囲）にあり、相当数の高齢者、身体障がい者等が利用する施設」を主要施設に位置付けています。主要施設は、現在も高齢者・障がい者・子育て世代等の相当数が利用すると見込まれることから、生活関連施設に読み替えて引き続き設定します。 <p>② 主要施設に相当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共性が高く年間を通じて高齢者や障がい者等を含む多くの市民の利用が見込まれる施設や、不特定多数の利用が見込まれる一定規模以上の建築物や路外駐車場、都市公園を生活関連施設に設定します。 <p>③ 上記①～②と合わせて利用が見込まれる施設（金融機関、郵便局）のうち、生活関連経路に接する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融機関は、施設の単独利用では相当数に達しないため、施設までの経路のバリアフリー整備の必要性は低いですが、生活利便施設として上記の施設と合わせた利用が多く見込まれます。籠原駅周辺には複数の金融機関が立地しており、本市独自の考え方にに基づき、他の生活関連施設からおおむね100m以内に立地する金融機関等についてはバリアフリー環境の充実を図る観点から生活関連施設に設定します。 |
|---|

なお、生活関連施設はネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化され当面は事業実施の必要がない施設などについても、生活関連施設を結ぶ生活関連経路の配置を考慮して設定します。

表 24 籠原駅周辺重点整備地区の生活関連施設一覧

		施設名	事業者	交通バリアフリー基本構想での位置付け
鉄道駅		JR 籠原駅	東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	主要施設
建築物	公共・公益施設	籠原駅前郵便局	日本郵便(株)	主要施設
	金融機関	埼玉りそな銀行籠原支店	(株)埼玉りそな銀行	
		埼玉縣信用金庫籠原支店・籠原南支店	埼玉縣信用金庫	
	文化・文教施設	熊谷市立籠原体育館	熊谷市	
		熊谷文化創造館さくらめいと	熊谷市	主要施設
商業施設	イーサイト籠原	高崎ターミナルビル(株)		
	宿泊施設	シティーフィールドかごはら	ホテルシティーフィールドかごはら	
都市公園		籠原中央公園	熊谷市	
駐車場		熊谷市営籠原駅北口駐車場	熊谷市	
		大栄パーク籠原駅前駐車場	大栄不動産(株)	

6-3 生活関連経路の設定

バリアフリー法の定義を勘案し、「生活関連施設相互間の経路」を生活関連経路に位置付けます。

籠原駅周辺重点整備地区は、交通バリアフリー基本構想の特定経路を生活関連経路に読み替えるとともに、生活関連施設相互を結ぶ経路を生活関連経路に設定します。

表 25 生活関連経路の設定方針

● 交通バリアフリー基本構想で特定経路に位置付けられた経路

- 交通バリアフリー基本構想では、特定旅客施設と主要施設との間の経路のうち、歩道の有効幅員を2m以上確保できる路線を「特定経路」、特定経路の基準は満たしていないものの主要施設へのアクセスの利便性から必要な路線を「準特定経路」に位置付けています（籠原駅周辺重点整備地区に準特定経路の設定はなし）。これらの経路は、生活関連経路に読み替えて引き続き設定します。

● 生活関連施設相互を結ぶ経路

- 新たに設定した生活関連施設への経路について、旧特定経路から派生する形で新たに生活関連経路に設定します。

6-4 重点整備地区の区域の設定

籠原駅周辺重点整備地区の範囲は、3-3で示した重点整備地区の設定の考え方を踏まえ、土地区画整理事業区域を基本とし、特に多くの市民等が利用する熊谷文化創造館さくらめいとを含む範囲とします。

次ページに、籠原駅周辺重点整備地区の重点整備地区図を示します。(面積:約90ha)

籠原駅周辺重点整備地区図

鉄道駅

🚉 JR籠原駅

金融機関

- ① 埼玉りそな銀行籠原支店
- ② 埼玉縣信用金庫籠原支店・籠原南支店

商業施設

🏠 イーサイト籠原

駐車場

- 🚗 熊谷市営籠原駅北口駐車場
- 🚗 大栄パーク籠原駅前

公共・公益施設

📮 籠原駅前郵便局

文化・文教施設

- ① 熊谷市立籠原体育館
- ② 熊谷文化創造館さくらめいと

宿泊施設

🏨 シティフィールドかごはら

都市公園

① 籠原中央公園

重点整備地区 生活関連経路

生活関連施設

新規追加経路（道路） →

新規追加経路（自由通路） - - -

新規追加経路（駅前広場）

生活関連経路		生活関連経路	
番号	路線名	番号	路線名
1	(都) 3・4・14 籠原駅北口線	8	南口駅前広場
2	(都) 3・4・16 籠原駅南口線	9	(都) 3・5・37 籠原新大通線
3	(都) 3・4・17 籠原南大通線	10	(市) 40954線
4	(市) 40918号線	11	(市) 40849線
5	国道17号	12	(市) 40919線
6	籠原駅自由通路	13	(市) 40920線
7	北口駅前広場		

(青字は新規追加経路)

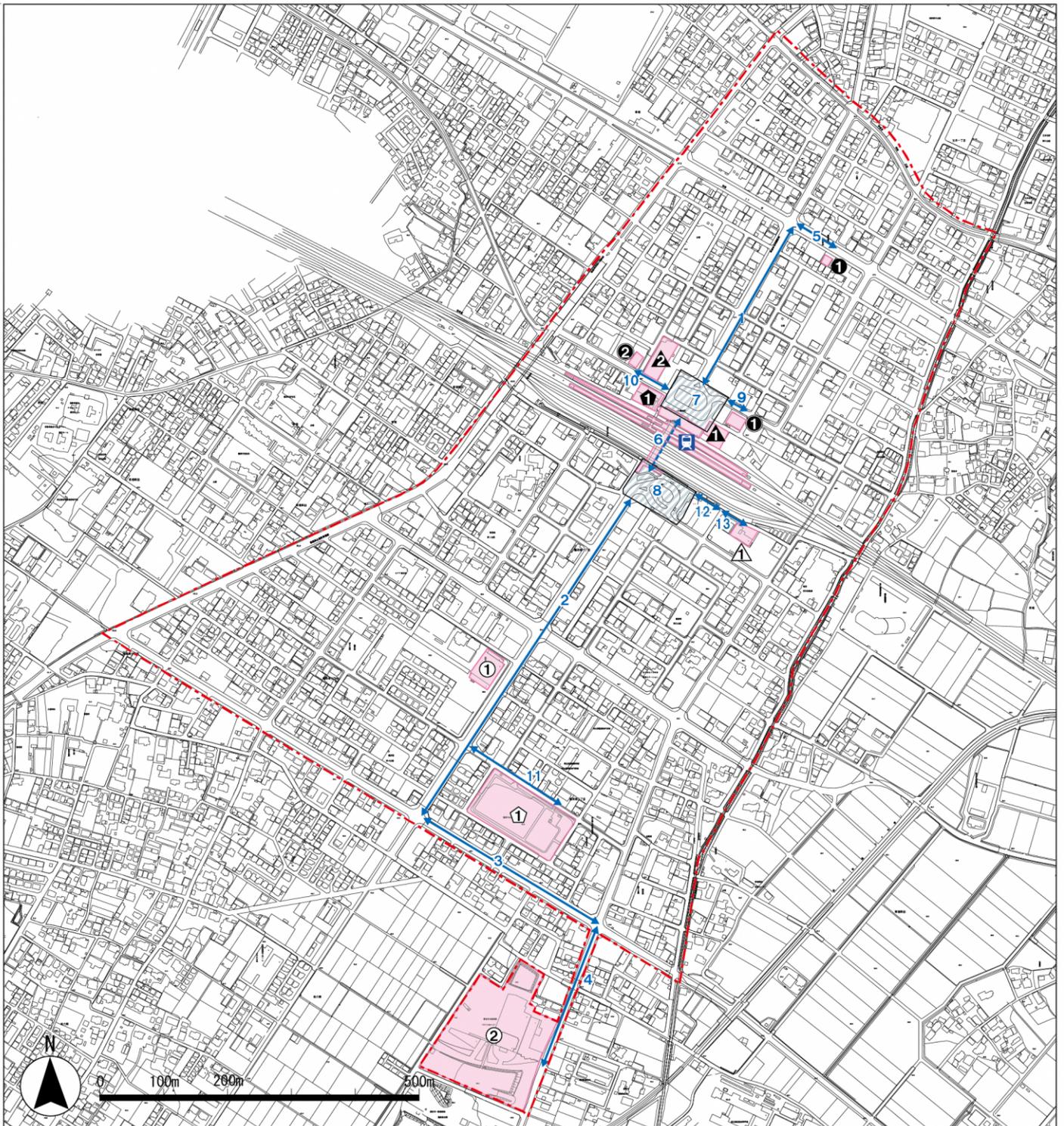


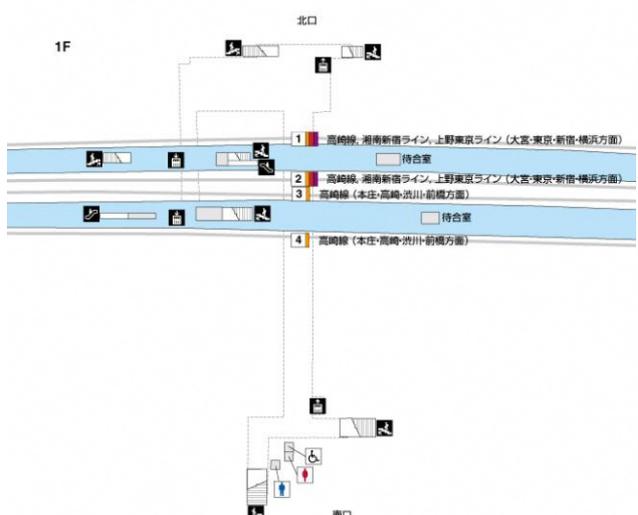
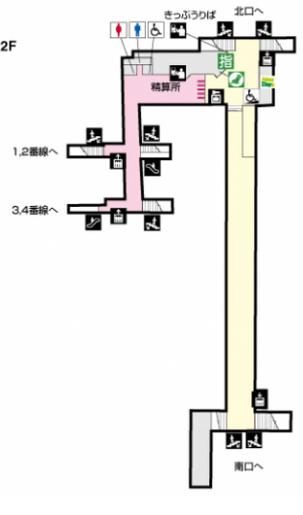
図 19 籠原駅周辺重点整備地区図

6-5 特定事業の内容

※重点整備地区内において生活関連施設に設定された施設の中には、既にバリアフリー対応が完了しているなど、特定事業の設定がない施設もあります。

(1) 公共交通特定事業

JR 籠原駅

施設名	JR 籠原駅		事業主体	東日本旅客鉄道(株)高崎支社
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法に基づきエレベーターや車椅子使用者用トイレ、ホームからの転落事故を防ぐための内方線付き点状ブロックは整備済みです。 ・聴覚障がいの方への対応として、窓口に筆談対応ボードを設置しています。 ・今後は一般トイレへの機能分散や誰もが使いやすい券売機の設置に向けて検討を行うとともに、バリアフリー化された設備の維持管理や高齢者、障がい者等への人的対応を継続的に実施していきます。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 籠原駅 構内図 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：東日本旅客鉄道(株)ホームページ</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	トイレ	一般トイレ(男女トイレそれぞれ)へのベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置		検討中
	券売機	車椅子使用者の利用に配慮し、券売機下部の蹴込みの改善		検討中
	役務の提供	バリアフリー化された設備の適切な維持管理 高齢者、障がい者等への人的対応の実施		継続 継続
備考	—			

国際十王交通 路線バス

対象	国際十王交通 路線バス			事業主体	国際十王交通(株)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想策定よりノンステップバスを18台（平成26年度～平成30年度）導入しました。 ・今後も心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 ・国際十王交通 路線図（重点整備地区周辺）  <p style="text-align: right;">参考：熊谷市ホームページ</p>				
事業	項目	事業内容			実施時期
	車両	ノンステップバスを車両の入替えに合わせて順次導入			継続
	案内	分かりやすい案内表示等の検討（時刻表の拡大等）			長期
	役務の提供・心のバリアフリー	バス停留所への正着や二ーリングの実施 乗務員（運転士）の研修等の実施			継続 継続
備考	—				

深谷観光バス 路線バス

対象	深谷観光バス 路線バス		事業主体	深谷観光バス(株)
施設の現状等	<p>・心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。</p> <p>・深谷観光バス 路線図</p>  <p>バス路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バス停名 バス停 ● バス停名 起点終点バス停 ○ バス停名 施設への最寄バス停 ● バス停名 乗り継ぎバス停 ⊙ バス停名 片方向バス停 — 国際十王交通 — 朝日自動車 — 矢島タクシーシャトル500 — 深谷観光バス <p>参考：熊谷市ホームページ</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	役務の提供・心のバリアフリー	バス停留所への正着やニーリングの実施 乗務員（運転士）の研修等の実施		継続 継続
備考	—			

市内循環バス（ゆうゆうバス）

対象	市内循環バス（ゆうゆうバス）	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<p>・現在、グライダーワゴン号を除き、全ての車両がノンステップバスとなっています。</p> <p>・平成 30 年度に籠原駅南口にバス接近情報を表示する屋外表示機を設置しました。</p> <p>・市内循環バス 路線図（重点整備地区周辺）</p>  <p>熊谷市ゆうゆうバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス停名 バス停 ○バス停名 施設への最寄バス停 ●バス停名 乗り継ぎバス停 ○バス停名 主要バス停 ○バス停名 起点終点バス停 さくら号 グライダー号 グライダーワゴン ムサシトミヨ号 ひまわり号 ほたる号 直実号 くまびあ号 <p>参考：熊谷市ホームページ</p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	車両	ノンステップバスを車両の入替えに合わせて順次導入	継続
	案内	分かりやすい案内表示等の検討（時刻表の拡大等）	継続
	役務の提供・心のバリアフリー	バス停留所への正着やニーリングの実施 乗務員（運転士）の研修等の実施	継続 継続
備考	—		

タクシー

対象	タクシー	事業主体	熊谷地区構内営業タクシー協議会
事業	項目	事業内容	実施時期
	車両	福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）や子育て支援タクシーの導入	長期
	心のバリアフリー	高齢者や障がい者、子育て世代、妊産婦等への適切な配慮や対応に関する研修の実施 歩道への正着について乗務員への啓発	継続 継続
備考	—		

(2) 道路特定事業

国道

経路番号	5	事業主体	国土交通省関東地方整備局
経路名	国道17号		大宮国道事務所
事業	項目	事業内容	
	維持管理	適切な維持管理・補修	
備考	—		
実施時期	継続		

市道等

経路番号	1	事業主体	熊谷市
経路名	(都)3.4.14 籠原駅北口線		
事業	項目	事業内容	
	維持管理	適切な維持管理・補修	
備考	—		
実施時期	継続		
経路番号	2	事業主体	熊谷市
経路名	(都)3.4.16 籠原駅南口線		
事業	歩道	傷みの激しい舗装の改良	
		セミフラット構造を基本とした歩道の整備・横断歩道接続部の平坦部確保	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	
	交差点	横断歩道設置箇所を検討	
	維持管理	適切な維持管理・補修	
	備考	—	
実施時期	長期	長期	長期
経路番号	3	事業主体	熊谷市
経路名	(都)3.4.17 籠原南大通線		
事業	歩道	傷みの激しい舗装の改良	
		セミフラット構造を基本とした歩道の整備・横断歩道接続部の平坦部確保	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	
		溝幅の細かいグレーチングへの改良	
	維持管理	適切な維持管理・補修	
	備考	—	
実施時期	長期	長期	長期
経路番号	4	事業主体	熊谷市
経路名	(市)40918号線		
事業	歩道	セミフラット構造を基本とした歩道の整備	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	
		設置位置や向きに配慮した熊谷UDブロックの設置	
		溝幅の細かいグレーチングへの改良	
	維持管理	適切な維持管理・補修	
備考	—		
実施時期	長期	長期	長期

経路番号 経路名	6 籠原駅自由通路	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	自由通路	主要通路からエレベーターへの視覚障害者誘導用ブロックの連続設置	短期
		JIS規格対応の視覚障害者誘導用ブロックの設置	長期
		エレベーター利用者・階段利用者への注意喚起の掲示等の検討	短期
備考	—		
経路番号 経路名	7 北口駅前広場	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	バス乗降場	バス乗降場の歩道の改良（マウントアップ構造）	長期
	維持管理	適切な維持管理・補修	継続
備考	—		
経路番号 経路名	8 南口駅前広場	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	JIS規格対応の視覚障害者誘導用ブロックの設置	長期
		バリアフリーに配慮した広場の改良	長期
		傷みの激しい舗装の改良	長期
	エレベーター	エレベーターへの案内表示を設置	短期
		視覚障害者誘導用ブロックをボタンの正面に誘導するように設置	長期
	車椅子使用者 用トイレ	車椅子使用者等が利用しやすい構造のトイレの設置（大型車椅子や介助者同伴でも利用できる広さ、荷物台やフックの設置、押しやすいボタン等）	短期
		オストメイト対応設備や大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	短期
		内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示	短期
	一般トイレ	便房の適切な位置に手すりを設置	短期
		男女トイレそれぞれにベビーチェアやおむつ交換台、着替え台を設置	短期
維持管理	適切な維持管理・補修	継続	
備考	・公衆トイレの大規模改修では、施設の面積の変更は予定していないため、全ての意見を反映できない場合があります。		
経路番号 経路名	9 (都)3.4.37 籠原新大通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	維持管理	適切な維持管理・補修	継続
備考	—		

第6章 地区別基本構想〈籠原駅周辺重点整備地区〉

経路番号 経路名	10 (市)40954号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	維持管理	適切な維持管理・補修	継続
備考	—		
経路番号 経路名	11 (市)40849号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	セミフラット構造を基本とした歩道の整備	長期
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	長期
		設置位置や向きに配慮した熊谷UDブロックの設置	長期
維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続	
備考	—		
経路番号 経路名	12 (市)40919号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長期
	維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続
備考	※歩行者専用道路		
経路番号 経路名	13 (市)40920号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩行空間	安全な歩行空間の確保	長期
		溝幅の細かいグレーチングへの改良	短期
維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続	
備考	—		

(3) 交通安全特定事業

施設名	信号機等	事業主体	公安委員会（熊谷警察署）
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路の主要な交差点では音響式信号機が設置されています。 音響式信号機のほか、高度化 PICS 対応型信号機の導入や高齢者等感应式、残り時間表示、歩車分離式信号機など、信号機の改良を行うとともに、違法駐車排除及び取締りを継続的に実施していきます。 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	信号機	信号機の新設及び改良（音響機能、青時間延長、残り時間表示機能、高度化 PICS 対応等の付加）	継続
	横断歩道	見やすく分かりやすい標識・標示の整備	継続
	道路	エスコートゾーンの老朽度確認、整備	継続
	心のバリアフリー	歩道上の違法駐車に対する警告・指導取締りの強化	継続
		関係機関と連携した違法駐車排除の広報・啓発活動の推進	継続
	交通ルール・交通マナー向上の啓発を実施	継続	
備考	—		

(4) 建築物特定事業

籠原駅前郵便局

施設名	籠原駅前郵便局	事業主体	日本郵便(株)
施設の現状等	・継続的に心のバリアフリーに関する研修を実施していきます。 ※設備等の有無を示すものであり基準適合 状況は施設によって異なります		
	敷地内通路：  建物内通路：  上下移動：－ トイレ：－ その他： 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	－		

埼玉りそな銀行籠原支店

施設名	埼玉りそな銀行籠原支店	事業主体	(株)埼玉りそな銀行
施設の現状等	・全社員が認知症サポーター養成講座を受講しており、引き続き心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施していきます。 ※設備等の有無を示すものであり基準適合 状況は施設によって異なります		
	敷地内通路：    建物内通路：  上下移動：－ トイレ：  その他：   		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	－		

埼玉縣信用金庫籠原支店・籠原南支店

施設名	埼玉縣信用金庫籠原支店 籠原南支店	事業主体	埼玉縣信用金庫
施設の現状等	・継続的に心のバリアフリーに関する研修を実施していきます。 ※設備等の有無を示すものであり基準適合 状況は施設によって異なります		
	敷地内通路：  建物内通路：  上下移動：－ トイレ：－ その他： 		
事業	項目	事業内容	実施時期
	心のバリアフリー	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続
備考	－		

熊谷市立籠原体育館

施設名	熊谷市立籠原体育館	事業主体	熊谷市								
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 昭和51年 ・平成23年に日立金属(株)健康保険組合から寄附(無償譲渡)を受け、市立体育館として、熊谷市スポーツ協会を指定管理者として利用を開始しました。 ・現段階では、老朽化への対応等について今後の方針が決定していませんが、対応可能な取組を検討していきます。 										
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">主なバリアフリー施設等の状況</td> <td>※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</td> </tr> <tr> <td>敷地内通路：</td> <td colspan="2">建物内通路：段差あり</td> </tr> <tr> <td>上下移動：</td> <td>トイレ：</td> <td>その他：</td> </tr> </table>			主なバリアフリー施設等の状況		※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります	敷地内通路： 	建物内通路：段差あり		上下移動： 	トイレ： 
主なバリアフリー施設等の状況		※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります									
敷地内通路： 	建物内通路：段差あり										
上下移動： 	トイレ： 	その他： 									
事業	項目	事業内容	実施時期								
	全体	今後の利用方針の検討状況を踏まえ、指定管理者と連携し、多様な利用者への合理的配慮に留意したバリアフリー対策を検討	検討中								
備考	—										

熊谷文化創造館さくらめいと

施設名	熊谷文化創造館さくらめいと	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成11年 ・基本的なバリアフリー設備は整備されていますが、建築年数が経過しているため、施設本体の老朽化による修繕箇所の増加や現在のバリアフリー基準に適合していない部分が問題となっています。 ・今後は、バリアフリー法に基づいた修繕・整備の検討を行います。 		
	<p style="text-align: center;">主なバリアフリー施設等の状況 ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</p> <p>敷地内通路：   建物内通路：  </p> <p>上下移動：  トイレ：    その他：   </p>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	出入口・敷地内通路	雨天時における水たまり対策の検討	短期
	建物内通路	主要な通路における段差解消	長期
	ガレリア	平坦で移動しやすい床面への改善（通行位置の部分改修）	中期
		JIS規格対応の視覚障害者誘導ブロックの整備	中期
	エレベーター	車椅子使用者等が利用しやすい構造への改善（出入口幅、奥行き、鏡設置等に配慮）	長期
		エレベーター内外への文字情報や音声による案内設備の設置	長期
	階段	段差が識別しやすいよう段鼻の強調	長期
	車椅子使用者用トイレ	荷物台やフックの設置	短期
		内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示	短期
		車椅子使用者用トイレの扉を改良（ホール内）	短期
	一般トイレ	大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	長期
		男女トイレそれぞれへのベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置	長期
		各便房の適切な位置への手すりの設置	短期
	トイレ全般	トイレの扉もしくは壁の色を変更するか、開閉状態が把握できるフラグなどを設置	短期
		オストメイト対応設備の設置	短期
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の位置を示す案内サインの設置	短期
		1階の車椅子使用者用駐車施設の改修（平滑な舗装・拡張・入口へのバリアフリー化された経路の確保）	長期
	窓口・受付	車椅子使用者等が利用しやすい構造の机やカウンターの設置（高さ、蹴込み等に配慮）	中期
	案内	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）の位置を示す案内の設置	短期
標準案内用図記号に沿ったピクトグラムを採用した案内サインへの改善		短期	
建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）への文字情報や音声による案内設備の設置		長期	
人的対応・心のバリアフリー	窓口・受付等への手話通訳ができる職員の配置、又は筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置	短期	
	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための職員教育の実施	継続	
備考	—		

イーサイト籠原

施設名	イーサイト籠原	事業主体	高崎ターミナルビル(株)					
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建築年 平成23年 ・物販2店、飲食2店のほか保育園・子ども向け体操教室がある小規模テナント商業施設であり、エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設など、基本的なバリアフリー設備は整備されています。 ・車椅子使用者用トイレは1階（市の公衆トイレ）及び2階にあります。また、保育園等があるため2階のトイレは親子連れでも利用しやすい設備となっています。 ・今後はトイレ内の手すり設置など更なる改善を検討します。 							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 主なバリアフリー施設等の状況 </td> <td style="text-align: right; font-size: small;"> ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 敷地内通路：   建物内通路：   </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 上下移動：  トイレ：     その他： — </td> </tr> </table>			主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります	敷地内通路：   建物内通路：  		上下移動：  トイレ：     その他： —
主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります							
敷地内通路：   建物内通路：  								
上下移動：  トイレ：     その他： —								
事業	項 目	事業内容	実施時期					
	車椅子使用者用トイレ	オストメイト対応設備の設置（2階）	長期					
		床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置への非常用ボタンの設置	長期					
		内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示	短期					
	一般トイレ	便所の適切な位置への手すりの設置	中期					
案内	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、駐車場等）への、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	長期						
備考	—							

シティーフィールドかごはら

施設名	シティーフィールドかごはら	事業主体	ホテルシティーフィールドかごはら					
施設の現状等	・施設建築年 <u>平成12年(平成18年増築)</u> ・バリアフリールームや車椅子使用者用トイレを設けています。 ・施設の改修に合わせてエレベーターや一般トイレのバリアフリー化を検討するとともに、心のバリアフリーに配慮した対応ができるように継続的に社員教育を実施していきます。							
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 主なバリアフリー施設等の状況 </td> <td style="text-align: right; font-size: small;"> ※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 敷地内通路： 建物内通路： </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 上下移動： トイレ： その他： </td> </tr> </table>			主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります	敷地内通路： 建物内通路：		上下移動： トイレ： その他：
主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります							
敷地内通路： 建物内通路：								
上下移動： トイレ： その他：								
事業	項目	事業内容	実施時期					
	エレベーター	車椅子使用者等が利用しやすい構造への改善（出入口幅、奥行き、鏡設置等に配慮）	長期					
		エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備の設置	長期					
	車椅子使用者用トイレ	オストメイト対応設備の設置	長期					
		大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	長期					
		内部設備の内容と合わせ、ヘルプマークの掲示	検討中					
	一般トイレ	男女トイレそれぞれへのベビーチェアやおむつ交換台、着替え台の設置	長期					
		便房の適切な位置への手すりの設置	長期					
	駐車場	福祉タクシー車両など後部で乗降する車両の利用においても十分なスペースを確保した駐車施設の設置	長期					
		車椅子使用者用駐車施設の位置を示す案内サインの設置	検討中					
案内	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）の位置を示す案内の設置	検討中						
	建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）での、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や音声による案内設備の設置	検討中						
人的対応・心のバリアフリー	受付カウンターが利用できない車椅子使用者等への適切な対応の実施	継続						
	筆談等による聴覚障がい者への適切な対応の実施	継続						
	高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育の実施	継続						
備考	—							

(5) 路外駐車場特定事業

大栄パーク籠原駅前

施設名	大栄パーク籠原駅前	事業主体	大栄不動産(株)					
施設の現状等	・車椅子利用者用駐車施設は設置されていますが、更なる利便性の向上に向けて検討を進めていきます。							
	<table border="1"> <tr> <td>主なバリアフリー施設等の状況</td> <td colspan="2">※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります</td> </tr> <tr> <td colspan="3">敷地内通路：  トイレ：— その他：</td> </tr> </table>			主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります		敷地内通路：   トイレ：— その他： 	
主なバリアフリー施設等の状況	※設備等の有無を示すものであり基準適合状況は施設によって異なります							
敷地内通路：   トイレ：— その他： 								
事業	項目	事業内容	実施時期					
	案内	車椅子利用者用駐車施設の位置を示す案内サインの設置	長期					
備考	—							

(6) 都市公園特定事業

籠原中央公園

施設名	籠原中央公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	・基本的なバリアフリー設備は整備されています。 ・今後は、適切に維持管理・修繕を行っていきます。		
事業	項目	事業内容	実施時期
	車椅子利用者用トイレ	破損した可動式手すりの修繕	短期
		荷物台やフックの設置	中期
		オストメイト設備や大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置	長期
	一般トイレ	夜間でも安心してトイレを利用できる環境整備（防犯カメラなど）	長期
		洋式トイレを設置	長期
維持管理	適切な維持管理・補修を実施	継続	
備考	—		

(7) その他の事業

対象	公共サイン	事業主体	熊谷市
施設の現状等	・平成30年3月に熊谷市公共サインガイドラインを策定しました。 ・「どこでも、誰もが、移動（利用）しやすく、わかりやすい」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、市内の公共空間に設置される歩行者用の公共サインの統一図っていきます。		
事業	項目	事業内容	実施時期
	公共サイン	重点整備地区内の公共サイン整備	継続
備考	—		

6-6 重点整備地区における今後の課題

(1) 安全な歩行者・自転車通行空間の確保

自転車の歩道通行により、視覚障がい者の白杖の折損事故や背後からの通行が予測しにくい聴覚障がい者との接触の危険性などがこれまでも指摘されています。籠原駅周辺は土地区画整理事業による歩行空間の確保は進んでいますが、自転車通行空間はほとんど確保されていないことから、バリアフリー化を推進する重点整備地区内の生活関連経路においては、歩行者と自転車が安全に通行できるような歩行者・自転車通行空間の整備を進めていく必要があります。

(2) 市街地の土地利用充実に合わせた歩きたくなる歩行空間の形成

籠原駅南口では、土地区画整理事業等によりショッピングモールとして歩行者専用道が整備されており、地区計画によって沿道の土地利用誘導が行われています。今後小規模店舗などが立地することにより、安全な空間で歩いて楽しめる通りの形成が期待されることから、取組の推進に当たっては沿道施設と連携し、道路との段差解消など、ユニバーサルデザインに配慮した一体的な整備を進める必要があります。

(3) まちづくりの動きに合わせ、当事者意見を反映した施設整備等の推進

籠原駅周辺重点整備地区の範囲は立地適正化計画における都市機能誘導区域の範囲とほぼ重複しています。基盤整備がおおむね終了し、今後は新たな都市機能を有する公共施設、民間施設が立地することが期待されます。新規施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮し、周辺道路等と一体的な整備が図られるよう関係者による調整を行うとともに、高齢者、障がい者等の意見を取り入れる機会を設け、より利用しやすい施設となるよう配慮することが求められます。

第7章 全市的なバリアフリー化に向けた取組

本基本構想は、主にバリアフリー化を図る重点整備地区を中心とした方針や事業を示していますが、基本方針4に示したとおり、これらの取組を重点整備地区外へ波及させ、展開していく必要があります。

全市的なバリアフリー化に向け、目標年次（令和13年度）までに市が主体となって推進するソフト施策及びハード施策の取組を示します。

7-1 ソフト施策の実施

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性及び安全性向上の促進を図るためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要であるとしています。

本市では、高齢者・障がい者・子育て世代等への理解促進など心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取組を推進するとともに、誰もが支障なく情報の提供・入手・交流ができる社会を目指した情報のバリアフリーに向けた取組などを推進していきます。



図 20 ソフト施策の考え方

(1) 高齢者・障がい者・子育て世代等への理解促進に向けた取組

① 小中学校における心のバリアフリー教室の実施

高齢者・障がい者・子育て世代等を含む多様な人々の存在を互いに理解し支え合う心のバリアフリーを広く普及するためには、子どものうちからバリアフリーの心を育み、行動することの重要性を知ることが望まれます。

現在、市内の小中学校では、道徳の時間に公平さや差別に関する授業を行っています。また、一部の学校では、アイマスクや車椅子などの疑似体験・介助体験や、障がい当事者を講師に招いた講演会などを実施しています。

今後は、小中学生を対象とした更なる心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、「心のバリアフリー教室」の実施を推進していきます。

②従業員等の接遇向上に向けた研修の実施

高齢者・障がい者・子育て世代等が安全・快適に施設利用できる環境を実現するためには、施設のバリアフリー整備と合わせて、相手をもてなし思いやる心を持った適切な対応や必要な介助を提供することが重要です。

本市では、NPO 法人との連携を図りながら、市内における公共交通事業者や施設設置管理者等の従業員等の接遇向上に向けて、施設側の心構えや接遇に関する知識・技術を伝える場として研修等の実施を働きかけていきます。

③市政宅配講座との連携

本市では、「市政宅配講座」を実施しており、市民が聴きたい内容を162の講座メニュー（令和3年8月現在）から選んでいただき、市職員等が講師となって指定した場所へ出向きお話しするといったサービスを提供しています。

令和3年度の市政宅配講座メニューには、「ユニバーサルデザインのまちづくり」や「心のバリアフリー教室」などを盛り込んでおり、今後もこうした取組と連携したバリアフリーの普及・啓発活動を推進していきます。

（2）高齢者・障がい者・子育て世代等の移動や施設利用の手助けに向けた取組

①バリアフリーに関する情報提供

市内の各施設におけるバリアフリー整備に合わせて、その情報を利用者等に十分に周知する必要があります。

本市では、バリアフリーマップを作成し、情報提供を行うとともに、障がい者のための国際シンボルマークやハート・プラスマーク、ヘルプマークなどの普及・啓発活動を推進していきます。

②移動や施設利用時における情報支援

本市では、聴覚障がい者が日常生活又は社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣する「手話通訳派遣事業」を社会福祉協議会と協力して実施しています。

また、埼玉県では、NPO 法人ことばの道案内と協働し、視覚障がい者等を音声で目的地まで導く「ことばの道案内」の情報提供を進めており、主要な公共施設までのルートの案内情報を無料で発信しています。

こうした事業を更に活用していただけるよう、内容や手続等に関する周知活動を推進していきます。

③ベビーカーマーク等の普及・啓発

国土交通省では、ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて、ベビーカーマークやベビーカー利用への理解・配慮を促すポスターの作成及び普及活動を行っています。

本市では、子育て支援の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指したマタニティマークのキーホルダーを母子健康手帳の交付時に配布するなど、ユニバーサルデザインの観点から、子育て世代や妊産婦等を対象とした外出環境の整備（子育てバリアフリー）に関する取組を推進しており、ベビーカーマーク等の普及・啓発についても積極的に推進していきます。

（3）高齢者・障がい者・子育て世代等の移動や施設利用を妨げないための取組

① 放置自転車対策の強化

歩道上に自転車や原動機付自転車などが放置されると、歩道がふさがれ、歩行者の通行の妨げとなります。特に、障がい者やベビーカー利用者等にとっては大変危険な障害物となり、車椅子使用者が通行できなかつたり、視覚障害者誘導用ブロック上に放置したことで視覚障がい者が転倒したりする事故などが発生しています。

本市では、既に放置自転車対策を講じていますが、今後更に取組を強化するとともに、自転車利用マナーの向上に向けた啓発活動を推進していきます。

② 安全な移動や適正な施設利用を阻害する行為への対応

施設のバリアフリー整備が進む一方で、歩道上の不法占用や車椅子使用者用駐車施設の不適正利用など、運用面での課題が残っており、安全な移動や適正な施設利用を阻害する行為を禁止する取組が必要です。

歩道上への商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為は法律で禁止されています。

本市では、道路管理者等とも連携し、商品・看板等の歩道上不法占用の防止に対する啓発活動を推進します。また、車椅子使用者用駐車施設についても関係事業者と協力し、適正な利用について啓発活動を行っていきます。

改正バリアフリー法では、心のバリアフリーの更なる推進を目的として教育啓発特定事業が新たに設けられました。

教育啓発特定事業では、下記の事業を位置付けることとされています。

表 26 教育啓発特定事業の定義（バリアフリー法第2条32）

- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

これを踏まえ、下表の内容を教育啓発特定事業に設定し、事業の推進を図ります。

教育啓発特定事業

対 象	心のバリアフリー	事業主体	熊谷市	
事 業	項 目	事業内容		
	理解促進	小中学校における心のバリアフリー教室の実施		継続
		接遇向上に向けた従業員等への研修実施		継続
		市政宅配講座との連携		継続
	手助けに向けた取組	バリアフリーに関するマーク等の普及・啓発		継続
	妨げないための取組	自転車利用マナーの向上に向けた啓発活動		継続
		商品・看板等の歩道上不法占用の防止に対する事業者への啓発活動		継続
車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関する啓発活動		継続		



イラスト出典：国土交通省関東運輸局 「こころのバリアフリー」ガイドブック

7-2 ハード施策の実施

(1) 都市基盤整備と合わせたバリアフリー化の実施

重点整備地区は、特定事業等の実施により地区内のバリアフリー化が順次進んでいきますが、本基本構想の基本理念や目標を実現していくためには、全市的にバリアフリーに関する取組を広めていく必要があります。

今後、土地区画整理事業等の開発行為や道路・都市公園の再整備など都市基盤整備を実施する際には、本基本構想の考え方にのっとったバリアフリー整備を推進し、市内のバリアフリー環境の底上げを図ります。

(2) 公共建築物の整備に伴うバリアフリー化の実施

重点整備地区に指定されなかった地域や、地区内で事業が位置付けられなかった施設等においても、各施設設置管理者は、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例等の法令や基準等に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずる必要があります。

市内の公共建築物が新設又は改築される際には、上記の法令や基準等に基づく整備を実施していきます。また、既存の建築物についても可能な限りバリアフリー化に努めます。

(3) 小規模店舗等におけるバリアフリー化の実施

バリアフリー化の基準適合義務の対象とならない小規模建築物においても、障害者差別解消法に示す合理的配慮の考え方を踏まえ、可能なバリアフリー化を推進する必要があります。ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向けて、個別店舗による対策や、商店街などで連携した一体的な取組等に対して、市による支援策を検討します。

第8章 基本構想の実現に向けて

本基本構想の実現に当たっては、事業実施の適切な管理及び事業の質の確保のみならず、実施した事業のフォローアップが必要となることから、特定事業計画の策定（Plan）、事業実施（Do）、事後評価（Check）、改善（Action）といったPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な取組（スパイラルアップ）を推進するための仕組みを設けます。

（基本理念）

『心つながる 人にやさしいまち 熊谷』の実現

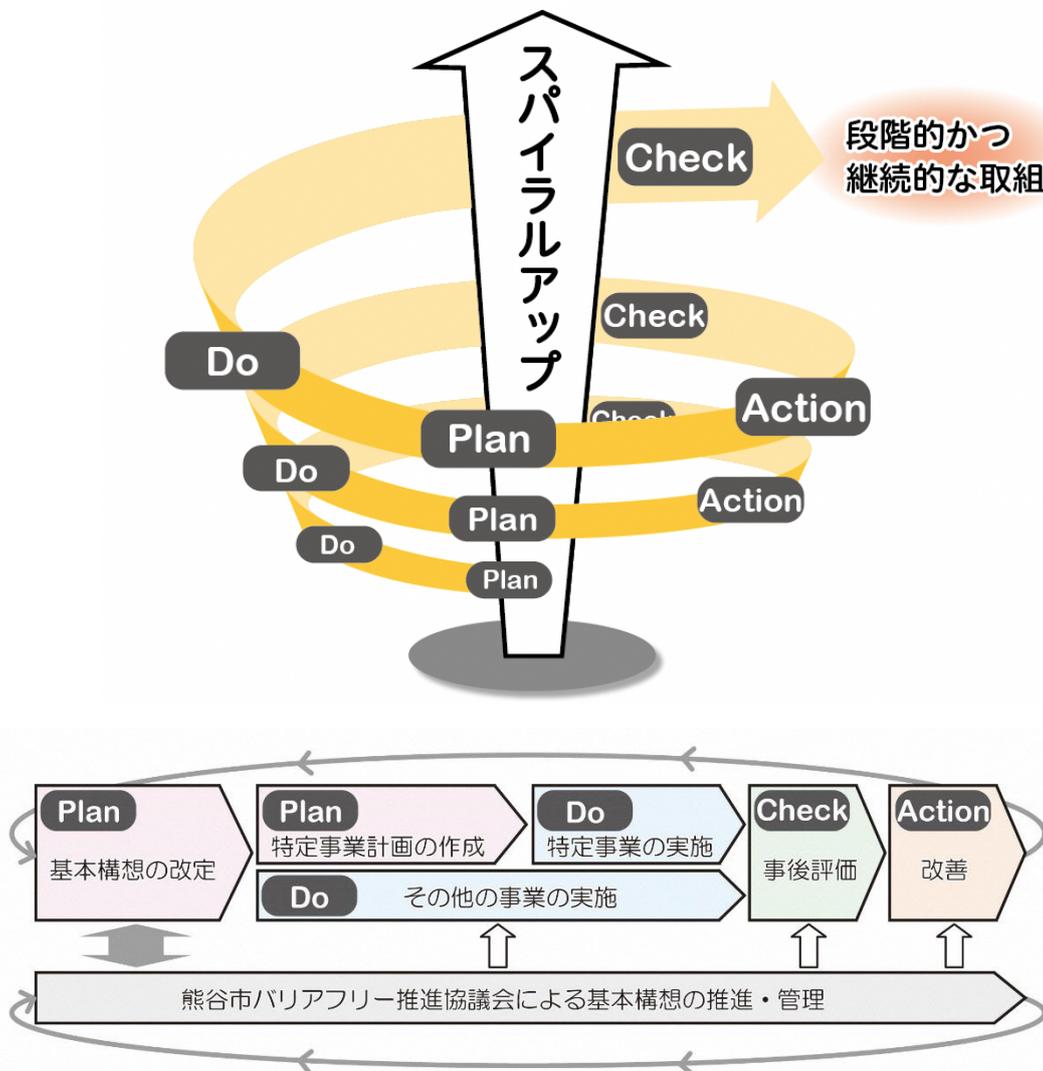


図 21 スパイラルアップと PDCA サイクルのイメージ

8-1 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

バリアフリー法に基づく基本構想の策定後、特定事業に位置付けられた施設設置管理者等は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画²²）を作成し、事業を実施することがバリアフリー法で義務付けられています。

また、特定事業計画作成時には、基本構想を作成した市町村や他の関係事業者への意見照会、高齢者や障がい者等の意見反映を行う努力義務が課せられています。

本市では、基本構想の実現に向けて、市民、利用者と関係事業者等が連携・協力してバリアフリー化を推進していくとともに、熊谷駅周辺重点整備地区及び籠原駅周辺重点整備地区における施設設置管理者等は、関係者との十分な意見交換を行った上で令和4年度中に特定事業計画を作成することとします。

また、特定事業計画作成後は、基本構想の基本理念や目標にのっとった特定事業が実施されるように、定期的に事業の進捗状況の調査を行うとともに、関連する情報の提供や関係者間の連絡調整をする場を設けることで、段階的かつ継続的な事業の推進に努めます。

²² 特定事業計画：バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、路外駐車場管理者等が作成する路外駐車場特定事業計画、公園管理者等が作成する都市公園特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業計画、建築主等が作成する建築物特定事業計画及び教育啓発特定事業計画がある。

8-2 基本構想の推進・管理体制

本市では、基本構想の基本理念や目標にのっとったまちの実現に向けて、基本構想策定後に「熊谷市バリアフリー推進協議会」を設置し、基本構想の推進・管理を行います。

推進協議会では、特定事業計画の作成状況や事業の実施状況を把握し、事業実施後の点検と改善策等について関係事業者の取組に助言・提案します。また、推進協議会は、必要に応じて特定事業等の見直しや追加を検討する場とし、基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指します。

なお、事業の実施状況については、基本構想策定後は年1回の事業進捗状況調査を実施するとともに、令和8年度頃には推進協議会を中心に基本構想の中間評価を行い、必要に応じて特定事業計画の見直し等により、目標年次である令和13年度までの基本構想の実現に向けて取り組んでいきます。また、目標年次に合わせて基本構想の最終評価を行うとともに、必要に応じて基本構想の改定について検討していきます。

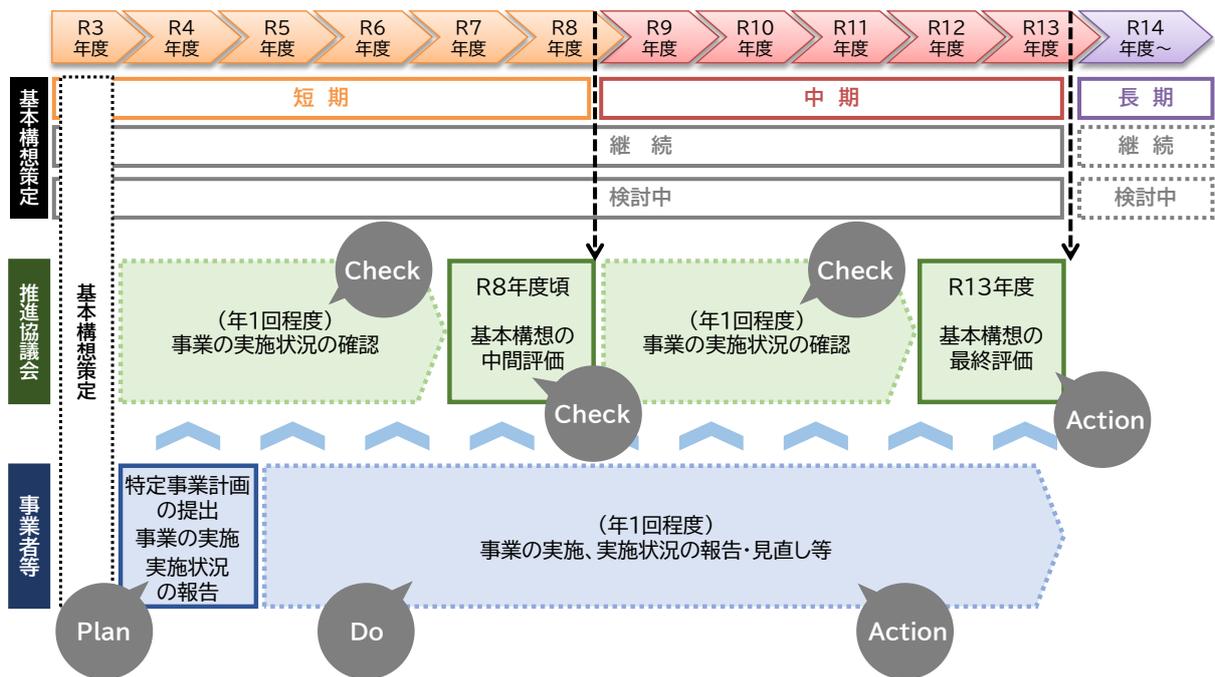


図 22 目標年次までの流れ

8-3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針では、バリアフリー化を促進するために、国民、事業者、地方公共団体それぞれに責務を課しています。

本市では、基本理念や目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進していきます。

表 27 熊谷市における市民・事業者・行政の役割と責務

		役 割	責 務
市 民		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者・子育て世代等への理解促進 ・高齢者・障がい者・子育て世代等の施設利用の妨げとなる視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪や車椅子使用者駐車施設への駐車禁止 ・高齢者・障がい者・子育て世代等の移動及び施設利用への積極的な手助け 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者・子育て世代等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深める。 ・高齢者・障がい者・子育て世代等の円滑な移動及び施設利用を確保することに積極的に協力する。
事業者	施設設置管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業計画の作成及び事業の実施 ・事業の実施状況の報告 ・高齢者・障がい者・子育て世代等の意見の事業への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者・子育て世代等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、必要な措置を講ずるよう努める。
	全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー整備の推進 ・高齢者・障がい者・子育て世代等への適切な情報提供 ・心のバリアフリーに関する取組の実施 	
行 政		<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業計画の作成状況や事業の実施状況の把握 ・円滑な事業実施に係る情報提供 ・事業者間の連絡調整の場の設置 ・高齢者・障がい者・子育て世代等と特定事業者の意見交換の場の設置 ・心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者・子育て世代等の移動等円滑化の促進のための施策の内容について必要な措置を講ずることでスパイラルアップを図る。 ・広報・啓発・教育活動等を通じて、心のバリアフリーに関する市民の理解を深めるとともに、必要な支援や適正な配慮について、関係者の連携及び市民の協力を求めるよう努める。 ・地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置や、市民の理解を深めるための広報活動などの必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努める。

付 属 資 料

付属資料

付－1 熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に基づく移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、法第26条第1項に基づく熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び連絡調整を行う。

- (1) 基本構想の作成に関する事項
- (2) その他移動等の円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、法第26条第2項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者及び障害者団体等を代表する者
- (3) 商工関係団体を代表する者
- (4) 公共交通事業者
- (5) 公安委員会を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 熊谷市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会の会議に付議すべき事項を事前に調整し、協議会の円滑な運営を推進するため、協議会に部会を設置する。

- 2 部会は、会長の指名する委員又は市長が任命する関係部署の職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選による。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

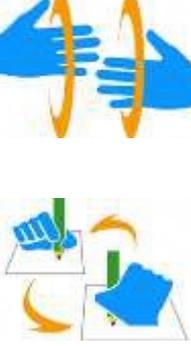
附則

- 1 この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿 (敬称略)

属 性	所 属	役 職	氏 名
学識経験者	立正大学	名誉教授	山口 雅功
	立正大学	社会福祉学部 教授	清水 海隆
利用者代表	特定非営利活動法人 熊谷市身体障害者福祉会	会長	片岡 善生
	熊谷若草親の会	会長	松崎 竹司
	熊谷地区みのり会		上吹越 多恵美
	熊谷市視覚障害者福祉協会	会長	熊谷 昭夫
	熊谷市ろう者協会	青年部長	中西 朋実
	特定非営利活動法人 自立生活センター 遊 T0 ピア	理事長	高橋 美香
	特定非営利活動法人 子育てネットくまがや	代表理事	大崎 幸恵
	ひまわりの会		江部 ひろみ
	特定非営利活動法人 にじいろ	代表理事	牛頭 智子
公共交通 事業者	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	総務部担当部長	野澤 浩一
	秩父鉄道(株)	技術部施設課長	松田 正
	国際十王交通(株)	運転車両部課長補佐	角田 誠
	朝日自動車(株)	取締役運輸部長	松尾 敦
	熊谷地区構内営業タクシー協議会	会長	柿沼 伸幸
建築物 事業者	熊谷市商店街連合会	会長	佐藤 良孝
	熊谷商工会議所	女性会会長	植野 智恵子
	埼玉県老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム 玉の緒 施設長	吉澤 聡一
道路事業者	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	所長	阿部 俊彦
	国土交通省関東運輸局 交通政策部バリアフリー推進課	課長	上野 雅男
	埼玉県熊谷県土整備事務所	所長	小高 巖
交通安全 事業者	埼玉県熊谷警察署交通課	課長	篠永 作
熊谷市	熊谷市総合政策部	部長	山崎 実
	熊谷市福祉部	部長	植原 利和
	熊谷市建設部	部長	荻野 秀夫
	熊谷市都市整備部	部長	上山 武

付－２ 障がい者等のシンボルマーク

シンボルマーク	上段：マークの名称 下段：関係団体・機関	マークの概要、使用方法など
【国際シンボルマーク】		
	障害者のための 国際シンボルマーク	このマークは、障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 なお、このマークは、全ての障がい者を対象としたもので、特に車椅子を利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。 このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。
	公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会	
	盲人のための 国際シンボルマーク	このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色は全て青にしなければならない」としています。横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンがありますが、この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	世界盲人連合	
	聴覚障害者のための 国際シンボルマーク	このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。 1980年に一般に紹介されてからは、幾つかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。 また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。
	世界ろう連盟	
【その他のマーク】		
	耳マーク	このマークは、聴覚障がいを示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。 聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手に分れば相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求めるといった場合に使用されています。
	一般社団法人 全日本難 聴者・中途失聴者団体連 合会	
	上：手話マーク	このマークは、誰にでも一目でコミュニケーション手段を知らせるため、全日本ろうあ連盟が作成したものです。また、施設の窓口等に掲示することで「手話で対応する」、「筆談でコミュニケーションできる人がいる」などを示すことができるマークです。 ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができます。 また、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、お店など、手話対応、筆談対応できるところで広く提示することができます。 更に、イベント等の会場で手話ができる、筆談対応する案内係がネームプレートで携帯することができます。
	下：筆談マーク 一般財団法人 全日本ろうあ連盟	

シンボルマーク	上段：マークの名称 下段：関係団体・機関	マークの概要、使用方法など
	<p>「ハート・プラス」マーク</p> <p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>	<p>このマークは、心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。身体に「内部障がい・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは分からないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「つらい、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>公益社団法人 日本オストミー協会</p>	<p>このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークで、公益社団法人日本オストミー協会が提唱しています。オストメイトの方が安心して外出するためには、「オストメイト対応トイレ」が必要です。同協会のホームページから、オストメイト対応トイレの情報を検索することができます。「オストメイト対応トイレ」とは、排せつ物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口にオストメイトマークが表示されます。</p>
	<p>身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク</p> <p>厚生労働省「いろんな場所で会おうね。ほじょ犬」</p>	<p>このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人にほえないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入れが義務付けられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受入れの表示マークとして使われています。</p>
	<p>マタニティマーク</p> <p>「健やか親子 21」推進検討会</p>	<p>国民運動計画「健やか親子 21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し、「マタニティマーク」を発表しました。このマークは妊産婦の方々が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどを掲示し、妊産婦の方々にやさしい環境づくりを推進するものです。</p>
	<p>ベビーカーマーク</p> <p>左上図：案内図記号 左下図：禁止図記号</p> <p>国土交通省</p>	<p>国土交通省では、ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けてベビーカー利用に関する必要な事項の協議を進めるために、平成 25 年 6 月に「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置し、平成 26 年 3 月に「ベビーカー利用に当たってのお願い（チラシ・ポスター）」及び「ベビーカーマーク」を発表しました。ベビーカー使用禁止のマークは、既に JIS 化されたものがありましたが、ベビーカー使用のマークは、統一的なものがなく、不特定多数の方が利用する公共交通機関等において、掲出されるベビーカーマークが事業者ごとに異なることは利用者の混乱を招く原因となり望ましくないことから、統一的なベビーカーマークが定められました。</p>
	<p>ヘルプマーク</p> <p>東京都、埼玉県など</p>	<p>このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。埼玉県でも平成 30 年 7 月からこのマークを導入し、普及に取り組んでいます。</p>

シンボルマーク	上段：マークの名称	マークの概要、使用方法など
	下段：関係団体・機関	
【自動車の運転者が表示する標識】		
	身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）	このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がいがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署 交通安全協会	
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	このマークは、政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署 交通安全協会	
	高齢運転者標識（高齢運転者マーク）	このマークは、70歳以上の自動車免許者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法ではこのマークを付けて運転するように努めなければならないとされています。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署 交通安全協会	

■ あ行

エスコートゾーン：視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障がい者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

オストメイト：様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人のこと。

■ か行

輝度：ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したもの。単位は cd/m²。

子育て支援タクシー：子ども連れの利用を中心として、妊産婦の通院や、子どもの通塾等に気軽に利用できるタクシーのこと。

高度化 PICS：スマートフォン等に歩行者信号の状態を送信するとともに、スマートフォン等から青信号の延長要求ができるシステムであり、歩行者支援情報通信システム（PICS：Pedestrian Information and Communication Systems）を高度化したもの。

■ さ行

視覚障害者誘導用ブロック：視覚障がい者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもった床材のこと。

重点整備地区：バリアフリー法に基づく基本構想において、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市町村が定める地区。

生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。

生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

正着：バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

■ た行

超高齢社会：総人口に対する 65 歳以上の人口の割合が 21%を超える社会。

特定経路・準特定経路：交通バリアフリー基本構想において定める旅客施設と目的施設との間の経路。

特定事業：バリアフリー基本構想に定める事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

特定事業計画：バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、路外駐車場管理者等が作成する路外駐車場特定事業計画、公園管理者等が作成する都市公園特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業計画、建築主等が作成する建築物特定事業計画及び教育啓発特定事業計画がある。

特定旅客施設：1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

■ な行

ニーリング：バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け乗降しやすくする機能。

■ は行

バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去。

福祉タクシー：身体障がい者や介護の必要な高齢者の移動のために、車椅子やベッドのまま乗降車できる装備などのあるタクシー車両。

■ や行

UDブロック（熊谷UDブロック）：車椅子使用者に必要な平坦性と視覚障がい者に必要な歩車道の判別性を兼ね備えた製品。車椅子のタイヤが通る部分にスロープ状の溝を2箇所設け、段差0cmと段差2cmを1つにした形状のもの。

ユニバーサルデザイン：障がいの有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。

ユニバーサルデザインタクシー：健康な方はもちろん、車椅子使用者、ベビーカー利用の家族、高齢者、妊産婦など「誰もが利用しやすいタクシー」のこと。

■ ら行

路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

熊谷市バリアフリー基本構想



くまがや バリアフリー

令和4年3月

発行／熊谷市

企画・編集／熊谷市 都市整備部 都市計画課